

ホームページによる行政情報の 提供状況に関する調査

結果報告書

令和4年3月
近畿管区行政評価局

目次

第1 調査の目的等	1
第2 調査の結果	
1 近畿管内の国の出先機関におけるホームページの運用状況等	
(1) ホームページの運用状況.....	2
(2) ホームページの利用者に関する団体等の意見.....	4
2 ホームページによる行政情報の提供状況	
(1) 時宜を得た情報提供と情報の最新化.....	13
(2) ホームページの提供情報の分かりやすさと利便性の向上等.....	42
3 ウェブアクセシビリティ等への対応状況	
(1) ウェブアクセシビリティの確保.....	72
(2) モバイル端末への対応状況等.....	97
所見該当一覧（調査対象機関別）	103

図表目次

1	近畿管内の国の出先機関におけるホームページの運用状況等	
(1)	ホームページの運用状況	
図表 1-(1)-①	調査対象機関のホームページの概要	6
図表 1-(1)-②	ホームページに関する管理運営に係る規程等の策定状況等	8
図表 1-(1)-③	調査対象機関におけるホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担状況（標準的な更新例）	9
図表 1-(1)-④	調査対象機関におけるホームページに関する定期的かつ組織的な点検の実施状況	10
図表 1-(1)-⑤	調査対象機関におけるホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況	12
2	ホームページによる行政情報の提供状況	
(1)	時宜を得た情報提供と情報の最新化	
図表 2-(1)-①	トップページを8年以上更新していない事例	23
図表 2-(1)-②	提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例（その1）	24
図表 2-(1)-③	提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例（その2）	25
図表 2-(1)-④	ページ内にタイトルを掲載しているが、掲載情報となる写真等が掲載されていない事例	26
図表 2-(1)-⑤	リンク切れの事例（その1）	27
図表 2-(1)-⑥	リンク切れの事例（その2）	31
図表 2-(1)-⑦	リンク切れの事例（その3）	33
図表 2-(1)-⑧	説明会や公募期間終了後の情報のホームページ掲載例	35
図表 2-(1)-⑨	調査対象機関における職員採用に関する業務説明会等情報の掲載状況	36
図表 2-(1)-⑩	関係団体等から聴取した主な意見（時宜を得た情報提供や提供内容の最新化）	37
図表 2-(1)-⑪	時宜を得た情報提供が図られていない事例が認められた機関におけるホームページに関する定期的・組織的な点検等の未実施理由	39
図表 2-(1)-⑫	情報提供や提供内容の最新化に関して、関係団体等から掲載を評価する意見がみられた取組	41
(2)	ホームページの提供情報の分かりやすさと利便性の向上等	
図表 2-(2)-①	Web アンケート調査結果（平成27年12月、内閣官房情報通信	

技術（IT）総合戦略室）	47
図表 2-(2)-② 1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例（その1）	48
図表 2-(2)-③ 1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例（その2）	50
図表 2-(2)-④ 1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例（その3）	52
図表 2-(2)-⑤ トップページ画面や構造が複雑とされた事例（その1）	54
図表 2-(2)-⑥ トップページ画面や構造が複雑とされた事例（その2）	56
図表 2-(2)-⑦ トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例（その1）	59
図表 2-(2)-⑧ トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例（その2）	60
図表 2-(2)-⑨ トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例（その3）	62
図表 2-(2)-⑩ 関係団体等から聴取した主な意見（提供情報の分かりやすさ等）	64
図表 2-(2)-⑪ 視覚的に分かりやすい表示にしている例	66
図表 2-(2)-⑫ 必要な情報を迅速に見付けられる構造にしている例	67
図表 2-(2)-⑬ 各ページに「お問い合わせ先」欄を設定している例	68
図表 2-(2)-⑭ トップページのリニューアルを行った機関の概要（その1）	69
図表 2-(2)-⑮ トップページのリニューアルを行った機関の概要（その2）	70
3 ウェブアクセシビリティ等への対応状況	
(1) ウェブアクセシビリティの確保	
図表 3-(1)-① 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティが確保されていない事例のうち、改善済の事例（令和4年2月15日まで）	87
図表 3-(1)-② ウェブアクセシビリティに関する学識経験者や障害者団体等からの意見（JIS X 8341-3に関する意見）	87
図表 3-(1)-③ 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組の実施状況（平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績）	89
図表 3-(1)-④ 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組未実施の理由、必要性・今後の取組予定	89
図表 3-(1)-⑤ 参考調査した地方公共団体におけるウェブアクセシビリティに関する取組の実施状況	91
図表 3-(1)-⑥ ウェブアクセシビリティ確保のための取組に関する学識経験者や障害者団体等からの意見	91
図表 3-(1)-⑦ 事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の実施状況（令和3年7月15日時点）	91

図表 3-(1)-⑧	事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の実績がない理由 及び今後の研修実施等予定（令和 3 年 7 月 15 日現在）	92
図表 3-(1)-⑨	参考調査した地方公共団体におけるアクセシビリティ研修の主 な実施内容	93
図表 3-(1)-⑩	調査対象機関における PDF ファイルを提供する場合のウェブア クセシビリティの確保に関する対応の実施状況	94
図表 3-(1)-⑪	PDF ファイルを提供する場合に JIS X 8341-3 を満たす対応や その代替手段を実施していない調査対象機関と、その理由	95
図表 3-(1)-⑫	PDF による情報提供に関する学識経験者や障害者団体等からの 意見	96
(2) モバイル端末への対応状況等		
図表 3-(2)-①	インターネット閲覧時に使用する機器の状況	99
図表 3-(2)-②	在留外国人の情報通信機器の利用状況	99
図表 3-(2)-③	調査対象機関ホームページにおけるモバイル端末による閲覧へ の対応状況	100
図表 3-(2)-④	モバイル端末による閲覧への対応予定が未定等の機関における その理由	101
図表 3-(2)-⑤	国の出先機関のホームページにおけるモバイル端末による閲覧 への対応に係る学識経験者、事業者団体等からの意見	102

事例表目次

3 ウェブアクセシビリティ等への対応状況

(1) ウェブアクセシビリティの確保

事例表 3-(1)-① 代替テキストが設定されていないため、読み上げソフトで音声読み上げが行われず、視覚障害者が画像等の内容を理解することが困難な例……………	104
事例表 3-(1)-② 代替テキストが設定された画像の直前又は直後に代替テキストと同じ内容のテキストデータが存在するため、読み上げソフトが同じ内容を繰り返して読み上げ、閲覧者が煩瑣 <small>はんさ</small> に感じるおそれがある例……………	108
事例表 3-(1)-③ 代替テキストの内容が画像の内容と異なっているため、読み上げソフトを使用する視覚障害者が画像の内容を誤解する例……………	111
事例表 3-(1)-④ 本文へジャンプする機能が設定されていない例……………	113
事例表 3-(1)-⑤ 本文へジャンプする機能が設定されているが、機能していない例……………	115
事例表 3-(1)-⑥ リンクを設定したバナー等の画像に代替テキストを設定していないため、リンク先の内容が読み上げソフトで読み上げられず、視覚障害者が理解できないおそれがある例……………	117
事例表 3-(1)-⑦ ホームページ上の入力フォームの目的（サイト内検索等）について、設定等の不備から読み上げソフトを使用する視覚障害者が理解することが困難なおそれがある例……………	120

資料目次

資料 1	「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」 (2019 年 (平成 31 年) 4 月 18 日 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) (抜粋)	123
資料 2	Web サイトガイドブック (2019 年 (平成 31 年) 4 月 18 日 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室) (抜粋)	125
資料 3	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号) (抜粋)	133
資料 4	障害者基本計画 (第 4 次、平成 30 年 3 月国会報告) (抜粋)	133
資料 5	産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) (抜粋)	134
資料 6	日本産業規格 JIS X8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器, ソフトウェア及びサービス - 第 3 部: ウェブコンテンツ (平成 28 年 3 月 22 日改正) 「0A 適用範囲」及び「0B インTRODクション」 (抜粋)	134
資料 7	JIS X8341-3:2016 の「原則」「ガイドライン」「達成基準」	135
資料 8	「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(2016 年版、総務省) (抜粋)	136

前書き

我が国のインターネット利用率（個人）は2009年以降、80%前後で推移し、2019年（令和元年）は89.8%（令和2年版情報通信白書）と非常に高いものとなっている中、電子政府の総合窓口（e-Gov）への総アクセス件数は、2016年度（平成28年度）の約5.8億件から2018年度（平成30年度）の約15億件へ約2.6倍に急増しており、行政機関による情報提供の手段の一つとしてホームページの果たす役割は非常に大きくなってきている。

こうしたことから、国の行政情報は、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、国民・企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、電子的手段（原則として、ホームページによる掲載）による提供を積極的に推進することとされている（行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定））。

この電子的手段による提供に当たっては、政府は、2019年（平成31年）4月に「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を改定し、近年の技術動向も踏まえ、行政情報をWebサイト等を通じて、より一層、分かりやすい内容で利用しやすい形態により積極的に提供するよう各府省に求めている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、国の機関は、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むこととされている。

しかしながら、近畿地方は、インターネットの利用者（個人）の地方別の割合が、南関東地方に次いで高く（84.3%。総務省の令和2年通信利用動向調査結果）、国の行政機関のホームページを通じた行政情報の入手の需要が多いにもかかわらず、近畿管内における近年の行政相談事案の中には、国の出先機関等のホームページに関して、掲載情報の照会先が載っていない、申請手続の記載が不正確である、窓口の休止情報が分かりにくい等の苦情等が見られ、提供内容の正確性や分かりやすさ、提供の迅速性等が適切なものとなっていない状況がうかがわれる。

本調査は、これらの状況を踏まえ、近畿管内の国の出先機関のホームページについて、国民に必要・有益な情報が迅速かつ正確に分かりやすく提供されているか、障害者や高齢者を含め誰もが閲覧しやすいものとなっているか等の観点から、行政情報の提供状況、利便性（ウェブアクセシビリティ（注）の対応状況）等を調査し、その実態や課題の整理を行い、関係行政の改善に資するために実施したものである。

今回の調査には、近畿管内の国の出先機関、地方公共団体、関係団体等（学識経験者、ホームページ制作事業者、障害者団体（支援学校を含む。）、事業者団体）など多数の方々にも、御協力をいただいた。この場をお借りして、感謝申し上げますとともに、この調査結果が、近畿管内の国の出先機関のホームページについて、必要・有益な行政情報が迅速かつ正確に分かりやすく提供され、ウェブアクセシビリティの確保等の一助となれば幸いである。

（注）高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

令和4年3月

近畿管区行政評価局長 森丘 宏

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、近畿管内の国の出先機関のホームページについて、国民に必要・有益な情報が迅速かつ正確に分かりやすく提供されているか、障害者や高齢者を含め誰もが閲覧しやすいものとなっているか等の観点から、行政情報の提供状況、利便性（ウェブアクセシビリティの対応状況）等を調査し、その実態や課題の整理を行い、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

大阪府・兵庫県に所在する国の行政機関（ブロック機関・府県単位機関：28 機関）

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪法務局、大阪出入国在留管理局、近畿財務局、大阪税関、神戸税関、大阪国税局、近畿厚生局、大阪労働局、兵庫労働局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局

(2) 関連調査等対象機関

ア 地方公共団体

大阪市、豊中市、池田市、神戸市、姫路市

イ その他（敬称略）

① 学識経験者（1名）

堀 雅洋（関西大学総合情報学部 教授）

② 障害者団体等（2団体、1特別支援学校）

③ 事業者団体（35団体）

④ 大阪府及び兵庫県内の行政相談委員（216名）

⑤ ホームページ制作事業者（1事業者）（注）

（注）②の障害者団体も兼ねる。

3 担当部局

近畿管区行政評価局、兵庫行政評価事務所

4 調査実施時期

令和3年7月～令和4年3月

第2 調査の結果

1 近畿管内の国の出先機関におけるホームページの運用状況等

(1) ホームページの運用状況

【制度の概要】

各府省は、「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」（平成31年4月18日、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「Web サイトガイドライン」という。）において、「行政組織・制度等に関する基礎的な情報、行政活動の現状等に関する情報、予算及び決算に関する情報及び評価等に関する情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に Web サイト等で提供する」とこととされている（Web サイトガイドライン 2.1 行政の諸活動に関する情報。資料1）。

また、総務省が国及び地方公共団体等公的機関のウェブアクセシビリティ対応を支援するために作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」（平成28年3月改正、以下「運用ガイドライン」という。）では、各機関は、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を実施し、「ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知」することとされている（運用ガイドライン6.2.2.職員研修。資料8）。

【調査結果】

調査対象とした近畿管内の国の出先機関28機関（以下「調査対象28機関」という。）は、図表1-(1)-①のとおり、それぞれホームページを設け、所管行政に係る各種情報を提供している。

また、各機関のホームページは、当該機関の広報業務を担当する課室（以下「広報担当課」という。）の長（27機関）又は本庁の広報担当課の長（1機関：大阪出入国在留管理局）が責任者となって管理運営が行われている。

各機関のホームページの管理運営に関する規程等の策定状況や提供情報の作成等に係る業務分担等は、以下のとおりである。

ア ホームページの管理運営に関する規程等の策定状況

調査対象28機関におけるホームページの管理運営に関する規程等の策定状況等をみると、次のとおり、調査対象機関自ら規程等を定めているもの（11機関）、本省庁において規程等が定められているもの（17機関）がみられた（図表1-(1)-②参照）。

- ① 調査対象機関自ら規程等を定めている11機関について、各機関が定めている規程等の内容をみたと、次のとおり種別される。
 - i) 運用管理者等の役職名や担当部署名の定めがあるもの（11機関）
 - ii) ホームページの提供情報の種類・内容等の定めがあるもの（7機関）

- iii) ホームページの掲載又は削除の基準となる期間等の定めがあるもの (6 機関)
 - iv) ホームページ掲載内容の定期的な点検等の実施の定めがあるもの (2 機関)
- ② 自ら管理運営に関する規程等を定めていないが、本省庁が定めた規程等に基づき管理運営を行っている 17 機関について、当該規程等の内容をみたところ、次のとおり種別される。
- i) 運用管理者等の役職名や担当部署名の定めがあるもの (6 機関)
 - ii) ホームページの提供情報の種類・内容等の定めがあるもの (10 機関)
 - iii) ホームページの掲載又は削除の基準となる期間等の定めがあるもの (11 機関)
 - iv) ホームページ掲載内容の定期的な点検等の実施の定めがあるもの (3 機関)

イ ホームページによる提供情報の作成・更新に係る業務分担等

調査対象 28 機関におけるホームページによる提供情報の作成・更新に係る各種業務は、次のとおり分担されている (注 1) (図表 1-(1)-③)。

(注 1) 各ページのうちヘッダ、フッタ等を除く領域 (提供情報の本体) の業務分担状況。以下①～③で、編集・承認作業が自機関内で完結している機関の中にも、ヘッダ、フッタ等各ページに共通して表示される要素については、本省庁にのみ編集権限があるとする機関がみられる。

- ① 提供情報の原稿は、全 28 機関において、当該案件を所管する担当課室 (以下「担当原課」という。) により作成されている。
- ② 提供情報の編集作業は、コンテンツ・マネジメント・システム (以下「CMS」という。(注 2)) 等のホームページ管理システム上の作業ページで、操作マニュアル等を参照して編集することにより行われている。この編集作業を担当原課が実施しているものが 16 機関、広報担当課が実施しているものが 8 機関、本省庁が実施しているものが 4 機関となっている。
- ③ 上記②の編集作業結果は、ホームページ管理システム上で承認作業 (完了確認) が行われた後、各機関のホームページに掲載されている。この承認作業を担当原課が実施しているものが 5 機関、広報担当課が実施しているものが 15 機関、担当原課と広報担当課の双方が担当しているものが 1 機関、本省庁が実施しているものが 7 機関となっている。

(注 2) CMS とは、入力フォームを用いてページの作成、更新、削除、承認などの作業を行えるよう支援するシステムの総称。テンプレート (HTML・CSS のひな形) を活用することなどにより、ホームページ全体で一貫したレイアウトやリンク表記などを行うことが可能とされている (運用ガイドラインより)。

なお、調査対象 28 機関の中には、通常の実行・更新作業とは別に、広報担当課が中心となり定期的 (年 1 回以上) かつ組織的に、ホームページの提供情報のうち不要なものの洗い出しや削除等のための点検を実施 (6 機関) している例 (平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間) がみられるが、実施機関は 28 機関中 6 機関と半数以下と

なっていた（図表 1-(1)-④）。

ウ ホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況

調査対象 28 機関におけるホームページの管理運営に関する職員研修（注 3）の実施状況をみると（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間）、職員研修の実績がある機関は 11 機関（研修の実施主体は、調査対象機関が 7 機関、本省庁等が 4 機関）と半数以下となっていた（図表 1-(1)-⑤）。

また、職員研修の実績がある 11 機関のうち、研修内容にウェブアクセシビリティに関する内容（注 3）を含めている機関は 8 機関にとどまっており、3 機関は含めていない。

（注 3）管理運営に関する職員研修の内容は、ホームページの掲載手順、CMS の操作方法等である。また、ウェブアクセシビリティに関する研修の内容は、ウェブアクセシビリティの必要性や確保するための方法、運用ガイドラインの説明等である。

(2) ホームページの利用者に関係する団体等の意見

本調査に当たり、調査対象 28 機関におけるホームページについて、その主な利用者に関係する事業者団体や障害者団体、ホームページに関する知見を有する学識経験者等から、最新化、分かりやすさ、ウェブアクセシビリティ確保、モバイル端末対応等に関する意見を聴取した。その結果、表 1-(2)のとおり、ページの画面構成等が分かりやすい等の評価する意見があった一方、古い情報が掲載され続けている、画面構成等が分かりにくい、視覚障害者が掲載されている画像の存在に気付きにくい、スマートフォン等モバイル端末で閲覧する際に見づらい等の改善を求める意見も寄せられた（意見の詳細については図表 2-(1)-⑩、2-(2)-⑩、3-(1)-②、⑫、3-(2)-⑤参照）。

表 1-(2) ホームページの利用者等の主な意見

区分	意見聴取した利用者等の属性	意見の概要
最新化	事業者団体	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の審査状況が日々更新して掲載されており、利用者にとって有り難い情報であると感じる。
最新化	事業者団体	古い情報が更新されていない箇所がある。
最新化	事業者団体	職員採用に関する説明会ページについて、開催日、申込期日が過ぎているまま掲載され続けているため、削除するか、若しくは「申込は終了しました」等の表示が必要ではないかと思う。
分かりやすさ	事業者団体	構成がシンプルで知りたい情報にすぐたどり着く。
分かりやすさ	事業者団体	アイコンや画像が多く視認性が高い。大まかな事業別に情報がまとめて掲載され情報を見付けやすい。
分かりやすさ	事業者団体	ページごとに同じ場所に「当ページに関するお問い合わせ

		わせ先」があり親切
分かりやすさ	事業者団体	「重要なお知らせ」の数が多く分かりづらく、発出日の記載や項目ごとに整理してほしい。
分かりやすさ	事業者団体	最下部のバナーが多すぎて大変見にくい。
ウェブアクセシビリティ確保	障害者団体等	画像に代替テキスト（注3）が設定されていないと、その存在が理解できない。
ウェブアクセシビリティ確保	障害者団体等	音声読み上げソフト（以下「読み上げソフト」という、注4）を用いてホームページを閲覧する際、本文へのジャンプ機能がない場合、ヘッダやフッタ、サイドメニュー等の読み上げが優先されるため、本文にたどり着くまで時間がかかる場合がある（同種の意見が他に4件）。
ウェブアクセシビリティ確保	学識経験者、障害者団体等	リンクが設定されている画像に代替テキストがないと、リンク先にどのような内容が掲載されているか理解できない（同種の意見が他に1件）。
ウェブアクセシビリティ確保	学識経験者、ホームページ制作事業者	ホームページにおいて同一のid属性（注5）が複数設定されている場合、読み上げソフトで閲覧した際に、ページ内ジャンプや読み上げ開始位置がソフトによつて的確に特定できない可能性がある（同種の意見が他に1件）。
ウェブアクセシビリティ確保	障害者団体等、ホームページ制作事業者	行政機関、民間企業にかかわらず、ホームページ編集担当者は、取りあえずPDFで提供しておけば良いという事例が多いが、PDFは特に表や段組の閲覧において音声読み上げに適していないので、非常に困っている（同種の意見が他に1件）。
ウェブアクセシビリティ確保	学識経験者、障害者団体等	PDFを提供するのであれば、代替テキストの設定などアクセシビリティ対応をする必要がある（同種の意見が他に1件）。
モバイル端末対応	事業者団体、学識経験者	パソコンによる閲覧時の画面がスマートフォンに縮小されて表示されるため、細かくて見づらい（同種の意見が他に3件）。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 意見の聴取は令和3年7月に実施

3 視覚障害者が閲覧する際などに、ホームページ上の画像の内容を説明するテキスト。読み上げソフトが代替テキストの内容を読み上げることで、視覚障害者は画像の内容を把握することができる。

4 ウェブページの内容や利用者の操作等を、合成音声によって読み上げることができるソフトウェア。スクリーンリーダー及び音声ブラウザがある。

5 ページ内の唯一の場所を特定し、ページ内リンクやページ掲載の記事内の目次移動等を行うことを可能にするもの。

図表 1-(1)-① 調査対象機関のホームページの概要

省庁名		調査対象機関名	トップページの URL
内閣府		公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/
総務省		近畿管区行政評価局	https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html
		近畿総合通信局	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/
法務省		大阪矯正管区	https://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei08_00104.html
		近畿地方更生保護委員会	https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_kinki_kinki.html
		大阪保護観察所	https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_osaka_osaka.html
		神戸保護観察所	https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogok_kobe_kobe.html
		大阪法務局	https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/
出入国 在留管 理庁	大阪出入国在留管理局	https://www.moj.go.jp/isa/about/region/osaka/index.html	
財務省		近畿財務局	http://kinki.mof.go.jp/
		大阪税関	https://www.customs.go.jp/osaka/
		神戸税関	https://www.customs.go.jp/kobe/
国税庁	大阪国税局	https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/index.htm	
厚生労働省		近畿厚生局	https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html
		大阪労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html
		兵庫労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home.html
農林 水産 省	林野庁	近畿中国森林管理局	https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/
	水産庁	瀬戸内海漁業調整事務所	https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/index.html
経済産業省		近畿経済産業局	https://www.kansai.meti.go.jp/
		中部近畿産業保安監督部 近畿支部	https://www.safety-kinki.meti.go.jp/
国土交通省		近畿地方整備局	https://www.kkr.mlit.go.jp/

	(港湾空港部)	http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/
	近畿運輸局	https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/
	神戸運輸監理部	https://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html
	大阪航空局	https://www.cab.mlit.go.jp/wcab
気象庁	大阪管区气象台	https://www.data.jma.go.jp/osaka/
海上保安庁	第五管区海上保安本部	https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/
環境省	近畿地方環境事務所	http://kinki.env.go.jp/
防衛省	近畿中部防衛局	https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-(1)-② ホームページに関する管理運営に係る規程等の策定状況等

省庁名	出先機関名	①自ら定めた規程等に基づき管理運営を行っている	②自ら規程等を定めていないが、本省庁が定めた規程等に基づき管理運営を行っている	①、②の規程等の詳細							
				i) 運用管理者等の役職名や担当部署名の定めがあるもの		ii) ホームページの掲載情報の種類・内容等の定めがあるもの		iii) ホームページの掲載又は削除の基準となる期間等の定めがあるもの		iv) ホームページ掲載内容の定期的な点検等の実施の定めがあるもの	
内閣府	公正取引委員会 近畿中国四国事務所	—	☆	—	☆	—	—	—	—	—	—
総務省	近畿管区行政評価局	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	近畿総合通信局	□	—	□	□	—	—	—	□	—	—
法務省	大阪矯正管区	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	近畿地方更生保護委員会	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	☆	☆
	大阪保護観察所	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	☆	☆
	神戸保護観察所	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	☆	☆
	大阪法務局	—	☆	☆	☆	☆	—	—	—	—	—
財務省	大阪出入国在留管理局	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	近畿財務局	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—
	大阪税関	—	☆	☆	—	—	—	—	—	—	—
	神戸税関	—	☆	☆	—	—	—	—	—	—	—
厚生労働省	大阪国税局	—	☆	☆	—	—	☆	☆	—	—	—
	近畿厚生局	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
	大阪労働局	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—
農林水産省	兵庫労働局	□	—	□	—	—	□	□	□	—	—
	近畿中国森林管理局	□	—	□	□	□	□	□	□	□	□
経済産業省	瀬戸内漁業調整事務所	—	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	近畿経済産業局	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
国土交通省	中部近畿産業保安監督部近畿支部	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	近畿地方整備局	□	—	□	—	—	—	—	—	—	—
	近畿運輸局	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	神戸運輸監理部	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	大阪航空局	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
環境省	大阪管区气象台	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
	第五管区海上保安本部	□	—	□	□	□	□	□	□	—	—
防衛省	近畿地方環境事務所	—	☆	—	—	—	☆	☆	☆	—	—
	近畿中部防衛局	—	☆	—	☆	☆	☆	☆	☆	—	—
該当する機関数		11	17	17		17		17		5	
		①、②別の内訳		① □ 11	② ☆ 6	① □ 7	② ☆ 10	① □ 6	② ☆ 11	① □ 2	② ☆ 3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ホームページの管理運営に関して、当該機関が自ら定めた規程等に基づき管理運営を行っている場合、①に「□」を付し、i) からiv) の該当箇所に「□」を付した。

3 ホームページの管理運営に関して、当該機関で自ら規程等を定めていないが、本省庁が定めた規程等に基づき管理運営を行っている場合、①に「☆」を付し、i) からiv) の該当箇所に「☆」を付した。

図表 1-(1)-③ 調査対象機関におけるホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担状況（標準的な更新例）

①掲載原稿の作成	②編集作業 (注4)	③承認作業 (注4)	④該当する機関名
当該案件を所管する担当原課 (28 機関)	広報担当課 (8 機関)	広報担当課 (6 機関)	近畿総合通信局、大阪法務局、大阪税関、神戸税関、大阪労働局、近畿中部防衛局
		本省庁 (2 機関)	公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所、大阪矯正管区
	掲載原稿を作成した担当原課 (16 機関)	掲載原稿を作成した担当原課 (5 機関)	近畿管区行政評価局、兵庫労働局、近畿地方整備局 (注5)、大阪航空局、大阪管区气象台
		広報担当課 (9 機関)	近畿財務局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所
		担当原課及び広報担当課 (1 機関)	近畿厚生局 (注6)
		本省庁 (1 機関)	大阪出入国在留管理局
	本省庁 (4 機関)	本省庁 (4 機関)	近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪国税局

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 括弧内は、機関数を表す。
 3 本図表は、各ページのうちヘッダ、フッタ等を除く領域（提供情報の本体）の業務分担状況を記載した。なお、本図表で編集・承認作業が自機関内で完結している機関の中に、ヘッダ、フッタ等各ページに共通して表示される要素については、本省庁にのみ編集権限があるとする機関がみられる。
 4 「②編集作業」及び「③承認作業」は、コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) 等のホームページ管理システム上で行う作業内容を示す。
 5 近畿地方整備局のうち港湾空港部を除いた取扱い。なお、同局港湾空港部のホームページは、同部広報担当課が編集作業等を実施している。
 6 近畿厚生局における「③承認作業」の最終承認権者は、掲載原稿を作成した担当原課の部門長（部長等）

図表 1-(1)-④ 調査対象機関におけるホームページに関する定期的かつ組織的な点検の実施状況

機関名	実施実績 (注2)	実施内容
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	無	—
近畿管区行政評価局	無	—
近畿総合通信局	有	<p>当局では、広報マニュアルにおいて、「ホームページに掲載したコンテンツは、その内容を所掌する担当課が責任をもって管理」し、「掲載したコンテンツは、定期的に点検するなどして、最新の情報であるか、リンク切れでないか等を確認」することを定めている。一方、令和3年7月にホームページリニューアルを行う予定だったことから、令和2年度から3年度にかけて、広報担当課において、ホームページ掲載内容の確認・点検を一元的に実施した。</p> <p>このほか、複数課にまたがる統計情報については、年1回広報担当課から関係課室へ連絡し、点検及び更新の実施を依頼している。</p>
大阪矯正管区	無	—
近畿地方更生保護委員会	無	—
大阪保護観察所	無	—
神戸保護観察所	無	—
大阪法務局	無	—
大阪出入国在留管理局	無	—
近畿財務局	無	—
大阪税関	無	—
神戸税関	無	—
大阪国税局	無	—
近畿厚生局	有	<p>年1回程度、局内の課室を参集させて開催する「広報委員会 企画・作業部会」において、広報担当課から担当原課に対し、ホームページ掲載内容の点検実施を指示し、点検結果の報告を依頼している。</p>
大阪労働局	有	<p>年1回以上、業務の閑散期に閲覧回数が多いページを中心に、最新の内容となっているか広報担当課において点検を実施している。</p> <p>また、広報担当課において、年1回以上、ホームページ管理システム(CMS)の機能を活用して、公開年月日の古いページをリストアップし、これらのページの掲載内容に古い情報がないか点検作業を実施している。</p>
兵庫労働局	有	<p>年1、2回の頻度で、広報担当課が、ホームページ全体の点検を実施し、掲載期限を過ぎている情報の削除作業を実施、又は担当原課に対して削除を依頼している。</p>
近畿中国森林管理局	有	<p>年1回、広報担当課から担当原課に対し、ホームページ掲載情報が最新の状態になっているか点検を依頼するとともに、広報担当課(総務課)においてもホームページ掲載情報を点検している。</p>
瀬戸内海漁業調整事務所	無	—
近畿経済産業局	無	—
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	無	—
近畿地方整備局	無	—
近畿運輸局	無	—

神戸運輸監理部	有	広報体制の強化を目的に令和2年度に「情報発信プロジェクトチーム」（本庁舎の各部から課長クラス、課長補佐、係長、係員等の8名で構成）を設置し、同プロジェクトチームのミーティングを年2回程度開催。同チームのメンバーが、随時、ホームページ全体を目視で点検し、誤字やリンク切れなどの不具合を確認している。
大阪航空局	無	—
大阪管区气象台	無	—
第五管区海上保安本部	無	—
近畿地方環境事務所	無	—
近畿中部防衛局	無	—

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 「実施実績」は、通常の作成・更新作業とは別に、広報担当課が中心となり定期的（年1回以上）かつ組織的に、ホームページの提供情報のうち不要なものの洗い出しや削除等のための点検を実施している場合、「有」とした。また、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績の有無を示す。

図表 1-(1)-⑤ 調査対象機関におけるホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況

機関名	実施実績 (注2、3)	実施主体	対象者	実施方法	直近の実績 (注4)
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	無	—	—	—	—
近畿管区行政評価局	有・ア	自機関	管内職員	講義形式	令和2年9月
近畿総合通信局	有・ア	本省庁等	企画広報室広報情報係係長、係員	講義形式	令和2年1月
大阪矯正管区	無	—	—	—	—
近畿地方更生保護委員会	無	—	—	—	—
大阪保護観察所	無	—	—	—	—
神戸保護観察所	無	—	—	—	—
大阪法務局	無	—	—	—	—
大阪出入国在留管理局	有・ア	本省庁等	総務課、会計課職員	動画配布	令和3年3月
近畿財務局	有・ア	本省庁等 (注5)	ホームページ事務担当職員及び掲載担当職員	講義形式	令和3年2月、3月
大阪税関	無	—	—	—	—
神戸税関	無	—	—	—	—
大阪国税局	無	—	—	—	—
近畿厚生局	有	自機関	各課ホームページ作成担当職員	講義形式	令和2年2月
大阪労働局	無	—	—	—	—
兵庫労働局	無	—	—	—	—
近畿中国森林管理局	有・ア	自機関	森林管理署職員	講義形式	令和3年6月
瀬戸内海漁業調整事務所	無	—	—	—	—
近畿経済産業局	有・ア	自機関	各課室の課室長補佐、係長、係員	講義形式	令和元年11月
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	有・ア	自機関	ホームページ管理運営、コンテンツ制作担当職員	イントラネット上の教材	随時
近畿地方整備局	有	自機関	各部広報担当職員等 (港湾空港部を除く(注6))	講義形式	令和3年4月
近畿運輸局	無	—	—	—	—
神戸運輸監理部	無	—	—	—	—
大阪航空局	有	自機関	ホームページ記事更新担当者	講義形式	令和2年12月
大阪管区气象台	無	—	—	—	—
第五管区海上保安本部	無	—	—	—	—
近畿地方環境事務所	有・ア	本省庁等	各課担当職員、公開管理者	講義形式	令和3年6月
近畿中部防衛局	無	—	—	—	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「実施実績」は、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績の有無

3 「実施実績」欄の「有・ア」は、職員研修の実績があり、かつウェブアクセシビリティに関する内容を含む機関、「有」は、職員研修の実績はあるがウェブアクセシビリティに関する内容が含まれていない機関、「無」は職員研修の実績がない機関を示す。

4 令和3年7月15日時点の直近の実施時期

5 関東財務局が実施主体の全国の財務局のホームページ事務担当職員等を対象とする研修

6 近畿地方整備局港湾空港部は、同局研修の対象外

2 ホームページによる行政情報の提供状況

(1) 時宜を得た情報提供と情報の最新化

【制度の概要】

Web サイトガイドラインにおいては、Web サイトにおける時宜を得た情報提供と掲載している情報の最新化等について、以下の取組が挙げられており、各府省はこれに沿った措置を実施することとされている。

「3.1 2)時宜を得た情報提供と提供内容の最新化」

- ① 時宜を得た Web サイトによる情報提供を行うとともに、Web サイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等以降、可及的速やかに Web サイトで提供するよう努める。
- ② 情報の掲載期間は、別途の定めがない限り、原則公表後 3 年以内とする。3 年経過後の情報については、継続掲載の要否について確認する。ただし、あらかじめ 3 年を超えて掲載し続ける必要性が明らかな情報については、それを妨げるものではない。

「3.1 4)Web サイト構築上の要件等」

- ⑦ コンテンツ作成や管理を容易にし、リンク切れ（注）等を防止するためにCMS等のツールを必要に応じて活用する。

（注）ウェブページ上に設けられたハイパーリンク先のページに接続できないこと。

【調査結果】

ア 情報提供及びその更新等の状況

今回、調査対象 28 機関が管理運営しているホームページについて、時宜を得た情報提供の観点から報道発表資料の掲載状況及び提供内容の最新化の観点から提供情報の更新及び削除状況等を調査した結果、以下のとおり、改善が必要と考えられる状況がみられた。

(ア) 報道発表資料の掲載状況

ホームページへの報道発表資料の掲載状況（令和 3 年 7 月 15 日時点）を調査したところ、自機関で報道発表を実施した 25 機関のうち 22 機関は、概ね報道発表日にホームページに報道発表資料を掲載している一方、ホームページによる情報提供の必要性に関する認識が十分でなかったことから、当資料を掲載していない機関が、下記①～③のとおり、3 機関みられた。

なお、これらの3機関(大阪矯正管区、大阪保護観察所及び第五管区海上保安本部)は、i) ホームページの管理運営に関する規程等を定めているものの、当該規程等の中でホームページへの報道発表資料の掲載を定めていない機関(大阪矯正管区、大阪保護観察所)、ii) ホームページの管理運営に関する規程等を定め、当該規程等の中でホームページへの報道発表資料の掲載を定めているものの、それを実行せず掲載していない機関(第五管区海上保安本部)である。

① 未掲載の事例(その1)

調査対象機関名	大阪矯正管区
事例の概要	ホームページに報道発表資料を未掲載
事例の発生原因	当管区が主導して報道発表を行う案件が少ないこと等もあり、報道発表資料を速やかにホームページに掲載する必要があると認識していなかったこと

② 未掲載の事例(その2)

調査対象機関名	大阪保護観察所
事例の概要	ホームページに報道発表資料を未掲載
事例の発生原因	ホームページによる情報提供に対する意識が不十分だったこと

③ 未掲載の事例(その3)

調査対象機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	ホームページに報道発表資料を未掲載
事例の発生原因	報道発表資料を速やかにホームページに掲載する必要があると認識していなかったこと

(イ) 提供情報の更新状況

ホームページの提供情報の更新状況(令和3年7月15日時点)について調査したところ、更新作業を担う担当原課において提供情報の更新業務が引き継がれていない又は更新が滞っており、かつ組織的な点検等も行われていないこと等から、下記①～④のとおり、トップページを8年以上更新していない事例などが3機関で4事例が認められた。

なお、これらの3機関(大阪保護観察所、近畿運輸局及び第五管区海上保安本部)は、ホームページの提供情報の定期的かつ組織的な点検やホームページに関する職員研修を実施した実績がない(図表1-(1)-④、図表1-(1)-⑤参照)。

① トップページを8年以上更新していない事例（図表2-(1)-①）

調査対象機関名	大阪保護観察所
事例の概要	ホームページの最終更新が平成25年9月で、8年以上更新されていない。
事例の発生原因	ホームページによる情報提供に対する意識が不十分だったこと
備考	大阪保護観察所は、法務省保護局から平成28年3月18日付け事務連絡に基づき、「ホームページに最新の情報のみ掲載するよう定期的に確認等を行い、少なくとも半年に一度更新する。」よう通知されていたが、平成25年9月以降更新を行っておらず、また、ホームページに掲載されている保護司等の人数も平成22年4月1日の数値から変更されていない。

（注）本事例は令和4年2月16日時点においても未更新

② 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例
（その1）（図表2-(1)-②）

調査対象機関名	近畿運輸局
事例の概要	都道府県別に乗合バスの事業者名等を掲載した「乗合バス事業者一覧」のページが、平成26年7月から更新されず掲載されていた。
事例の発生原因	更新作業を担う担当原課で提供情報の更新業務が引き継がれておらず、組織的な点検等も行われていなかったこと
備考	当局の指摘に対し、近畿運輸局は、該当ページは継続して掲載する必要性が乏しいと判断し、今後、利用者のニーズには個別対応することとして、当該ページを令和3年11月に削除

③ 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例
（その2）（図表2-(1)-③）

調査対象機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	管内で発生した船舶事故や人身事故等を紹介した「船舶海難・人身事故 参考事例集」のページが、平成27年11月11日から更新されていない。
事例の発生原因	更新作業を担う担当原課で更新が滞っており、組織的な点検等も行われていなかったこと

（注）本事例は令和4年2月16日時点においても未更新

④ ページ内にタイトルを掲載しているが、提供情報となる写真等が掲載されていない事例（図表 2-(1)-④）

調査対象機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	第五管区海上保安本部ホームページの「海の情報」ページにある「船艇・航空機写真」のページで、船艇や航空機のタイトル（種類）のみ記載され、その内容を説明する写真や記事等が掲載されていない。
事例の発生原因	更新作業を担う担当原課で更新が滞っており、組織的な点検等も行われていなかったこと

（注）本事例は令和 4 年 2 月 16 日時点においても未更新

また、ホームページの提供情報の更新に関連し、ホームページのリンクの維持状況（令和 3 年 7 月 15 日時点）を調査したところ、更新作業を担う担当原課において、リンク切れの確認作業が実施されておらず、かつ広報担当課においても当該作業が未実施又は定期的に実施されていないこと等から、下記⑤～⑦のとおり、3 機関のページでリンク切れ箇所の事例が確認された（いずれも調査期間中にリンク切れは解消）。

⑤ リンク切れの事例（その 1）（図表 2-(1)-⑤）

調査対象機関名	近畿中国森林管理局
事例の概要	トップページの注目情報欄等に掲載されている 4 つの記事をクリックすると「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。当該リンク切れは、古いものは平成 25 年 12 月 1 日時点から、新しいものは令和 2 年 7 月 1 日時点から発生している。
事例の発生原因	更新作業を担う担当原課及び広報担当課において、リンク切れの確認作業が実施されていなかったこと
備考	当該リンク切れ 4 件のうち、3 件は令和 3 年 8 月 30 日時点で、1 件は令和 3 年 10 月 1 日時点で解消

⑥ リンク切れの事例（その 2）（図表 2-(1)-⑥）

調査対象機関名	瀬戸内海漁業調整事務所
事例の概要	トップページから「事務所案内」の次に、図表 2-(1)-⑥の「管轄区域」(①) 及び「採用情報」(②) をクリックすると、いずれも「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。また、ページのフッタに配置された「ご意見・お問い合わせ

	せ」(③)をクリックすると、「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。 当該リンク切れは、①は令和2年9月1日時点から、②及び③は令和3年3月1日時点から発生している。
事例の発生原因	更新作業を担う担当原課及び広報担当課において、リンク切れの確認作業が実施されていなかったこと
備考	当該リンク切れ3件は、令和3年8月1日時点で解消

⑦ リンク切れの事例(その3)(図表2-(1)-⑦)

調査対象機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	「海の情報」の「ラジオ放送」欄にある「船舶交通安全情報」欄をクリックすると「ご指定のページは見つかりませんでした。」と表示される。当該リンク切れは、平成30年2月1日時点から発生している。
事例の発生原因	更新作業を担う担当原課においてリンク切れ確認作業が実施されておらず、広報担当課における当該作業も定期的には実施されていなかったこと
備考	当該リンク切れは、令和3年12月10日時点で解消

(ウ) 提供情報の削除等の対応状況等

ホームページに掲載された職員採用に関する業務説明会や各種公募等の情報については、当該説明会や公募期間の終了後は、参加希望者等の誤解を招くことがないよう、速やかに削除又は開催等が終了した旨の追加(図表2-(1)-⑧)が必要と考えられる。

こうしたことから、令和3年7月以前に各機関が開催した職員採用に関する業務説明会等情報の掲載状況(令和3年9月14日時点)を調査した結果、令和3年度に自機関で職員採用活動を行いホームページに当該情報を掲載した23機関のうち、業務説明会等の終了後に、当該情報の削除や終了等の追記を行わず継続して掲載していたと回答した機関が9機関みられた。なお、9機関のうち7機関は、令和4年2月15日までに当該情報の削除や終了等の追記を行ったが、2機関は当該情報の削除や終了等の追記を行わず、継続して掲載している(図表2-(1)-⑨)。

当該情報については、次年度の開催等の際に更新するまでの間、ホームページ閲覧者に参考情報として提供することも有用との考え方もあるが、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取(前述項目1(2)参照)では、表2-(1)-①の3機関が掲載した当該情報は、業務説明会等の終了後、掲載の削除や終了等の追記が必要ではないかとの意見が聞かれた。

表 2-(1)-① 関係団体等からの掲載削除又は終了の追記が必要との意見が聞かれた
情報内容

調査対象機関名	情報内容
近畿地方更生保護委員会	トップページに掲載された「採用情報」の説明会情報（申込期間終了）
神戸保護観察所	トップページに掲載された「社会を明るくする運動」の項目中に掲載されている、昨年度（令和2年度）の作品募集要項（応募期間終了）
大阪労働局	トップページの「重要なお知らせ」に掲載されている職員採用に関する説明会ページ（申込期間終了）

（注）令和3年7月に関係団体等から聴取した意見内容に基づき当局が作成。詳細は図表 2-(1)-⑩参照。令和3年7月時点の意見であり、その後各機関において掲載削除又は終了の追記が行われている。

（エ）時宜を得た情報提供等が図られていない事例発生の背景事情等

時宜を得た情報提供等が図られていない事例が発生している前述（ア）～（ウ）の機関について、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの間におけるホームページの提供情報に関する調査対象機関での定期的・組織的な点検及びホームページの管理運営に関する職員研修の実施状況をみると、表 2-(1)-②のとおり、事例発生14機関のうち、定期的・組織的な点検では12機関（85.7%）、職員研修では11機関（78.6%）と、7割以上の機関で当該点検や職員研修が実施されていない。

表 2-(1)-② 時宜を得た情報提供等が図られていない事例の発生状況とホームページの定期的・組織的な点検及び管理運営に関する職員研修の実施状況との関係

調査対象機関名	事例の発生状況			ホームページの提供情報に関する調査対象機関での定期的・組織的な点検の実施（注7）	ホームページの管理運営に関する職員研修の実施（注7）	
	事例有（未改善）：● 事例有（改善済）：○ 事例無：－					
	（ア）報道発表日等にホームページに報道発表資料の掲載を行っていない事例の有無（注3）	（イ）提供情報の更新 長期未更新等の事例の有無（注4）	（ウ）業務説明会等終了後、削除又は終了等の追記を行っていない事例の有無（注6）			
①大阪矯正管区	●	－	－	－	未実施	未実施
②近畿地方更生保護委員会	－	－	－	○ （改善済）	未実施	未実施
③大阪保護観察所	●	●	－	（該当なし）	未実施	未実施

④大阪出入国在留管理局	—	—	—	●	未実施	実施
⑤近畿財務局	—	—	—	○ (改善済)	未実施	実施
⑥神戸税関	—	—	—	○ (改善済)	未実施	未実施
⑦大阪国税局	—	—	—	○ (改善済)	未実施	未実施
⑧大阪労働局	—	—	—	○ (改善済)	実施	未実施
⑨近畿中国森林管理局	—		○ (改善済)	—	実施	実施
⑩瀬戸内海漁業調整事務所	—		○ (改善済)	(該当なし)	未実施	未実施
⑪近畿地方整備局 (港湾空港部)	—	—	—	●	未実施	未実施
⑫近畿運輸局	—	○ (改善済)	—	○ (改善済)	未実施	未実施
⑬第五管区海上保安本部	●	● (2)	○ (改善済)	(該当なし)	未実施	未実施
⑭近畿中部防衛局	—	—	—	○ (改善済)	未実施	未実施
(事例有の機関、点検又は研修未実施の機関合計)	3 機関	3 機関	3 機関	9 機関	12 機関	11 機関
		5 機関				

- (注) 1 当局の調査結果による。
2 複数事例がある場合、()内に事例数を付した。
3 報道発表日等にホームページに報道発表資料の掲載を行っていない事例は、令和3年7月15日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
4 長期未更新等の事例は、令和3年7月15日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
5 リンク切れの事例は、令和3年7月15日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
6 業務説明会等終了後、削除又は終了等の追記を行っていない事例は、令和3年9月14日時点の状況を基に整理した。また、令和4年2月15日までに改善済みの場合「改善済」とした。
7 定期的・組織的な点検及び職員研修の実施状況は、平成31年4月1日から令和3年7月15日までの実績

定期的・組織的な点検を実施していない上記12機関は、未実施の理由について、次のとおり説明している(図表2-(1)-⑪)。

- ① 担当原課で自主的に実施するものと認識しているため：7 機関(大阪矯正管区、近畿財務局、大阪国税局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿地方整備局(港湾空港部)、近畿運輸局、近畿中部防衛局)

- ② 定期的に点検を行うとの認識が無かったため：2 機関（大阪出入国在留管理局、神戸税関）
- ③ 業務上、全体の定期的な点検まで手が回らないため：2 機関（近畿地方更生保護委員会、第五管区海上保安本部）
- ④ ホームページ更新に関して担当部署が決まっておらず、ホームページの存在に対する意識が低かったため：1 機関（大阪保護観察所）

また、図表 1-(1)-③のとおり、提供情報の原稿は、調査対象とした全 28 機関において、当該案件を所管する担当原課により作成されているものの、上記のとおり、事例発生 14 機関のうち 11 機関は職員研修を実施していない。

定期的・組織的な点検と職員研修の双方を未実施の機関は 10 機関あり、このうち自機関でホームページ提供情報の編集作業を行っている 7 機関は、職員研修を未実施の理由について次のとおり説明している（図表 2-(1)-⑪）。

- ① 本省等で研修等が開催されず、受講する機会がないため：2 機関（大阪矯正管区、瀬戸内海漁業調整事務所）
- ② ホームページの更新等に関する知識習得は、ホームページ管理システムの手順書の確認や前任者からの引継ぎで対応できるため：4 機関（神戸税関、近畿地方整備局（港湾空港部）、第五管区海上保安本部、近畿中部防衛局）
- ③ 本省庁が導入したホームページ管理システム（CMS）を活用してページ更新作業を行っていることから、特段知識習得する必要性を感じていないため：1 機関（近畿運輸局）

イ 時宜を得た情報提供や提供情報の最新化について参考となる取組

時宜を得た情報提供については、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取（前述項目 1-(2)参照）において、該当する取組として、次のとおり、大阪労働局のホームページによる新型コロナウイルス関係情報の提供を評価する意見が聞かれた（図表 2-(1)-⑩）。

○ 関係団体等からホームページでの掲載を評価する意見が聞かれた情報内容

調査対象機関名	情報内容及び意見
大阪労働局	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の審査状況をホームページ上で日々更新しており、利用者の役に立つ情報を提供していると感じた。

これについて、大阪労働局は、当該休業支援金・給付金の審査業務が同局で開始される前に、今後申請者から照会等が増加することを想定し、日々の審査情報を掲載するこ

とを決めていたとしている（図表 2-(1)-⑫）。また、同局は、当該掲載により、i) 掲載しない場合と比較すると、局への電話照会が減少したものと考えられ、ii) 局の職員が審査状況に関する照会に回答しやすくなった等のメリットもあったとしている。

また、提供情報の最新化については、調査対象 28 機関における関係の取組を確認したところ、以下のとおり、広報担当課の主導によるホームページの提供情報の定期的な点検・削除やホームページ管理システムの機能を活用した提供情報の自動削除により、最新化の確保に努めている例がみられた。

- ① 広報担当課が、年 1 回程度「広報委員会 企画・作業部会」を開催し、全課室に対しホームページの提供情報の点検や見直しを指示し、広報担当課で見直し結果等を把握している（近畿厚生局）。
- ② 広報担当課において、年 1 回以上、ホームページ管理システムの機能を活用して公開年月日の古いページをリストアップし、これらのページの掲載内容に古い情報がないか確認している（大阪労働局）。
- ③ 広報担当課が、年 1、2 回の頻度で、ホームページ全体の点検を実施し、掲載期限を過ぎている情報の削除作業を実施、又は担当原課に対して削除を依頼している（兵庫労働局）。
- ④ 掲載を行う時点で削除する時期が決まっている案件について、ホームページ管理システムの機能を活用し、掲載作業時に掲載日と併せて削除日も設定し、公開後に削除日が到来すれば自動的に削除することにより、提供情報の削除を効率的に実施している（大阪法務局、神戸税関、大阪労働局、近畿地方整備局、大阪航空局）。

【所見】


以上のことから、改善が必要と考えられる事例が認められた各機関は、ホームページにおける時宜を得た情報提供及び提供情報の最新化の実現を図る観点から、次の措置を講ずること。

- ① 時宜を得た情報提供等が図られていない事例について、速やかに改善を図り、事例の箇所を本省庁が編集・管理している場合、本省庁に対して改善措置を要請すること。
- ② ホームページの管理運営に係る規程等の中で次のことを定めて実施するよう検討すること。
 - i 報道発表資料等は、原則として、公表日にホームページにより提供する。
 - ii 広報担当課と担当原課が連携し、ホームページの提供情報について、定期的・組織的な点検・見直しを行い、掲載後一定期間経過したものは削除する。
 - iii ホームページに掲載された職員採用に関する業務説明会や各種公募等の情報について、当該説明会や募集期間の終了後も掲載を継続する場合は、終了等の追記を行う。

- ③ ホームページに関する研修の実施等を通じて、Web サイトガイドラインに定められた時宜を得た情報提供と提供内容の最新化等の周知徹底を図ること。

(注) 所見に該当する機関は、所見該当一覧（調査対象機関別）（103 ページ）を参照

図表 2-(1)-① トップページを 8 年以上更新していない事例

機関名	大阪保護観察所	
事例の概要		
<p>(大阪保護観察所ホームページ)</p>  <p>ホームページの最終更新が平成25年9月。また、ホームページに掲載されている大阪府内の保護司等の人数は、平成22年4月1日現在のまま。</p> <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p>		

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-② 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例(その1)

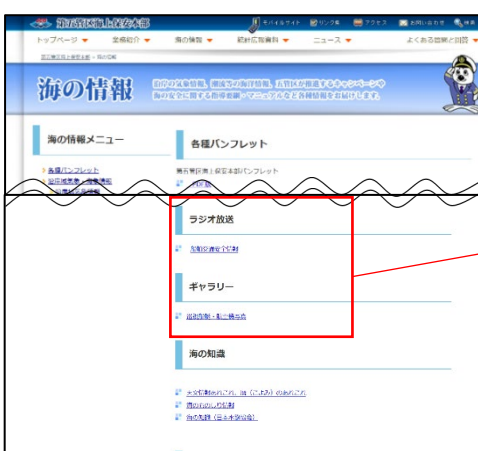

機関名	近畿運輸局																												
事例の概要																													
<p>(近畿運輸局ホームページ)</p> <p>乗合バス(大阪府)</p> <p>リンク先 PDF</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪急バス㈱</td> <td>大阪府池田市井口堂1丁目9番21号</td> </tr> <tr> <td>近鉄バス㈱</td> <td>大阪府東大阪市小坂一丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>高槻市</td> <td>大阪府高槻市桃園町2番地1号</td> </tr> <tr> <td>大阪空港交通㈱</td> <td>大阪府池田市空港1丁目9番地10号</td> </tr> <tr> <td>日本城タクシー㈱</td> <td>大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>金剛自動車㈱</td> <td>大阪府富田林市本町</td> </tr> <tr> <td>水間鉄道㈱</td> <td>大阪府貝塚市近木1丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>西日本ジェイアールバス㈱</td> <td>大阪府大阪市此花区</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地20号</td> </tr> <tr> <td>南海バス㈱</td> <td>大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号</td> </tr> <tr> <td>関西空港交通㈱</td> <td>大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地3号</td> </tr> <tr> <td>南海ウイングバス南部㈱</td> <td>大阪府泉佐野市日根野5619番地の2</td> </tr> <tr> <td>南海ウイングバス金剛㈱</td> <td>大阪府堺市中区東山803番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年7月現在</p> <p>平成26年7月現在</p>		事業者名	所在地	阪急バス㈱	大阪府池田市井口堂1丁目9番21号	近鉄バス㈱	大阪府東大阪市小坂一丁目7番1号	高槻市	大阪府高槻市桃園町2番地1号	大阪空港交通㈱	大阪府池田市空港1丁目9番地10号	日本城タクシー㈱	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番1号	金剛自動車㈱	大阪府富田林市本町	水間鉄道㈱	大阪府貝塚市近木1丁目1番1号	西日本ジェイアールバス㈱	大阪府大阪市此花区	大阪市	大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地20号	南海バス㈱	大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号	関西空港交通㈱	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地3号	南海ウイングバス南部㈱	大阪府泉佐野市日根野5619番地の2	南海ウイングバス金剛㈱	大阪府堺市中区東山803番地
事業者名	所在地																												
阪急バス㈱	大阪府池田市井口堂1丁目9番21号																												
近鉄バス㈱	大阪府東大阪市小坂一丁目7番1号																												
高槻市	大阪府高槻市桃園町2番地1号																												
大阪空港交通㈱	大阪府池田市空港1丁目9番地10号																												
日本城タクシー㈱	大阪府大阪市住之江区南港北1丁目1番1号																												
金剛自動車㈱	大阪府富田林市本町																												
水間鉄道㈱	大阪府貝塚市近木1丁目1番1号																												
西日本ジェイアールバス㈱	大阪府大阪市此花区																												
大阪市	大阪府大阪市北区中之島1丁目3番地20号																												
南海バス㈱	大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号																												
関西空港交通㈱	大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地3号																												
南海ウイングバス南部㈱	大阪府泉佐野市日根野5619番地の2																												
南海ウイングバス金剛㈱	大阪府堺市中区東山803番地																												
<p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p>																													

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-③ 提供情報の定期的な更新が必要なページを5年以上更新していなかった事例（その2）

機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	
<p>(第五管区海上保安本部ホームページ)</p> <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p> <p>(注) 当局の調査結果による。</p>	

図表 2-(1)-④ ページ内にタイトルを掲載しているが、掲載情報となる写真等が掲載されていない事例

機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	
<p>(第五管区海上保安本部ホームページ)</p>  <p>(リンク先ページ) ギャラリー「巡視船艇・航空機写真」</p>  <p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑤ リンク切れの事例（その1）

機関名	近畿中国森林管理局
事例の概要	
<p>近畿中国森林管理局トップページでは、下記図1に示した①～④の4か所でリンク切れが生じており（①は平成25年12月1日時点から、②は令和元年12月1日時点から、③は令和2年5月1日時点から、④は令和2年7月1日時点から）、各リンク先の情報にたどり着くことができない状態となっていた。</p> <p>なお、①は令和3年10月1日時点で削除されており、②・③・④は令和3年8月30日時点でリンク切れが解消されている（図2）。</p>	
<p>図1 近畿中国森林管理局ホームページ（トップページ）（リンク切れ発生時）</p>	
	

図2 近畿中国森林管理局ホームページ（トップページ）（リンク切れ解消後）

The screenshot shows the homepage of the Kinki-Chugoku Regional Forest Office. At the top is a banner image of two large sunflowers. Below the banner is a navigation menu with five items: 森林管理局へようこそ, 報道・広報, 森林管理局の仕事, 公売・入札情報等, and リンク集. Below the menu is a search bar with two input fields: 逆引き事典から探す and キーワードから探す, and a 検索 button. The main content area is divided into sections. The '注目情報' (Featured Information) section contains three items, with the first one highlighted by a green dashed box and a callout bubble labeled '1'. The 'イベント情報' (Event Information) section contains one item, with a callout bubble labeled '2'. The 'イベントレポート' (Event Report) section contains one item, with a callout bubble labeled '2'. The '林業視園' (Forestry Site Visit) section contains four items, with the first two highlighted by green dashed boxes and callout bubbles labeled '3' and '4'. The footer contains social media icons for Facebook, Twitter, and YouTube, a '関連リンク集' (Related Links) button, a '林野庁トップページへ' (Go to Forestry Agency Top Page) button, the office name '近畿中国森林管理局', address, phone number, and fax number, a 'ご意見・お問い合わせ' (Feedback/Inquiry) button, an 'アクセス・地図' (Access/Map) button, a 'サイトマップ' (Site Map) link, a 'プライバシーポリシー' (Privacy Policy) link, a 'リンクについて・著作権' (About Links/Copyright) link, and a '免責事項' (Disclaimer) link. A green circular button in the bottom right corner says 'このページの先頭へ' (Go to Top of Page). The copyright notice at the bottom reads 'Copyright © KINKI・CHUGOKU Regional Forest Office'.

森林管理局へようこそ | 報道・広報 | 森林管理局の仕事 | 公売・入札情報等 | リンク集

逆引き事典から探す | キーワードから探す | 検索

注目情報 | 注目情報一覧

- 1 平成30年台風21号等被害に係る森林再生全体計画（貴船・鞍馬）の公表について（令和2年4月24日）
- 「平成30年7月豪雨」に関する情報について更新しました（令和元年10月31日）
- 森を守る 国土を守る～森林経営管理制度がスタート（平成31年4月1日）

高さ日本一に！「花脊の三本杉」（62.3m）京都大阪森林管理事務所
YouTubeでVR森林散策！

森のひろば
先山地域のナラ枯れ被害実態について
フォレストニュース「森のひろば」

イベント情報

【募集中】10月17日（日曜日）森林散策・森林浴 & クラフト体験イベント開催します！（箕面森林ふれあい推進センター）チラシ(PDF: 1,012KB)

イベントレポート

- 2 カブトムシ里親まつり（駒貫橋）(PDF: 1,662KB)（箕面森林ふれあい推進センター）（令和3年6月27日）

林業視園

- 3 林業よスス(PDF: 5,762KB)林業よスス（英訳版）(PDF: 2,711KB)
- 4 林業視園: <https://www.pinya-mall.go.jp/utotsyo/atted/pdf/event-14.pdf>
- リン子の絵日記（前編）(PDF: 5,321KB) リン子の絵日記（後編）(PDF: 3,041KB)
- 林業視園「八咫木（ひととぎ）」(PDF: 3,798KB)

【動画】「聴いてみて、森林（もり）の声（平成29年）」公開のお知らせ『林野庁HP映像ライブラリ』配信中

公式SNS | 関連リンク集 | 林野庁トップページへ

近畿中国森林管理局 | 住所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 | 電話：050-3160-6700（代表） | 法人番号：4000012080002 | ご意見・お問い合わせ | アクセス・地図

サイトマップ | プライバシーポリシー | リンクについて・著作権 | 免責事項

このページ
の先頭へ

Copyright © KINKI・CHUGOKU Regional Forest Office

① 削除

②

この時期に実施している森林ふれあい推進事業「カ親まつり(飼育編)」を、NPOタマガタ探検隊との共
同として、6月27日(日)に箕面国有林(大阪府箕面市
90みのお記念森)において開催しました。当日は4
0方々に参加いただき、直前まで雨が心配でしたが
ことなく実施することができました。

た御家族には、箕面市生まれのカブトムシ(成虫ベ
ルリ)いただき、御家庭で飼育していただくことで、命
じる貴重な経験して頂ければ幸いです。併せて、
箕面国有林を散策していただき、森の素晴らしさや面
で頂きました。参加者からは、「久しぶりにカブトムシ
で楽しかった。」「子供たちと一緒に良い思い出を
できた。」などの感想が寄せられ、家族みんなで楽し
ご頂きました。

ふれあい推進センターでは、今後も様々な機会を
民の皆様が自然に触れ合う場を提供していきます。

参加者の皆様とスタッフ



森林散策



結成器



近畿中国森林管理局 箕面森林ふれあい推進センター
60-6745/FAX: 06-6881-2055
大阪府北区天満橋一丁目8-75 近畿中国森林管理局2F
www.rinva.maff.go.jp/kinkei/minno_fc/

③

現場漫画 林業よ ススメ!
発行 林野庁
林野庁ではたくさんの方々に、森林・林業・木材産業へ興味を持ってもらうべく漫画やイラストを作成しています。当漫画では普段なかなか見ることのない日本の林業現場をご紹介します。楽しんでご覧いただき、日本の山の活躍場になっていただければ幸いです。

1 林野庁のHPにて他の漫画もご覧いただけます

④

樹木漫画 リン子の絵日記
山が深くなくても、公園や校庭、街路樹と、木は身近にあふれています。日本人は昔から「木々の特徴をよく知り」暮らし、生活に上手に取り入れ、竹も含めて色季した。そんな日本人と木の文化をご紹介します。樹木漫画「リン子の絵日記」
子供も大人と一緒に読めば、身近な木に思いに行こう!

インマツ
ツバキ
ツバキ
ツバキ

※図2のホームページ画像は令和3年10月1日時点

※③及び④はリンク先PDFファイルの一部

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑥ リンク切れの事例（その2）

機関名	瀬戸内海漁業調整事務所
事例の概要	
<p>瀬戸内海漁業調整事務所ホームページのトップページでは、下記図1に示した①～③の3か所でリンク切れが生じており（①は令和2年9月1日時点から、②及び③は令和3年3月1日時点から）、各リンク先の情報にたどり着くことができない状態となっていた。</p> <p>なお、当該3か所のリンク切れは、令和3年8月1日時点で解消されている（図2）。</p>	
<p>図1 瀬戸内海漁業調整事務所ホームページ（トップページ）（リンク切れ発生時）</p>	
<p>※図1のホームページ画像は令和3年3月1日時点</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	
<p>(イメージ)</p>	

図2 瀬戸内海漁業調整事務所ホームページ（トップページ）（リンク切れ解消後）

瀬戸内海漁業調整事務所

English > ホームサイト > サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

事務所案内 >

- 沿革
- 所掌事務
- 管轄区域 ①
- 組織
- 採用情報 ②

事務所案内 政策について 分野別情報 報道・広報 申請・お問い合わせ

住所：〒650-0024 神戸市中央 29番地 神戸地方合同庁舎2階
電話：078-392-2281
法人番号：3000012080003

③ ご意見・お問い合わせ アクセス・地図

サイトマップ > プライバシーポリシー > リンクについて・著作権 > 免責事項

このページの先頭へ

Copyright : Setonaikai Fisheries Coordination Office

①

管轄区域

区域

②

瀬戸内海漁業調整事務所

キーワードから探す 検索

事務所案内 政策について 分野別情報 報道・広報 申請・お問い合わせ

ホーム > 採用情報

採用情報

水産庁の採用情報はこちら

③

瀬戸内海漁業調整事務所

English > ホームサイト > サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

キーワードから探す 検索

事務所案内 政策について 分野別情報 報道・広報 申請・お問い合わせ

ホーム > ご意見・お問い合わせ

ご意見・お問い合わせ

農林水産省「ご意見・お問い合わせ窓口」

瀬戸内海漁業調整事務所へのご意見、お問い合わせは、農林水産省総合窓口の件名に「瀬戸内海漁業調整事務所」と記載していただきますようお願いいたします。

※図2のホームページ画像は令和3年8月1日時点

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦ リンク切れの事例（その3）

機関名	第五管区海上保安本部
事例の概要	

第五管区海上保安本部ホームページの「海の情報」ページでは、ラジオ放送である「船舶安全交通情報」へのリンクが掲載されている。しかし、当該リンクは平成30年2月1日時点からリンク切れが生じており、リンク先の情報にたどり着くことができない状態となっていた（図1）。

なお、このリンク切れは、令和3年12月10日時点で解消されている（図2）。

図1 第五管区海上保安本部ホームページ（リンク切れ発生時）



※図1のホームページ画像は平成30年2月1日時点

(イメージ)



図2 第五管区海上保安本部ホームページ（リンク切れ解消後）

第五管区海上保安本部
JCG 5th Regional Coast Guard Headquarters
Geographic and Oceanographic Department

五管本部 > 海洋情報部 > 航海安全情報 > ラジオ放送について

ラジオ放送について

第五管区海上保安本部では、管内のNHKラジオ第1放送に船舶交通の安全のための情報を提供しています。管内における放送時間等は下記のとおりです。

放送局名	識別番号	周波数(kHz)	放送時間
大阪放送局第1放送	J O B K	666	1850～1900、2310～2320
新宮ラジオ中継放送所		1,026	
田辺 //		1,161	
古座 //		585	
すさみ //		1,026	
徳島放送局第1放送	J O X K	945	0710～0715（ニュースの時間）
牟岐ラジオ中継放送所		1,584	
高知放送局第1放送	J O R K	990	1850～1900（ニュースと天気予報の時間）
須崎ラジオ中継放送所		1,323	
中村 //		999	
宿毛 //		1,026	
土佐清水 //		1,584	

【▲ページトップへ戻る】

©2017 第五管区海上保安本部海洋情報部

※図2のホームページ画像は令和4年1月11日時点

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑧ 説明会や公募期間終了後の情報のホームページ掲載例

(例) 近畿経済産業局ホームページ

最終更新日：令和3年6月22日

■ 業務説明会のご案内

- [業務説明会2021](#) **【New!】**
- [WEB業務説明会2021](#) (終了しました)
- [ALL METI 合同業務説明会](#) (終了しました)

■ 【官庁訪問直前！】業務説明会2021のご案内

2021年度国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験者をはじめとした2022年度採用者へ向け、説明会を開催します。
当日は人事担当者への質問会や、若手職員との座談会を予定しています。
官庁訪問直前の業務説明会となりますので、疑問やお悩みを是非ここで全て解決しましょう！

※説明会参加の有無が、後の選考に影響を与えるものではありません。

ページの最終更新日は
令和3年6月22日

令和3年6月22日までの
説明会等が終了した後、
「終了しました」と記載

※説明会等終了後、速やかにページ更新を実施して記載を行っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑨ 調査対象機関における職員採用に関する業務説明会等情報の掲載状況

内容		機関数	機関名	
① 令和3年7月以前に開催した職員採用に関する業務説明会等情報を、自機関ホームページに掲載した機関		23		
①の詳細	② 令和3年9月14日時点で当該情報を削除した機関	2	大阪法務局、大阪管区气象台	
	③ 令和3年9月14日時点で「開催終了」等の追記を行い、当該情報の掲載を継続している機関	13	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、近畿管区行政評価局、近畿総合通信局、大阪矯正管区、大阪税関、近畿厚生局、兵庫労働局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局(注3)、神戸運輸監理部、大阪航空局	
	④ 令和3年9月14日時点で当該情報の削除や開催終了等の追記を行わず、継続して掲載した機関	9		
	④の詳細	令和3年12月15日までに当該情報の削除や開催終了等の追記を実施した機関	5	近畿地方更生保護委員会(注4)、近畿財務局(注5)、大阪労働局(注6)、近畿運輸局(注7)、近畿中部防衛局(注8)
		令和3年12月16日から同4年2月15日までに当該情報の削除や開催終了等の追記を実施した機関	2	神戸税関(注9)、大阪国税局(注10)
		令和4年2月15日まで当該情報の削除や開催終了等の追記を行わず、継続して掲載している機関	2	大阪出入国在留管理局、近畿地方整備局(港湾空港部)

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 調査対象 28 機関のうち、令和3年度に自機関で職員採用活動を行っていない5機関(大阪保護観察所、神戸保護観察所、瀬戸内海漁業調整事務所、第五管区海上保安本部、近畿地方環境事務所)を除く23機関を対象に、令和3年7月以前に開催した職員採用に関する業務説明会等情報のホームページ掲載状況(令和3年9月14日時点)を調査した。
 3 近畿地方整備局のうち港湾空港部を除く(同局港湾空港部は④に該当)。
 4 近畿地方更生保護委員会は、令和3年12月15日までに当該情報を削除した。
 5 近畿財務局は、令和3年10月12日までに当該情報を削除した。
 6 大阪労働局は、令和3年9月30日までに当該情報に「開催終了」の追記を行った。同局は、閲覧者が一連の採用の流れを把握する参考とするため、当該年度の採用活動がひととおり終了するまで掲載を継続する方針としている。
 7 近畿運輸局は、令和3年11月2日に当該情報を削除した。
 8 近畿中部防衛局は、令和3年10月12日までに当該情報に「申込受付終了」の追記を行った。
 9 神戸税関は、令和4年2月3日に当該情報に「終了しました」の追記を行った。
 10 大阪国税局は、令和4年2月2日に当該情報を削除した。

図表 2-(1)-⑩ 関係団体等から聴取した主な意見（時宜を得た情報提供や提供内容の最新化）

【① 評価する意見】

分類	意見対象の機関名	意見の概要	意見聴取した利用者等の属性
最新の情報	大阪労働局	トップページの上部に赤字で、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、こちらをご覧ください」とあり、その下に「※審査状況についてもこちらで確認できます」をクリックすると、「令和〇年〇月〇日 17:00 時点概ね〇月〇日受理分まで審査が進んでいます。」の表示があり、利用者にとっては有り難い情報であると感じる。	事業者団体

【② 改善を求める意見】

分類	意見対象の機関名	意見の概要	意見聴取した利用者等の属性
最新の情報	大阪保護観察所	最終更新が平成 25 年 9 月とされており、長期間更新されていない。	事業者団体
最新の情報	近畿運輸局	古い情報が更新されていない箇所がある。一例を挙げると、乗合バス事業者一覧は平成 26 年 7 月の情報のまま。	事業者団体
最新の情報	第五管区海上保安本部	「船舶海難・人身事故 参考事例集」が掲載されているが、内容が 2015 年 11 月 11 日となっている。	事業者団体
最新の情報	神戸保護観察所	「社会を明るくする運動」の記事が昨年そのままとなっている（昨年：70 回、今年：71 回）。	行政相談委員
リンク切れ	近畿中国森林管理局	ホームページ内で所々、リンク先のページが重たい、あるいはリンク切れを起こしているため早急に改善を求む。	事業者団体
リンク切れ	瀬戸内海漁業調整事務所	リンク切れがある（同種の意見が他に 1 件）。	行政相談委員
リンク切れ	第五管区海上保安本部	「海の情報」に掲載されている「ラジオ放送～船舶交通安全情報」をクリックしても「not found」	行政相談委員

		と表示される。また、「ギャラリー～船艇・航空機写真」は一つも見ることができない。	
期日経過後の情報	大阪労働局	トップページの「重要なお知らせ」に掲載されている職員採用に関する説明会ページについて、開催日、申込期日が過ぎているまま掲載され続けているため、削除するか、若しくは「申込は終了しました」等の表示が必要ではないかと思う。	事業者団体
期日経過後の情報	近畿地方更生保護委員会	募集記事などで受付期間を終了したものに「受付終了」の追記がないものがあり、追記は必須でなくとも親切さに欠けると思う。他機関のホームページには「受付終了」の追記があるものもある。	行政相談委員
期日経過後の情報	神戸保護観察所	「社会を明るくする運動」の項目中に掲載されている、第70回「社会を明るくする運動」兵庫県推進委員会が実施する高校生等エッセイコンテスト作品募集の募集要項によると、作品の応募締切日が令和2年10月9日(金)となっており、昨年度の内容のため、その旨を表示するか、今年度の募集要項を掲載するまで削除する必要があると思う。	事業者団体

(注) 1 令和3年7月に関係団体等から聴取した意見内容に基づき当局が作成

2 令和3年7月時点の意見のため、各機関におけるホームページ改修等により、現在の状況等と異なる内容もある。

図表 2-(1)-⑪ 時宜を得た情報提供が図られていない事例が認められた機関におけるホームページに関する定期的・組織的な点検等の未実施理由

機関名	ホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担 (注2)		定期的・組織的な点検 (注3)		職員研修 (注3)	
	編集作業	承認作業	実施状況	未実施の理由	実施状況	未実施の理由
①大阪矯正管区	広報担当課	本省庁	未実施	記事の担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。	未実施	本省が主催する研修を受講する機会がないため。
②近畿地方更生保護委員会	本省庁	本省庁	未実施	業務の都合上、点検まで手が回らないため。	未実施	法務本省がホームページ管理システム上の編集作業等を実施(担当)しているため。
③大阪保護観察所	本省庁	本省庁	未実施	ホームページ更新に関して、担当部署が決まっていなかったため。また、広報(社会を明るくする運動など)は、ホームページ以外の方法で行っており、ホームページの存在に対する意識が低かったため。	未実施	法務本省がホームページ管理システム上の編集作業等を実施(担当)しているため。
④大阪出入国在留管理局	担当原課	本省庁	未実施	不定期に点検は行っていたものの、定期的に点検を行うとの認識がなかったため。	実施	—
⑤近畿財務局	担当原課	広報担当課	未実施	ホームページ掲載情報の内容は多岐にわたっており、広報担当課で当該情報の掲載の可否や掲載期間を判断することは困難であることから、担当原課の判断に任せていたため。	実施	—
⑥神戸税関	広報担当課	広報担当課	未実施	これまで随時の点検を実施するのみで、定期的に点検を行うとの認識がなかったため。	未実施	通常業務を行うにあたっては、要領の確認及び前任者からの引継ぎで足りるため。
⑦大阪国税局	本省庁	本省庁	未実施	担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。	未実施	本庁がホームページ管理システム上の編集作業等を実施(担当)しており、技術的な面やアクセシビリティ対応などは、本庁で対応しているため。
⑧大阪労働局	広報担当課	広報担当課	実施	—	未実施	広報担当課で全課室のページ更新を集約して行うことから、研修を実施する必要がないため。

⑨近畿中国森林管理局	担当原課	広報担当課	実施	—	実施	—
⑩瀬戸内海漁業調整事務所	担当原課	広報担当課	未実施	担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。	未実施	水産庁本庁による研修を受講する機会がないため。
⑪近畿地方整備局（港湾空港部）	広報担当課	広報担当課	未実施	担当原課で確認しているものと認識しているため。	未実施	ホームページの編集及び掲載作業は同部広報担当課内で完結する作業のため、事務引継ぎ等に対応しており、部内全体で研修を行う必要性が低いものと認識しているため。
⑫近畿運輸局	担当原課	広報担当課	未実施	担当原課等で随時確認しているものと認識しているため。	未実施	本省庁が導入したホームページ管理システム（CMS）を活用してページ更新作業を行っていることから、特段、知識習得の必要性を感じていないため。
⑬第五管区海上保安本部	担当原課	広報担当課	未実施	業務上、全体の定期的な点検まで手が回らないため。	未実施	ホームページに関する知識の習得は、職員間の引継ぎにおいてのみ実施されているが、特段の支障を生じていないため。
⑭近畿中部防衛局	広報担当課	広報担当課	未実施	担当原課で自主的に実施するものと認識しているため。	未実施	研修参加の機会もない状況の中、当局ではCMSの操作方法に関して操作する職員が限られており、事務引継ぎの範疇で行っているため。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「ホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担」欄は、「図表 1-(1)-③ 調査対象機関におけるホームページ提供情報の作成・更新に係る業務分担状況（標準的な更新例）」から抜粋して記載した。

3 「定期的・組織的な点検」欄と「職員研修」欄の実施状況は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの実績を記載した。

図表 2-(1)-⑫ 情報提供や提供内容の最新化に関して、関係団体等から掲載を評価する意見がみられた取組

機関名	大阪労働局
事例の概要	
(関係団体等からの意見内容)	
大阪労働局では、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の審査状況をホームページ上で日々更新しており、利用者の役に立つ情報を提供していると感じた。	
(大阪労働局ホームページ)	
	
<p>※ホームページ画像は令和3年10月29日時点</p>	
(取組の経緯等)	
<ul style="list-style-type: none"> 大阪労働局では、大阪労働局休業支援金集中処理センターの設置準備段階から、受付審査から申請者への入金処理まで時間を要することが想定されたことから、令和2年7月の同センター設置を契機に、同月から同局ホームページに休業支援金給付金の審査状況を掲載し、平日1日1回、更新を行うことを決めた。 ホームページへの掲載は、概ね次の手順で実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 休業支援金集中処理センターで17時現在の審査の進捗状況を確認 → 翌営業日に同局ホームページの更新作業担当課室（雇用環境・均等部企画課）に審査進捗状況を報告 → 午前中に更新作業を実施 	

(注) 当局の調査結果による。

(2) ホームページの提供情報の分かりやすさと利便性の向上等

【制度の概要等】

Web サイトガイドラインでは、各府省の Web サイトにおける提供情報の分かりやすさと利便性の向上等のため、「できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等、分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。」(Web サイトガイドライン 3.1(3)③) こととされている。

また、Web サイトの基本的なデザインを定めた「Web サイトガイドブック」(平成 31 年 4 月 18 日、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室。資料 2) では、各府省の Web サイト共通の考え方や Web サイトの技術的留意点として、以下の点が掲げられている。

「各府省の Web サイト共通の考え方 表 2.1 (抜粋)」

① 利用者視点の重視

コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。

② シンプル・デザイン

画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。

③ 様々な機器や画面サイズへの対応

様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

「5.1 技術的留意点 8) バナーへの対応」

トップページのバナーは、利用者の Web サイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しません。

さらに、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室は、各府省のホームページへの要望や改善点等を把握し、Web サイトガイド (注) 等の改訂事項の検討に活用するため、平成 27 年 12 月に、国民を対象に Web アンケート調査を実施している (有効回答者数 1,030 人)。

同調査結果をみると、「府省の Web サイトをパソコンから閲覧した際に、困ったり、使いづらいと思った点」に関して、次の順に多くの回答がみられた (複数回答あり。図表 2-(2)-①)。

- ① 1つのページ内の情報が多すぎて、見にくい (対象者全体の 51.5%が回答)
- ② 探している情報が、メニューのどの項目に入っているか分かりにくい (同 35.9%)
- ③ 府省ごとに、Web サイトで用いる色合いや文字フォント等の表現が異なる (同 32.0%)
- ④ 情報が列挙されているだけで、どれが重要な情報なのかが分からない (同 29.0%)

(注)「日本語版 Web サイトガイド (平成 28 年 12 月 1 日内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室決定)」等を示す。なお、日本語版 Web サイトガイド等は、現在の「Web サイトガイドブック (平成 31 年 4 月 18 日内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室決定)」に集約統合されている。

なお、今回の調査においても、国の出先機関ホームページにおける分かりやすい情報提供のあり方等に関する意見として、ホームページに関する知見を有する学識経験者から、「サイトが提供するコンテンツに応じて、事業者、運転者、免許取得希望者、観光者など様々な立場のユーザが想定される。そのサイトがどのようなユーザに情報を提供しようとしているのか意識し、トップページの段階（入口）で次に進むべきページについて選択肢が絞り込みやすいメニュー構成や分類を工夫する必要がある。」との意見が聞かれた。

【調査結果】

ア ホームページの提供情報の分かりやすさ等の状況

今回、調査対象 28 機関が管理運営しているホームページについて、提供情報の分かりやすさの確保等の観点から、コンテンツの表現、画面や構造のデザイン及びトップページへのバナーの使用状況を調査した結果、近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取（前述項目 1-(2)参照）において、以下の（ア）～（ウ）の 8 事例について、「表示が多く分かりづらい」、「探している情報が見付けにくい」、「文字が小さく読みにくい」など、いずれも改善を求める意見等が寄せられた（図表 2-(2)-②～⑩）。

（ア）コンテンツの表現の状況

1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例が、次のとおり、3 事例認められた。

- ① トップページの「重要なお知らせ」に19件（令和3年11月18日現在）が掲載されており、画面をスクロールしないと「重要なお知らせ」しか見られない。「重要なお知らせ」の掲載情報は、「新型コロナウイルス対応」「土地家屋調査士試験」等、様々な分野の情報が混在しているため、入手したい情報が分かりづらい状態となっている。また、情報の更新日の記載がないため、利用者にとって最新の情報かどうか判断が難しい（大阪法務局）（図表2-(2)-②）。
- ② トップページに「新着情報」が 100 件以上（令和 3 年 11 月 18 日現在）掲載されており、かつ、全て小さい文字サイズで並んでいるため、見づらい状態となっている（中部近畿産業保安監督部近畿支部）（図表 2-(2)-③）。
- ③ 「事業者の方へ」のページに「新着情報」が 118 件（令和 3 年 11 月 18 日現在）掲載されているため、最下部のサブメニューにたどり着きにくい状態となっている（近畿地方整備局（港湾空港部））（図表 2-(2)-④）。

（イ）画面や構造のデザインの状況

トップページの画面や構造が複雑とされた事例が、次のとおり、2 事例認められた。

- ① トップページとは形式が異なる旧ホームページにつながり（又は目的のページにたどり着くまでに旧ページを挟む）、幾つかの階層を経なければ各コンテンツページにたどり着けない場合があり、目的の情報を探しにくい状態となっている（兵庫労働局）（図表2-(2)-⑤）。
- ② 兵庫県内のバス、タクシー、トラック及びレンタカー事業に関する所管業務の情報について、トップページには関連するキーワードが見当たらず、利用者が容易に情報を検索しにくい状態となっている（神戸運輸監理部）（図表2-(2)-⑥）。

（ウ）トップページへのバナーの使用状況

トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例が、次のとおり、3事例認められた。

- ① トップページの最下部にバナー22個を使用（令和3年11月18日現在）し、かつ順不同でひとまとまりに配置されているため、目的の情報を探しにくい状態となっている（近畿財務局）（図表2-(2)-⑦）。
（注）本件事例は、当機関のトップページの見直しにより、バナーの使用が無くなる（令和4年3月19日実施予定）。
- ② トップページにバナー20個以上がまとめて配置されており、かつ掲載文字が多く、サイズも小さいことから、中には拡大しても全文の判読が難しいものが見受けられる状態となっている（近畿運輸局、神戸運輸監理部）（図表2-(2)-⑧、⑨）。

イ ホームページの提供情報の分かりやすさ等の向上に関して参考となる取組

ホームページの提供情報の分かりやすさ等について、調査対象28機関における関係の取組を確認したところ、以下のとおり、他機関においても参考となる取組例がみられた。

- ① 視覚的に分かりやすい（見やすい、視認性がよい、理解しやすい）表示にしている例
トップページは、新着情報、国税局・税務署の案内、報道発表・統計等の項目に限定するとともに、視認性を確保するため、新着情報欄等に表示する情報数を制限（表示する情報は8件までとし、それ以上の情報を閲覧する場合はリンク（「新着情報一覧へ」等）をクリックしてもらおう形態を採用）している（大阪国税局、図表2-(2)-⑩）。
- ② 必要な情報を迅速に見付けられる（たどり着きやすい、探しやすい、検索しやすい）構造にしている例
トップページに掲載する項目は、防災・災害情報、記者発表、新着情報等を除

くと、分野別情報等への入口（メニュー名）に限定し、トップページから防災、河川、道路など各部のページやテーマ別情報への入口が一目で分かるよう表示している（近畿地方整備局、図表 2-(2)-⑫）。

③ 各ページに「お問い合わせ先」欄を設定している例

広報担当課が問合せ先の記入欄の「基本テンプレート」を準備し、これを担当原課がページ編集作業時に利用して、公開するページごとに「このページに関するお問い合わせ先」欄を表示している（近畿経済産業局、図表 2-(2)-⑬）。

また、2 機関においては、令和 3 年度にホームページのトップページのリニューアル作業を行った結果、トップページの見やすさ、提供情報の探しやすさ、操作性が大きく向上した例がみられた。

① 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（令和 3 年 6 月 29 日リニューアル、図表 2-(2)-⑭）

リニューアル前は、トップページの項目がほとんど分かれておらず、トピックス欄に多くの情報が時系列に掲載されていたため、利用者がページ下部を閲覧するには、画面を何度もスクロールする必要があった。

このため、リニューアルにおいて、i) 利用者が必要な情報を探しやすいようトピックス、イベント情報及び新着報道発表資料別に項目を設定、ii) トップページの各項目の掲載件数を減らし、利用者が年別及び分野別に閲覧・検索できるよう配置といった改善措置を実施した。

なお、当該リニューアルについては、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取においても、障害者団体等から、「リニューアルによって、視覚障害者向けソフトによるホームページの読み上げ時間が大幅に短くなり（注）、大変分かりやすくなった。」と評価する意見が聞かれた。

（注）トップページの読み上げ時間は、リニューアル前の 784 秒がリニューアル後に 109 秒に大幅に短縮した。

② 近畿総合通信局（令和 3 年 7 月 5 日リニューアル、図表 2-(2)-⑮）

リニューアルにおいて、i) トップページに掲載する項目及び情報を絞り、掲載する項目数に一定のルールを設定、ii) サイドメニューを目的別に再整理し、メニュー数を減らし、サイドメニューと本文との重複項目を排除、iii) 掲載するバナーの取捨選択を行い、バナー数を削減といった改善措置を実施した。

なお、当該リニューアルについては、前記意見聴取においても、障害者団体等から、「リニューアルによって、見出しタグの総数が減り（注）、視覚障害者向けソフトによる音声読み上げによって目的の箇所を探す際の利便が大きく向上されて

いるように感じた。」と評価する意見が聞かれた。

(注) トップページの見出しタグ (サイドメニュー数、バナー数)

サイドメニュー数：リニューアル前 (20 個) →リニューアル後 (11 個)

バナー数：リニューアル前 (20 個以上) →リニューアル後 (13 個)

【まとめ】

以上のことから、各機関は、ホームページにおける提供情報の分かりやすさと利便性の向上等の実現を図る観点から、広報担当課の主導等により、Web サイトガイドブック、前述の参考となる取組例及び関係団体等の意見を踏まえ、必要な見直しを実施することが望まれる。

図表 2-(2)-① Web アンケート調査結果（平成 27 年 12 月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

調査期間：平成 27 年（2015 年）12 月 24 日～同 25 日

調査対象者：調査委託先の登録モニターのうち、下記条件を満たす方

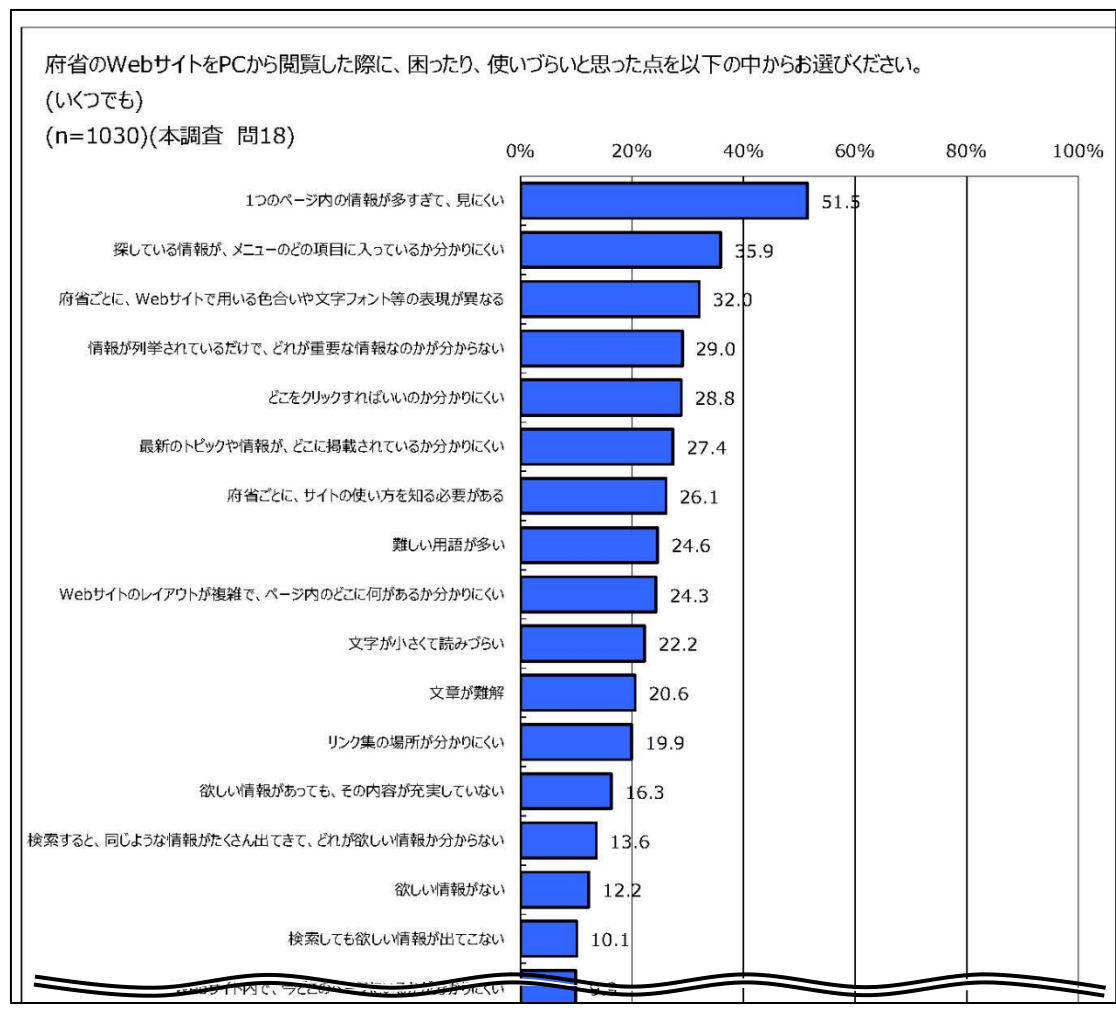
- ・ 12 府省の Web サイトを、PC から過去 3 ヶ月以内に一度でも見たことがある
- ・ PC からの閲覧限定
- ・ 20 歳以上

調査内容：(1)、(2)略

(3)府省 Web サイト全般に関して、改善すべき点、あると良い機能について回答（選択肢欄及び自由記載欄で構成）

有効回答者数：1,030 名

○回答結果（本調査の問 18 への回答を抜粋）



(注) Web アンケート調査結果（平成 27 年 12 月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）に基づき当局が作成

図表 2-(2)-② 1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例（その1）

機関名	大阪法務局
URL	http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/
ページタイトル	大阪法務局

事例の概要

大阪法務局ホームページトップページでは、「重要なお知らせ」に19件掲載しており（令和3年11月18日時点）、画面をスクロールしないと「重要なお知らせ」しか見られない。

「重要なお知らせ」の掲載情報は、様々な分野の情報が混在しているため、入手したい情報が分かりづらい状態となっている。また、情報の更新日の記載がないため、閲覧者にとって情報が時宜を得たものかどうか判断が難しい。

図1 大阪法務局ホームページ（トップページ）



調査対象機関の対応等

「重要なお知らせ」は、システム上、案件名のみを表示する作りになっているため、同じくトップページに掲載の「新着情報」と異なり、掲載日や項目の記載ができないが、掲載日順に案件名を表示する形で掲載している。

「重要なお知らせ」以外にも当該ページへのリンクが設定されている案件については、原課と調整し、「重要なお知らせ」への掲載は削除し、掲載件数を減らすよう調整する。また、関連する内容によっては、集約して掲載することも検討する。

「重要なお知らせ」中、新型コロナウイルス感染症に関連する情報については、新項目を作成し、集約して掲載するよう変更した（令和3年12月）。

これまで以上に掲載の優先度を意識し、閲覧者の見やすさ分かりやすさを意識したホームページとしたいと考えている。

関係団体等の意見

- ・「重要なお知らせ」の数が多かった。【事業者団体】
- ・「重要なお知らせ」が多く表示され、分かりづらい。【事業者団体】
- ・「重要なお知らせ」が列挙されているが、発出日を記載し、項目ごとに整理してほしい。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック

2.1 各府省のWebサイト構築に当たっての基本的な考え方

(1) 利用者視点の重視

コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。

(2) シンプル・デザイン

画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。

(7) 様々な機器や画面サイズへの対応

様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-③ 1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例（その2）

機関名	中部近畿産業保安監督部近畿支部
URL	https://www.safety-kinki.meti.go.jp/
ページタイトル	中部近畿産業保安監督部近畿支部
事例の概要	<p>中部近畿産業保安監督部近畿支部のホームページでは、「新着情報」を掲載しており、掲載件数は100件以上となっている（令和3年11月18日時点）。全て小さい文字サイズで並んでいるため、見づらい状態となっている。</p> <p>図1 中部近畿産業保安監督部近畿支部ホームページ（トップページ）</p>  <p>新着情報 100件以上</p>

調査対象機関の対応等

現在、古い情報から順次、別ページへの移動作業を行っている。今後、トップページの新着情報は、過去の記事にもアクセスしやすいよう整理し、見やすいスタイルとする。

なお、別ページについては、「過去の新着情報はこちら」のタイトルでトップページよりリンクを貼っており、掲載年月別に整理している。

(注) 令和4年3月1日現在、トップページの新着情報は、29件の掲載に整理されている。

関係団体等の意見

文字が小さくメリハリがないため見づらい。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック

2.1 各府省のWebサイト構築に当たっての基本的な考え方

(1) 利用者視点の重視

コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。

(2) シンプル・デザイン

画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。

(7) 様々な機器や画面サイズへの対応

様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-④ 1つのページ内の掲載件数が多いとされた事例（その3）

機関名	近畿地方整備局（港湾空港部）
URL	http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/index.html
ページタイトル	事業者の方へ 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部

事例の概要

近畿地方整備局（港湾空港部）のホームページでは、「事業者の方へ」ページに新着情報が118件（令和3年11月18日時点）掲載されているため、最下部のサブメニューまでたどり着くのに何度もスクロールする必要があり、利用者が必要な情報を見付けにくい状態となっている。

図1 近畿地方整備局（港湾空港部）ホームページ（「事業者の方へ」ページ）



調査対象機関の対応等
CMS 導入によるホームページの改修を予定しており（令和4年度予算要求中）、新着情報の表示方法については、その際に改善する予定である。
関係団体等の意見
「事業者の方へ」のページに、これまでの最新情報が多く表示されており、サブメニューにたどり着くのが難しい。最新情報の数を減らす、別ページにリンクするなどして、下部のサブメニューが選択しやすいようにしてほしい。【事業者団体】
(参考)ガイドライン等の記載
<p>Webサイトガイドブック</p> <p>2.1 各府省のWebサイト構築に当たっての基本的な考え方</p> <p>(1) 利用者視点の重視</p> <p>コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。</p> <p>(2) シンプル・デザイン</p> <p>画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。</p> <p>(7) 様々な機器や画面サイズへの対応</p> <p>様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑤ トップページの画面や構造が複雑とされた事例（その1）

機関名	兵庫労働局
URL	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/_79878/jikangai_roudou.html
ページタイトル	兵庫労働局 時間外労働等

事例の概要

兵庫労働局のホームページでは、トップページとは形式が異なる旧ホームページにつながる（又は目的のページにたどり着くまでに旧ページを挟む）状況がみられ、図1の例のようにいくつかの階層を経なければ各コンテンツページにたどり着けない場合があり、目的の情報を探しにくい状態となっている。

図1 兵庫労働局ホームページ（「時間外労働」ページ）



調査対象機関の対応等

たどり着きたい情報を一括で探すことができるページが整備されていないことが原因であり、今後、サイトマップ等のページを改善し、編集でき次第更新予定。

関係団体等の意見

ページの一覧性に欠け、各コンテンツがそれぞれ深い階層に沈んでいるため、情報収集の効率が悪い。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック

2.1 各府省のWebサイト構築に当たっての基本的な考え方

(1) 利用者視点の重視

コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。

(2) シンプル・デザイン

画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。

(7) 様々な機器や画面サイズへの対応

様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑥ トップページの画面や構造が複雑とされた事例（その2）

機関名	神戸運輸監理部
URL	https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/index.html
ページタイトル	神戸運輸監理部

事例の概要

神戸運輸監理部 兵庫陸運部では、兵庫県内のバス、タクシー、トラック、レンタカー事業に関する業務を所掌しているところ、図1のとおりトップページを見ても関連するキーワード等が見当たらず、利用者が容易に情報を検索しにくい状態となっている。

なお、当該情報は、図2のとおり、「申請・手続き案内」ページに掲載されている。

図1 神戸運輸監理部ホームページ（トップページ）



バス、タクシー、トラック、レンタカー事業に関して明記されていない。

図2 神戸運輸監理部ホームページ（「申請手続き案内」ページ）



調査対象機関の対応等

以前あった神戸海運監理部のホームページに組織改正により兵庫陸運部のコンテンツを加えたためホームページの構成が複雑化したと思われる。ホームページの構成を変更するために本省と協議し対応を検討する。

令和3年12月24日、情報発信プロジェクトチームのミーティングを行い、その席でプロジェクトチームメンバーに、他局を例にホームページのトップページデザインのリニューアル案を提出するよう依頼。現在、プロジェクトチームメンバーから提出されたデザインを基にデザイン案の取り纏め作業を行っており、今後変更作業にかかる予算措置等も含めて本省と協議する予定

関係団体等の意見

バス、タクシー、トラック、レンタカーなどの陸運関係の情報が検索しづらいので、兵庫陸運部関係としてメニューの項目を追加してほしい。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック

2.1 各府省のWebサイト構築に当たっての基本的な考え方

(1) 利用者視点の重視

コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行い

ます。

(2) シンプル・デザイン

画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。

(7) 様々な機器や画面サイズへの対応

様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑦ トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例（その1）

機関名	近畿財務局
URL	http://kinki.mof.go.jp/
ページタイトル	財務省近畿財務局

事例の概要

近畿財務局のホームページでは、最下部にバナー22個を掲載している（令和3年11月18日時点）。順不同でひとまとまりに配置されているため、目的の情報を探しにくい状態となっている。

図1 近畿財務局ホームページ最下部（トップページ）



調査対象機関の対応等

トップページの見直しにより、バナーの使用は無くなる（令和4年3月19日実施予定）。

関係団体等の意見

最下部のバナーが多すぎて大変見にくい。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック

5.1 Webサイトの技術的留意点

8) バナーへの対応

トップページのバナーは、利用者のWebサイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しません。トップページへのバナーの表示を行わずに、リンクページを別途整備するなどにより対応してください。また、Webサイトの視認性を向上させるためのバナーのデザイン変更も、必要に応じて実施してください。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑧ トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例（その2）

機関名	近畿運輸局
URL	https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/
ページタイトル	近畿運輸局（トップページ）

事例の概要

近畿運輸局ホームページのトップページの「関連サイト・サポート情報」には、38個のバナー画像が掲載されているが（令和3年11月18日時点）、文字が多く小さなサイズの花ナナーが多いため、利用者が閲覧しにくい状態となっている（例：「エコ通勤」、「安らぎの紀伊半島へ」、「海ココ」、「UMIちゃんねる」、「自動車事故対策機構」）。

図1 近畿運輸局ホームページ（トップページ）

The screenshot shows the '関連サイト・サポート情報' (Related Sites and Support Information) section of the Kansai Transport Bureau homepage. It contains a grid of 38 small, text-heavy banners for various services and information, such as '情報公開窓口', '国土交通省 公益通報受付窓口', '国土交通白書', '国土交通省モニター募集', 'キッスコーナー', '社会保険・税番号制度 マイナンバー', '自動化ゲート', '運輸安全 マネジメント評価', '運輸安全マネジメント義務付け対象者の拡大', 'グリーン経営 認証', 'エコ通勤', 'Welcome! KANSAI, Japan.', '瀬戸内海 観光連携 推進会議', '安らぎの紀伊半島へ', '運送事業人材確保.com', '貸切バスの運賃・料金に関する運送窓口', '貸切バス安全評価制度 認定事業者一覧', '自賠償保険 ポータルサイト', 'トラガール促進プロジェクト', 'FINDE! TRUCK WORKER', '国土交通省 行政処分履歴検索サイト', '自動車保有関係手続ワンストップサービス', '自動車重量税等の減税について', '自動車不具合情報ポットライン', 'タカタ製エアバッグに関するお知らせ', '自動車整備サイト', '海の時時刻表', '海ココ', 'UMIちゃんねる', '海の仕事を全力サポート! 海の仕事.com', '海上定期便 (貨物船)', 'FRP船体サイクルシステムのご案内', '船員求人情報ネット', '船舶事故 ハガードマップ', 'H.A.S.V.A. 独立行政法人 自動車事故対策機構', '奈良運輸支局Twitter', and '「ホワイト物流」推進運動'. A red box highlights the entire grid with the text 'バナー38個'. At the bottom of the page, there are links for 'ソーシャルメディア運用ポリシー', 'プライバシーポリシー', and '著作権・免責事項', along with contact information for the Kansai Transport Bureau and a copyright notice: 'Copyright (C) Kinki District Transport Bureau. All Right Reserved.'

調査対象機関の対応等

令和4年度中にホームページのリニューアルを予定しており（Internet Explorer 対応からMicrosoft Edge 対応に変更）、その際にトップページのバナーの見直しを図る。

関係団体等の意見

トップページにバナーを掲載しているが、文字が小さく多くの文字が記載されているため、非常に読みにくく分かりづらい。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック
 5.1 Webサイトの技術的留意点
 8) バナーへの対応

トップページのバナーは、利用者のWebサイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しません。トップページへのバナーの表示を行わずに、リンクページを別途整備するなどにより対応してください。また、Webサイトの視認性を向上させるためのバナーのデザイン変更も、必要に応じて実施してください。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑨ トップページに掲載されているバナーが多いとされた事例（その3）

機関名	神戸運輸監理部
URL	https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/index.html
ページタイトル	神戸運輸監理部

事例の概要

神戸運輸監理部では、トップページのサイドメニューにバナー24個（令和3年11月18日時点）が一列に配置されており、文字が多く小さなサイズの花ナナが多い。中には拡大しても全文の判読が難しいものが見受けられる（例：「海ココ」、「UMIちゃんねる」、「トラガール促進プロジェクト」、「自動車事故対策機構」）。

図1 神戸運輸監理部ホームページ（トップページ）

24個の花ナナが配置されているが、文字が多い又は文字サイズが小さいために判読が難しいものが見受けられる。

※一部のバナーを拡大

調査対象機関の対応等

文字の小さいバナーは、国土交通省統一バナー又は掲載依頼団体指定バナー等も含まれているため、デザイン変更には本省関係部局、掲載依頼団体と協議し必要に応じて修正する。

バナーについては、Web サイトガイドブックに従い、当運輸監理部ホームページにある既存のリンクページに移設、また、デザイン変更が可能かを検討し、改善のため技術的な面について本省と相談する。

なお、国土交通省統一バナー及び掲載依頼団体指定バナーについて、当運輸監理部ホームページへの掲載に関する規定及び本省からの指示等はない。

関係団体等の意見

トップページにバナーを掲載しているが、文字が小さく多くの文字が記載されているため、非常に読みにくく分かりづらい。【事業者団体】

(参考)ガイドライン等の記載

Webサイトガイドブック

5.1 Webサイトの技術的留意点

8) バナーへの対応

トップページのバナーは、利用者のWebサイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しません。トップページへのバナーの表示を行わずに、リンクページを別途整備するなどにより対応してください。また、Webサイトの視認性を向上させるためのバナーのデザイン変更も、必要に応じて実施してください。

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ 関係団体等から聴取した主な意見（提供情報の分かりやすさ等）

【① 評価する意見】

分類	意見対象の機関名	意見の概要	意見聴取した利用者等の属性
たどり着きやすさ	大阪国税局	構成がシンプルで知りたい情報にすぐたどり着く。新着情報がトップページの上段に整然と記載されており、見やすく利用しやすい。【図表 2-(2)-⑪】	事業者団体
たどり着きやすさ	大阪労働局	トップページが項目ごとに整理されており検索しやすい。	事業者団体
たどり着きやすさ	兵庫労働局	労働基準監督署の所在地と管轄区域が一つにまとまったページがあり、トップページから1回のクリックでアクセスできるので便利である。	事業者団体
たどり着きやすさ	兵庫労働局	雇用調整助成金など問合せが多い項目をページ上部に表示しており分かりやすい（同種の意見が他に1件）。	事業者団体、行政相談委員
たどり着きやすさ	近畿地方整備局	アイコンや画像が多く視認性が高い。「防災」「河川」など大まかな事業別に情報がまとめて掲載され情報を見付けやすい。【図表 2-(2)-⑫】	事業者団体
たどり着きやすさ	大阪労働局、兵庫労働局、近畿中国森林管理局、瀬戸内海漁業調整事務所	グローバルナビがシンプルでよい。トップページのメニューで選択肢として紛らわしい項目がないので、最初のページ遷移で迷いにくい、間違いにくい。	学識経験者
視認性、分かりやすさ	近畿厚生局	項目別の色分け、写真付きレポート、整然とした整理で視認性が良い。	事業者団体
視認性、分かりやすさ	近畿経済産業局	トップページに表示される文字量を抑え、重要度の高い項目に絞って掲載しており、使い勝手が良い。	事業者団体
視認性、分かりやすさ	大阪管区气象台	見出しが大きく分かりやすい。	行政相談委員
レイアウト、構成	近畿経済産業局	ページごとに同じ場所に「当ページに関するお問い合わせ先」があり親切【図表 2-(2)-⑬】	事業者団体

【② 改善を求める意見】

分類	意見対象の機関名	意見の概要	意見聴取した利用者等の属性
たどり着きやすさ	大阪労働局	ヘッダーメニューやサイドメニュー等に重複する情報が散乱して、探している情報を見付けにくい。	事業者団体
たどり着きやすさ	神戸運輸監理部	トップページのメニューにおいて情報が分類されているにもかかわらず、類似の情報が異なる区分に重複して掲載されている状態になっている。	学識経験者
文字の大きさ、色	近畿運輸局	プレスリリース、お知らせ欄の文字の色が薄い青色のため読みにくい。デザインはよいと思うが、背景と同系色となっているため高齢者には見えにくい。	事業者団体
バナーの使用	機関の特定なし	バナーは多過ぎると音声読み上げで支障があるので、使用について規制してほしい（一つのバナーが一つの文章と考えれば支障を理解できると思う）。	障害者団体等
分かりやすい表現、説明の充実	機関の特定なし	各種説明資料の文字数が非常に多いと感じる。音声機能や動画なども積極的に取り入れ、理解しやすく工夫してほしい（同種の意見が他に1件）。	事業者団体、行政相談委員
利便性	近畿地方整備局港湾空港部、近畿中部防衛局	文字サイズの変更機能がなく、弱視者が閲覧しにくいと思われるので改善してほしい。	障害者団体等
レイアウト、構成	近畿運輸局	トップページの下の方に、プレスリリースや過去のお知らせが膨大な行数で掲載されているが、読み上げソフトでは行の下に進めていくと、膨大な行の中に入り込んでしまう。膨大な行数のリストは、クリックしないと入れないようにしてほしい。	障害者団体等
レイアウト、構成	近畿中国森林管理局	「注目情報」に表示されている件数が多過ぎる。直近2か月程度の表示が適切と思う。階層構造を改めることにより、（読み上げソフトによる）無駄な文章の繰り返しは改善されると思う。	障害者団体等
レイアウト、構成	機関の特定なし	国の機関については、手続や通知事項等を検索しやすいように、できるだけホームページの構成を統一してほしい。	事業者団体

(注) 1 令和3年7月に関係団体等から聴取した意見内容に基づき当局が作成

2 令和3年7月時点の意見のため、各機関におけるホームページ改修等により、現在の状況等と異なる内容もある。

図表 2-(2)-⑪ 視覚的に分かりやすい表示にしている例

機関名	大阪国税局
URL	https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/index.htm
ページタイトル	大阪国税局 国税庁
事例の概要	
<p>(関係団体等の意見)</p> <p>トップページは、新着情報、国税局・税務署の案内、報道発表等の項目を固定。また、項目ごとの視認性を確保するため、新着情報欄等に表示する項目数を制限している。</p> <p>(大阪国税局ホームページ)</p> <p>(トップページ)</p>	
<p>※ホームページ画像は令和3年8月31日時点</p>	
<p>(注) 当局の調査結果による。</p>	

図表 2-(2)-⑫ 必要な情報を迅速に見付けられる構造にしている例

機関名	近畿地方整備局
URL	https://www.kkr.mlit.go.jp/
ページタイトル	国土交通省近畿地方整備局
事例の概要	<p>(関係団体等の意見)</p> <p>トップページに掲載する項目は、災害情報、記者発表、新着情報等を除くと、分野別情報等への入り口(メニュー名)に限定し、トップページが防災、河川、道路など各部のページやテーマ別の内容の入り口が一目で分かるよう表示している。</p> <p>(近畿地方整備局ホームページ)</p> <p>(トップページ)</p> <p>リンク先ページ</p> <p>※ホームページ画像は令和3年10月28日時点</p> <p>(注) 当局の調査結果による。</p>

図表 2-(2)-⑬ 各ページに「お問い合わせ先」欄を設定している例

機関名	近畿経済産業局
URL	https://www.kansai.meti.go.jp/
ページタイトル	近畿経済産業局トップページ
事例の概要	
<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ページごとに「このページに関するお問い合わせ先」欄を設けることを標準としている。 各課室でページ編集作業を行う職員の作業負担軽減のため、広報担当課では、ページに掲載する表(テーブル)や問合せ先の記入欄等をあらかじめ設定した「基本テンプレート」を準備して、各課室に使用を促している。 <p>(近畿経済産業局ホームページ)</p>	
<p>※ホームページ画像は令和3年10月1日時点時点</p> <p>(注) 当局の調査結果による。</p>	

図表 2-(2)-⑭ トップページのリニューアルを行った機関の概要（その1）

機関名	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
URL	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/
ページタイトル	近畿中国四国事務所：公正取引委員会

事例の概要

（リニューアルの内容）

リニューアル前は、トップページの項目分類がほぼ行われておらず、トピックス欄に多くの情報が時系列に掲載されているため、閲覧時にページ画面を何度もスクロールしてページ下部まで閲覧する必要があった。

一方、令和3年6月29日のリニューアルによって、i) 利用者が探しやすいようトピックス、イベント情報、新着報道発表資料の項目分けを実施、ii) トップページの各項目の掲載件数を減らし、利用者が年別及び分野別に閲覧・検索できるよう配置している。

（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所ホームページ）

トップページ
リニューアル前

トップページ
リニューアル後

新着の7件のみ

新着記事より前の記事は別ページに年別・分野別で整理

→報道発表資料一覧はこちら（近畿中国四国事務所）

90件以上

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会 報道発表・広報活動 相談・手続き窓口 独占禁止法 下請法 CPRC（競争政策研究センター）

現在のページ トップページ > 地方事務所 > 近畿中国四国事務所 > 報道発表資料（近畿中国四国事務所）

報道発表資料（近畿中国四国事務所）

年度で探す

- 令和2年
- 令和3年
- 平成31年・令和元年
- 平成30年
- 平成29年
- 平成28年

分野別で探す

- 独占禁止法・下請法・消費者契約法特別措置法（違反事件対応）
- 商品表示法
- 近畿地区における運用状況
- 教育支援（独占禁止法教室）
- 懇話会・その他

このページのよへ戻る

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission
〒100-0097 東京都千代田区有明1-1-1 電話 03-3581-5471（内線）

ご利用案内 ホームページ プライバシーポリシー 関連リンク 所在地

Copyright © 2011 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.

※ホームページ画像は令和3年6月1日時点（リニューアル前）及び同年8月26日時点（リニューアル後）

（注）当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑮ トップページのリニューアルを行った機関の概要 (その 2)

機関名	近畿総合通信局
URL	https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/
ページタイトル	総務省 近畿総合通信局
事例の概要	
<p>(リニューアルの内容)</p> <p>リニューアル前からトップページに項目分類を行っていたが、令和 3 年 7 月 5 日のリニューアルによって、i) トップページに掲載する記事を絞り、掲載する項目に一定のルールを設定、ii) サイドメニューを目的別に再整理し、メニュー数を減らし、サイドメニューと本文との重複項目を排除、iii) 掲載するバナーの取捨選択を行い、バナー数を減少させた。</p> <p>(近畿総合通信局ホームページ)</p> <p>(トップページ)</p> <p>The screenshot shows the website's homepage with three callouts: (i) comparing article lists before and after a reduction; (ii) comparing a large side menu before and after a reorganization; (iii) highlighting a reduction in banner items from over 20 to about 13.</p>	

(i)

① <リニューアル前の掲載内容>

講演会・イベント

- 個人情報保護セミナー開催について (日本データ通信協会webサイト) **NEW!**
【開催期間: 令和3年6月11日(金)10時から6月20日(金)15時まで】
- 「令和3年度地域コンテラクト協議会セミナー(オンライン配信)配布資料」
- 「セキュリティキャンプ in 大阪(一般公開)」の開催(令和3年9月20日)
- 「サイバーセキュリティ地域別セミナー in 福井」の開催(令和3年9月22日)
- 「近畿ローカルISG推進フォーラム」第3回会合(令和3年9月30日開催)配付資料
- 「近畿ローカルISG推進フォーラム」第2回会合(令和3年11月30日開催)配付資料
- 「近畿ローカルISG推進フォーラム」第1回会合(令和3年7月30日開催)配付資料

② 公募・案内

- 令和3年度「異業種」に関する公募 **NEW!**
【提出期限: 令和3年8月2日(月)18時(必着)まで】
- 「地方公共団体が抱える課題」の募集 (外部ページリンク) **NEW!**
【提出期限: 令和3年7月18日(金)17時(必着)まで】
- 地域ケアラボ・オフィス整備推進事業の追加公募(必着)の募集 **NEW!**
【提出期限: 令和3年6月30日(水)17時(必着)まで】
- 令和3年度「デジタル」に関する公募
【提出期限は以下のとおり】
第二次締切: 令和3年6月18日(金)12時まで
第三次締切: 同年7月6日(金)12時まで
- 令和3年度「地域情報化アドバイザー」公募申請の受付開始
【第3期申請期限: 令和3年6月30日(水)15時(必着)まで】
- 令和3年度「高度無線環境整備推進事業」に係る直接補助事業の追加公募及び間接補助事業の公募
【提出期限は以下のとおり】
第二次締切: 令和3年6月4日(金)12時(必着)まで
第三次締切: 同年7月2日(金)12時(必着)まで
- 近畿省庁-ORF(JPOR)普及事業
(外部ページリンク)
- 近畿無線局のアナログ方式の調査数の停振について
【使用期限は2022年1月31日まで】



<リニューアル後の掲載内容>

イベント

【開催日程】

- 2021年8月24日～9月28日 第4回サイバーセキュリティ講座(初級者向け) (一般財団法人関西情報センターwebサイト)
- 2021年9月21日 奈良テレワークオンラインセミナー
【申込締切: 2021年9月14日(水)】
- 2021年9月28日 テレワーク応援セミナー -新しい働き方へ!ホップステップ!テレワーカー- (大阪市)
- 2021年9月30日 SCOPES研究発表会 in近畿2021 -総務省のおもしろい研究 ちょっとのぞいてみませんか- **NEW!**
【申込締切: 2021年10月12日(火)12:00】
- 2021年10月13日 全国中小企業クラウド実証大会2021 近畿・中国・四国大会 (全国中小企業クラウド実証大東地方大会事務局申し込みサイト)
【申込締切: 2021年10月14日(木)】
- 2021年10月21日 テレワークオンラインセミナー **NEW!**
【企業向け(労務管理編、システム編)】(地方公共団体向け)(計4回開催)

公募情報 ※締切日順に掲載してまいります

- ・令和3年度「テレワーク先駆者百選」の募集 **NEW!**
【応募期限: 2021年10月15日(水)】
- ・「進捗状況に関する情報」を報告するマイナーの募集 (近畿情報通信協議会webサイト) **NEW!**
【公募期限: 2021年10月22日(金)17:00】
- ・地域におけるローカルISG等導入計画策定支援に係る支援対象企業・団体等の募集及びローカルISGに関するオンラインセミナーの参加者募集
【導入計画策定支援 応募期間 第1期: 2021年9月6日(月)17:00～同年9月20日(月)12:00
【オンラインセミナー 第4回: 2021年10月25日(月)14:00～16:00】
- ・令和3年度「公共無線LAN環境整備支援事業」に係る提案の追加公募
【公募期限 3次: 2021年9月30日(水)～4次: 2021年10月29日(金)】
- ・ミライピンチ2021 登壇者の募集 (大阪イノベーション)webサイト
【応募期限: 2021年11月5日(金)】
- ・令和3年度「当担型」共創ネットワーク構築化支援事業に係る提案の公募
【公募期限 第1次: 2021年10月8日(金)12:00、第2次: 2021年11月12日(金)12:00】
- ・令和3年度「地域情報化アドバイザー」公募申請の受付開始
【申請期限 第6期: 2021年9月30日(水)15:00～第7期: 2021年12月24日(金)15:00】

- ① イベント情報に関するコンテンツ
開催日順に並べることで、開催日が分かりやすいよう併記した。
- ② 公募情報に関するコンテンツ
情報が新しいものから並べていたところを締切日順に変更し、それぞれの応募期限や公募期限が利用者に分かりやすいよう記載方法を統一した。

※ホームページ画像は令和3年6月1日時点(リニューアル前)及び同年8月24日時点(リニューアル後)

(注) 当局の調査結果による。

3 ウェブアクセシビリティ等への対応状況

(1) ウェブアクセシビリティの確保

【制度の概要】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号、資料 3）や第 4 次障害者基本計画（平成 30 年 3 月国会報告、資料 4）により、国の機関は、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むこととされている。

また、Web サイトガイドライン（資料 1）や Web サイトガイドブック（資料 2）では、国の機関のホームページについて、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、JIS X 8341-3（日本産業規格「高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第 3 部：ウェブコンテンツ JIS X 8341-3：2016」を指す。）に基づく対応を進めることとされている（資料 1（3.1 4）Web サイト構築上の要件等 ⑤）、資料 2（5.2 5）アクセシビリティ対応）。

JIS X 8341-3 では、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術（注 1）などに関係なく利用できるように、ウェブアクセシビリティで対応すべき個別の要件を規定した「達成基準」を規定している（資料 6）。主な達成基準としては、画像への代替テキストの提供に関する「非テキストコンテンツの達成基準」、ページ冒頭のメニュー等を読み飛ばせることに関する「ブロックスキップの達成基準」、リンクの目的が判断できることに関する「リンク目的（コンテキスト内）の達成基準」など 61 基準が規定されており、それぞれに A（最低レベル）、AA 又は、AAA（最高レベル）の 3 つのうち、いずれかのレベルが割り当てられている（資料 7）。

主な達成基準の内容及び具体的メリットは、表 3-(1)-①のとおりである。

（注 1）障害者が様々な機器を使用する際、操作の補助を行うために用いられるハードウェアやソフトウェアの総称。例えば、読み上げソフトやマウスの操作が困難な上肢障害者が使用するトラックボールなどがある。

表 3-(1)-① JIS X8341-3 の主な達成基準と達成基準の具体的メリット

達成基準 (注2)	達成基準の内容	達成基準の具体的メリット
1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準	<p>利用者に提示されるすべての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たすテキストによる代替が提供されている。ただし、次の場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コントロール、入力: 非テキストコンテンツが、コントロール又は利用者の入力を受け付けるものであるとき、その目的を説明する名前 (name) を提供している。(以下略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚的なコンテンツを知覚するのが困難な利用者の役に立つ。支援技術が、テキストを読み上げたり、視覚的に提示したり、点字に変換したりすることができるようになる。 ・ テキストによる代替は、写真、図面、その他の画像 (例えば、線画、グラフィックデザイン、絵画、3D 表現)、グラフ、図表、アニメーションなどの意味を理解するのが困難な利用者の役に立つことがある。等
1.3.1 情報及び関係性の達成基準	<p>何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザエージェント (注3) が個々の利用者のニーズに応じてコンテンツに適応できるようにすることによって、様々な障害のある利用者の役に立つ。等
2.4.1 ブロックスキップの達成基準	<p>複数のウェブページ上で繰り返されているコンテンツのブロックをスキップするメカニズムが利用できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この達成基準を満たしていない場合、何らかの障害のある利用者がウェブページのメインコンテンツへ素早くかつ容易に到達するのが困難になることがある。 ・ 同じサイト上でいくつかのページを訪れるスクリーンリーダーの利用者は、メインコンテンツが読み上げられる前に、ページごとのすべての見出しのグラフィック及び多数のナビゲーションリンクを聞かざるを得ない状態を回避できる。等
2.4.4 リンク目的 (コンテキスト内) の達成基準	<p>それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で判断できるか、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストから判断できる。ただし、リンクの目的がほとんどの利用者にとって曖昧な場合は除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害のある人が、リンクの文脈を探ることによって、リンクの目的を判断できるようになる。等
3.1.1 ページ言語の達成基準	<p>それぞれのウェブページのデフォルトの自然言語がどの言語であるか、プログラムによる解釈が可能である。</p>	<p>次のような利用者にはメリットがある:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スクリーンリーダー又はテキストを合成音声に変換するその他の技術を使用している利用者。 ・ 例えば、文字及びアルファベットを認識したり、単語を読み取ったりすることのように、流暢かつ正確に書かれたものを読むことが困難な利用者。

		・テキストを音声に変換するソフトウェアを使用している、特定の認知の障害、言語の障害、及び学習障害のある利用者。等
3.3.2 ラベル (注4) 又は説明の達成基準	コンテンツが利用者の入力を要求する場合は、ラベル又は説明文が提供されている。	・input 要素 (注5) と label 要素 (注6) が関連付けられている場合、入力欄にフォーカスが当たったときにスクリーンリーダーによってラベルが読み上げられ、かつ、ラベル又はコントロールのクリックでコントロールが選択されるために、より大きなコントロールのクリック範囲によって運動に障害のある利用者は助けられるだろう。 ・関連付けられたテキストフィールドのすぐ近くにラベルを置くことによって、画面拡大ソフトの利用者にとっては、そのテキストフィールド及びラベルがページを拡大した画面内に収まりやすくなる。等
4.1.1 構文解析の達成基準	マークアップ言語を用いて実装されているコンテンツにおいては、要素には完全な開始タグ及び終了タグがあり、要素は仕様に従って入れ子になっていて、要素には重複した属性がなく、どの ID も一意的である。ただし、仕様で認められているものを除く。	・ウェブページに完全な開始タグ及び終了タグがあり、仕様に準じて入れ子になっていることを確保することで、支援技術がコンテンツを正確かつ衝突することなく解析できるようになる。
4.1.2 名前 (name)、役割 (role) 及び値 (value) の達成基準	全てのユーザインタフェース コンポーネント (フォームを構成する要素、リンク、スクリプトが生成するコンポーネントなど) では、名前 (name) 及び役割 (role) は、プログラムによる解釈が可能である。また、状態、プロパティ、利用者が設定可能な値はプログラムによる設定が可能である。そして、支援技術を含むユーザエージェントが、これらの項目に対する変更通知を利用できる。	・全てのユーザインタフェース コンポーネントに、役割 (role)、状態、及び値の情報を提供することで、例えば、スクリーンリーダー、画面拡大ソフトウェア、及び音声認識ソフトウェアなどの、障害のある利用者が使用する支援技術との互換性を保つことが可能になる。

(注) 1 JIS X8341-3 及び「WCAG※12.0 解説書」(World Wide Web Consortium(以下「W3C」という※2)作成、ウェブアクセシビリティ基盤委員会による日本語訳 (<https://waic.jp/docs/UNDERSTANDING-WCAG20/Overview.html>)) を基に当局で作成した。

※1 Web Content Accessibility Guidelines. W3C の勧告するウェブアクセシビリティに関するガイドライン。2012年10月にWCAG 2.0がISO/IEC国際規格「ISO/IEC 40500」として承認された。

※2 World Wide Web で使用される各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体。HTML (Hyper Text Markup Language. ホームページ等を作成するための代表的技術) 等の技術に関わる規格を勧告している。

2 本表記載の達成基準のレベルは、全て「A」(最低レベル)

3 ウェブコンテンツを取得して利用者に提示するあらゆるソフトウェア (ウェブブラウザ、メディ

アプレーヤなど)

- 4 テキスト、又はテキストによる代替を伴うコンポーネント（ソフトウェア、システムを構成する要素など）で、ウェブコンテンツ内のコンポーネントを識別するために利用者に提示されているもの。
- 5 ユーザーがデータ入力できるようにするためのフォームコントロール（文字の入力欄やチェックボックス、送信ボタンなど）
- 6 メニュー項目やグループ化されたメニュー項目に対してラベルを設定するための属性。属性値にラベルとなる文字列を指定することで、メニュー項目やグループ化されたメニュー項目に対してラベルを設定することができる。

さらに、運用ガイドラインでは、国の機関等が管理運営するホームページにおいてウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3 に基づいて実施すべき取組項目（ウェブアクセシビリティに関する内容を含む職員研修（以下「アクセシビリティ研修」という。）を含む、項目 1(1)ウ参照）と手順、重視すべき考え方等を解説している。このうち PDF ファイルによる情報提供については、PDF ファイルと同じ内容のページの HTML での作成・掲載やアクセシビリティに対応した PDF の作成などを行い、これが困難な場合は PDF で提供されている内容の概要を説明するページを作成するなどの代替手段を講じることとされている（資料 8）。

【調査結果】

ア ウェブアクセシビリティへの対応状況

今回、調査対象 28 機関が管理運営しているホームページのうち、トップページ（注 2）について、ウェブアクセシビリティチェックツール（ウェブページが JIS X 8341-3 に対応しているかチェックするソフトウェア、以下「チェックツール」という。）及び読み上げソフト（注 3）により、ウェブアクセシビリティへの対応状況を調査した結果、令和 3 年 8 月 11 日時点で、JIS X 8341-3 の達成基準における適合レベルで最低のレベル A を達成していない、すなわち「ウェブアクセシビリティが確保されていない事例」が、17 機関のホームページで 38 事例みられた。

（注 2）調査対象機関のうち、近畿地方整備局（本局）については、同局港湾空港部のホームページは本局ホームページと独立して管理運営されていることから、本局と港湾空港部のトップページ双方を確認対象とした。

（注 3）確認時に使用したチェックツール及び読み上げソフトは、次のとおりである。

- なお、チェックツール等は、記載したアドレスのホームページから無料で入手可能、又はパソコン及びモバイル端末の基本ソフトに搭載されている。
- i チェックツール
 - ・ 「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker（エムアイチェッカー）Ver. 2.0」（総務省、以下「miChecker」という、https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/michecker.html）
 - ii 読み上げソフト
 - i) パソコン用

- ・ 「NVDA 日本語版」(NVDA 日本語チーム、<https://www.nvda.jp/>)
 - ・ 「クリエイター版 PC-Talker Neo Plus」(株式会社高知システム開発、<https://www.aok-net.com/pctksdk.htm>)
※音声読み上げは実施されないが、読み上げ結果をテキストデータで提供
 - ・ 「ナレーター」(Microsoft 社、Windows10 以降の基本ソフトに搭載)
- ii) モバイル端末用
- ・ 「VoiceOver」(Apple 社、iOS に搭載)
 - ・ 「TalkBack」(Google 社、Android に搭載)

これら 38 事例の概要等は、表 3-(1)-②のとおりである。

表 3-(1)-② ウェブアクセシビリティが確保されていない事例及びこれに対する調査対象機関の説明内容等

i) 画像への代替テキストの設定に関する事例 (11 事例)

- ① 代替テキストが設定されていないため、読み上げソフトで音声読み上げが行われず、視覚障害者が画像等の内容を理解することが困難な例 (達成基準 1.1.1) : 4 機関 (事列表 3-(1)-①)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿地方整備局 (港湾空港部、※)	代替テキストの設定は、手入力で行う必要があるが、ウェブアクセシビリティに関する理解が十分でなかったことから、編集作業において当該設定が漏れてしまった。	自機関	改善済
近畿運輸局	CMS の機能でウェブアクセシビリティに対応できていると認識していたこと及び更新時の確認不足。	自機関	改善済
第五管区海上保安本部	ウェブアクセシビリティに関する本省庁からの通知や指示がないことから、広報担当課が当該事例の発生について把握できていなかった。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、また、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

(※) 近畿地方整備局 (港湾空港部) では 2 事例発生、2 事例とも調査後改善済

- ② 代替テキストが設定された画像の直前又は直後に代替テキストと同じ内容のテキストデータが存在するため、読み上げソフトが同じ内容を繰り返して読み上げ、視覚障害者が煩瑣^{はんさ}を感じるおそれがある例 (達成基準 1.1.1) : 3 機関 (事列表 3-(1)-②)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿中国森林管理局	当該事例はシステム上の設定により発生したと考えられる。今回の調査を受け、林野庁本庁のシステム管理者と相談の上、発生原因の解消に取り組んでいる。	自機関	未改善
瀬戸内海漁業調整事務所	該当箇所は、水産庁本庁が管理しているため事例が発生した理由は不明であり、当事務所による修正対応は編集権限がないため困難。 また、利用者から利便性について改善要望を求める意見がないことから、修正対応は必要ないと考えていたが、今回の調査を受け、修正を検討したい。	本省庁	未改善

神戸運輸監理部	各地方運輸局等での CMS 導入時、ホームページのバナー (※1) に関する箇所の HTML の設定内容が定まっていなかったことからソースコードの調整を行い、その際、暫定措置として、h2 タグ (※2) に既にバナーに設定している代替テキストの情報を記述 (画面上は表示されない) することとしたため、既存の代替テキストの内容と h2 タグの記述との重複が生じた。	自機関	未改善
---------	--	-----	-----

(※1) Web ページに表示される Web サイトの広告やリンクの画像

(※2) ホームページにおける見出しを特定するための要素

③ 代替テキストの内容が画像の内容と異なっているため、読み上げソフトを使用する視覚障害者が画像の内容を誤解する例 (達成基準 1.1.1) : 3 機関 (事例表 3-(1)-③)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿地方整備局 (港湾空港部)	代替テキストの設定は、手入力で行う必要があるが、ウェブアクセシビリティに関する理解が十分でなかったことから、編集作業において代替テキストと画像の内容が異なってしまった。	自機関	改善済
神戸運輸監理部	バナー画像設置時の代替テキストの入力誤りと思われる。	自機関	改善済
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

ii) メニュー等を読み飛ばし本文等へジャンプできる機能に関する事例 (6 事例)

④ 本文へジャンプする機能が設定されていない例 (達成基準 2.4.1) : 1 機関 (事例表 3-(1)-④)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿中部防衛局	ホームページ更新等について、専任で担当する職員やそのスキルを有している職員がいないため、ウェブアクセシビリティに関する職員の知識が十分ではなく、当該設定を講じる必要性を感じていなかった。	自機関	改善済

⑤ 本文へジャンプする機能が設定されているが、機能していない例 (達成基準 2.4.1) : 4 機関 (事例表 3-(1)-⑤)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪矯正管区	担当者が当該機能の設定について理解していなかった。	自機関	改善済
近畿地方更生保護委員会	令和 2 年度に法務本省が行った同省ホームページのデザイン変更等に伴い、不具合が発生したためと考えられる。また、当委員会ホームページの編集については、法務省大臣官房秘書課広報室が所管しているため、当委員会での修正対応はできない。	本省庁	未改善

大阪保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善
神戸保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善

⑥ 本文へジャンプする機能が画面上は非表示で設定されているが、機能していない例
(達成基準 2.4.1) : 1 機関 (事例表 3-(1)-⑤)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
近畿運輸局	CMS の機能でウェブアクセシビリティに対応できていると認識していたこと及び更新時の確認不足。	自機関	未改善

iii) リンク先の内容が分かる代替テキストの設定に関する事例 (9 事例)

⑦ リンクを設定したバナー等に代替テキストを設定していないため、リンク先の内容が読み上げソフトで読み上げられず、視覚障害者が理解できないおそれがある例 (達成基準 2.4.4) : 7 機関 (事例表 3-(1)-⑥)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪矯正管区	リンクを有する画像への代替テキストの設定の必要性について理解していなかった。	自機関	改善済
大阪法務局	代替テキストの設定が必須であると認識していなかった。	自機関	改善済
近畿地方整備局 (港湾空港部)	代替テキストの設定は、手入力で行う必要があるが、ウェブアクセシビリティに関する理解が十分でなかったことから、編集作業において当該設定が漏れてしまった。	自機関	改善済
近畿運輸局	CMS の機能によりウェブアクセシビリティに対応できていると認識していたこと及び更新時の確認不足。	自機関	改善済
神戸運輸監理部	バナー設置時の代替テキストの入力漏れと思われる。	自機関	改善済
第五管区海上保安本部	ウェブアクセシビリティに関する本省庁からの通知や指示がないことから、広報担当課職員が当該事例の発生について把握できていなかった。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、また、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

⑧ 機関トップページへのリンクが設定された機関ロゴ画像 (※) に代替テキストを設定していないため、視覚障害者がリンク先を機関トップページであることを理解できない例 (達成基準 2.4.4) : 2 機関

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪管区气象台	ホームページリニューアル時、代替テキストの設定を失念していた。	自機関	改善済
近畿地方整備局 (本局)	当該ロゴはフッタ部分に掲載のため、読み上げ対象とした場合、ホームページの 2 階層、3 階層と入っていくたびに読み上げることとなり、閲覧者にとって煩瑣になる	自機関	未改善

	と思われるため、代替テキストを設定していなかった。		
--	---------------------------	--	--

(※) 機関のシンボルマークや機関名を表示する画像

iv) その他の事例 (12 事例)

⑨ ホームページ上の入力フォームの目的(サイト内検索等)について、設定等の不備から読み上げソフトを使用する視覚障害者が理解することが困難なおそれがある例(達成基準 1.1.1、1.3.1、3.3.2、4.1.2) : 3 機関 (事例表 3-(1)-⑦)

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪国税局	当該事例の箇所(税務署検索フォーム)は、国税庁本庁が管理する箇所であるため、発生した理由等については不明であり、当局の判断による修正はできない。	本省庁	未改善
近畿地方整備局(本局)	サイト内検索フォームはヘッダ部分に掲載のため、読み上げ対象とすると、ホームページの2階層、3階層と入っていくたびに読み上げることとなるため、ウェブアクセシビリティに関する措置の設定対象としていなかった。	自機関	未改善
大阪航空局	サイト内検索フォームに関する現状のソースコードの設定内容は、運用ガイドラインで規定されている内容に対応できると誤認していた。	自機関	未改善

⑩ 同一ページ内に id 属性が複数設定されているため、ページ内リンク(※)等が動作しない可能性がある例(達成基準 4.1.1) : 7 機関

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
大阪矯正管区	修正する必要性はあるが、法務省本省が管理しているため、発生した理由は不明であり、当管区において修正はできない	本省庁	未改善
近畿地方更生保護委員会	令和2年度に法務本省が行った同省ホームページのデザイン変更等に伴い、不具合が発生したものと考えられる。また、当委員会ホームページの編集については、法務省大臣官房秘書課広報室が所管しているため、当委員会での修正対応はできない。	本省庁	未改善
大阪保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善
神戸保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	本省庁	未改善
近畿経済産業局	当該事例は、他の箇所に記載されたソースコードをコピーした際に id 属性を書き換えることを失念し、ホームページ公開時の確認においてウェブアクセシビリティ上問題があることに気が付かず公開することになった。	自機関	改善済
第五管区海上保安本部	ウェブアクセシビリティに関する海上保安庁本庁からの通知や指示がないことから、広報担当課職員が当該事例の発生について把握できていなかった。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	更新時のミスであり、公開時の複数職員によるチェックも実施できていなかったと思われる。	自機関	改善済

(※) 同じページ内の特定の場所にジャンプ（移動、遷移）するリンク

⑪ 文書内で主に利用される言語を設定していない又は設定内容が Web サイトガイドブックで導入を推奨されている HTML5 (※) に準拠していない例（達成基準 3.1.1）： 2 機関

機関名	事例が発生した原因等に関する調査対象機関の説明内容	事例発生箇所の編集権限	調査後の改善状況
中部近畿産業保安監督部近畿支部	ホームページ開設時（平成 17 年）以降、当該設定箇所の更新等を行っていないと思われるが、当時の状況は不明。	自機関	未改善
近畿中部防衛局	ホームページ更新等について、専任に担当する職員やそのスキルを有している職員がいないことから、ウェブアクセシビリティに関する職員の知識が十分ではなく、言語に関する設定を講じる必要性を感じていなかった。	自機関	未改善

(※) W3C が 2014 年に勧告した HTML。なお、2021 年には当該技術の後継である HTML Living Standard が勧告されている。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「調査後の改善状況」は、今回の調査結果を踏まえ、令和 4 年 2 月 15 日時点での調査対象機関による改善措置状況を示す（後述参照）。

これらの 17 機関の 38 事例のうち 8 機関の 18 事例については、今回の調査結果を踏まえ、令和 4 年 2 月 15 日までに関係機関により改善措置が講じられている（表 3-(1)-②、図表 3-(1)-①）。一方、その他の事例のうち一部については、ホームページの編集や、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例の箇所は本省庁が編集・管理していることから、自機関の判断で改善措置を講じられないと説明する機関がみられた。

なお、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページを利用する関係団体からの意見聴取（前述項目 1(2)参照）において、障害者団体等から、視覚障害者は、読み上げソフトを利用し、また、マウス等は使用せず、原則キーボードのみを使用してホームページを閲覧しているため、視覚障害者のホームページ利用について、次のとおり意見を寄せている（詳細は図表 3-(1)-②参照）。

- ① 画像に代替テキストが設定されていない場合、画像の存在自体が理解できない。
- ② ページ冒頭のメニューなどを読み飛ばせる機能がいない場合、本文の閲覧まで時間を要する。
- ③ リンク設定があるバナーに代替テキストが設定されていない場合、どのようなページにリンクしているか理解できない。

イ ウェブアクセシビリティが確保されていない事例発生の背景事情

(ア) 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組等の実施状況

調査対象 28 機関が管理運営しているホームページについて、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間に JIS X 8341-3 に基づく試験の実施やチェックツールによるウェブアクセシビリティ確保の確認などのウェブアクセシビリティに関する取組、及びホームページに関する職員研修（注 4）のうちアクセシビリティ研修の実施状況をみると、表 3-(1)-③のとおり、多くの機関で当該取組やアクセシビリティ研修が実施されていない状況がみられた。

（注 4）ホームページに関する職員研修の実施状況は、項目 1（1）ウ参照。

特に、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が発生している 17 機関についてみると、i)ウェブアクセシビリティに関する取組を実施していないもの 10 機関、ii) アクセシビリティ研修を実施していないもの 14 機関、iii) 同取組と同研修の双方とも実施していないもの 9 機関（前述 i）及び ii）の該当機関）と半数以上の機関で当該取組等が実施されていない。

表 3-(1)-③ 調査対象機関における事例の発生状況並びにウェブアクセシビリティに関する取組及びアクセシビリティ研修の実施状況（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの実績）

機関名	ウェブアクセシビリティが確保されていない事例の有無（事例数）	i) ウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績の有無（注 2）	ii) アクセシビリティ研修の実施実績の有無
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所	無	有④⑤⑦（注 3）	無
近畿管区行政評価局	無	有④	有
近畿総合通信局	無	有④⑤	有
大阪矯正管区	有 (3)	無	無
近畿地方更生保護委員会	有 (2)	無	無
大阪保護観察所	有 (2)	無	無
神戸保護観察所	有 (2)	無	無
大阪法務局	有 (1)	無	無
大阪出入国在留管理局	無	有④	有
近畿財務局	無	有⑤⑥	有
大阪税関	無	有③	無
神戸税関	無	有③	無
大阪国税局	有 (1)	有④	無
近畿厚生局	無	有①⑤⑥	無（注 4）
大阪労働局	無	有⑤	無
兵庫労働局	無	有⑤	無

近畿中国森林管理局	有 (1)	有④⑤	有
瀬戸内海漁業調整事務所	有 (1)	有⑤	無
近畿経済産業局	有 (1)	有①④	有
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	有 (1)	無	有
近畿地方整備局	有 (6)	有①②③④	無 (注 5)
近畿運輸局	有 (3)	無	無
神戸運輸監理部	有 (3)	無	無 (注 4)
大阪航空局	有 (1)	有①	無 (注 4)
大阪管区气象台	有 (1)	無	無
第五管区海上保安本部	有 (3)	無	無
近畿地方環境事務所	無	有⑤⑦ (注 3)	有
近畿中部防衛局	有 (6)	有④⑦ (注 3)	無
(事例有・未実施の機関合計)	17 機関	10 機関	20 機関

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「ウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績の有無」は、調査対象機関が自ら実施する取組が対象

3 「ウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績の有無」の「有」の後の丸付数字は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの間に実施実績のあった取組の内容を示す。①から⑦までの内容は次のとおり。

- ① 出先機関が独自に作成したウェブアクセシビリティに関する方針をホームページで公表
- ② 出先機関独自にホームページにおける JIS X 8341-3 に基づく試験を実施
- ③ チェックツールによるウェブアクセシビリティ確保の確認
- ④ ホームページで提供する PDF に関するウェブアクセシビリティの確保 (アクセシビリティの確認、PDF と同じ内容の情報を HTML 様式でも提供、スキャン結果からの PDF 作成は行わない等)。
- ⑤ CMS の機能によるウェブアクセシビリティ確保の確認
- ⑥ ホームページ作成を委託する事業者に対するウェブアクセシビリティ確保の指示
- ⑦ その他

「その他」の内容は次のとおり。

- ・掲載内容について読み上げソフトが正確に読み上げることについては、CMS によるチェックでは限界があるため、掲載作業の段階で正確な読み上げができるような記載を行っている。例えば、「水曜日」について記載する際は「(水)」ではなく「(水曜)」とすることで、読み上げの際、内容が正確に伝わるようにしている。(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)
- ・目視によるウェブアクセシビリティの確認 (近畿地方環境事務所)
- ・色のみでの区別は行わない、文字色と背景とのコントラストの確保する等 (近畿中部防衛局)

4 ホームページに関する職員研修の実施実績はあるが、アクセシビリティ研修の実績はなし (項目 1(1)ウ参照)。

5 近畿地方整備局は、ホームページに関する職員研修の実施実績はあるが (アクセシビリティ研修の実施実績なし) が、同局港湾空港部は同研修の対象外 (項目 1(1)ウ参照)

6 太字は、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が「有」かつウェブアクセシビリティに関する取組の実施実績とアクセシビリティ研修の実施実績の双方とも「無」であるもの。

(イ) 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組の未実施理由等

ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が発生している 17 機関のうち、ウェブアクセシビリティに関する取組を実施していない 10 機関は、その主な理由について次のとおり説明している (図表 3-(1)-③、④)。

- ① ウェブアクセシビリティの必要性について承知していなかった： 1 機関 (大阪

矯正管区)

- ② 国民等からホームページにおけるウェブアクセシビリティの確保に関する意見要望や照会等がなかったため： 3 機関（大阪法務局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、第五管区海上保安本部）
- ③ CMS を導入していることから、別途ウェブアクセシビリティに関する取組を実施しなくても、ホームページのウェブアクセシビリティの確保が可能と誤解していたため： 2 機関（近畿運輸局、神戸運輸監理部）
- ④ 本省庁がウェブアクセシビリティに関する取組を実施（担当）しているため： 4 機関（近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪管区气象台）

一方、参考調査した地方公共団体 5 団体の中には、ホームページのウェブアクセシビリティの確保のために、ユーザー目線での検証も必要である等の理由から、同市ホームページから抽出した 10 ページについて、視覚障害者、肢体障害者、高齢者等が実際にパソコンを操作し、ウェブアクセシビリティが確保されているかどうかを検証するユーザー評価を毎年度実施（神戸市）、地方公共団体が設定した条件で目的の情報にたどり着けるか実際に障害者や高齢者に操作してもらい、その際得られた改善意見を基にホームページの修正を実施（姫路市）など、ウェブアクセシビリティに関する取組を実施している団体がみられた（図表 3-(1)-⑤）。

なお、ホームページのウェブアクセシビリティに関する取組について、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体からの意見聴取では、学識経験者や障害者団体等から、「ウェブアクセシビリティを確保するためには、チェックツールでの確認だけでは限界があるため、読み上げソフトにより当該ページの音声読み上げを行い、掲載内容が理解可能かどうかの確認が必要である。」との意見が聞かれた（図表 3-(1)-⑥）。

（ウ）事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の未実施理由等

ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が発生している 17 機関のうち、アクセシビリティ研修の実績がない（令和 3 年 7 月 15 日現在）14 機関（図表 3-(1)-⑦）は、その理由について、次のとおり説明している（理由は重複あり。図表 3-(1)-⑧）。

- ① 広報担当課職員は、日常業務などを通じてウェブアクセシビリティに関する知識を習得している： 5 機関（大阪法務局、大阪矯正管区、近畿地方整備局（注 5）、大阪航空局、大阪管区气象台）
- ② 本省庁が主催するアクセシビリティ研修の受講機会がなかった： 3 機関（大阪矯正管区、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿中部防衛局）

- ③ 本省からホームページ編集を独自に行える権限を付与されていない： 3 機関（近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所）
- ④ ウェブアクセシビリティを含むホームページの更新等に関する知識習得は、広報担当課職員の異動時の事務引継で対応できる： 2 機関（第五管区海上保安本部、近畿中部防衛局）
- ⑤ CMS を導入していることから、ウェブアクセシビリティに関する知識を習得しなくてもウェブアクセシビリティの確保が可能と考えていた： 2 機関（近畿運輸局、神戸運輸監理部）。
- ⑥ 本省庁においてウェブアクセシビリティ確保に関する対応を行っていることから、研修を行う必要がない： 1 機関（大阪国税局）
- ⑦ 特に理由はない： 1 機関（近畿地方整備局（注6））

（注5）近畿地方整備局のうち、港湾空港部

（注6）近畿地方整備局のうち、本局。なお、同局は、項目1(1)ウ及び表3-(1)-③のとおり、ホームページに関する職員研修の実施実績はあるが、アクセシビリティ研修の実施実績はない。

一方、参考調査した地方公共団体 5 団体は、いずれもアクセシビリティ研修を実施し、この中でウェブアクセシビリティの必要性や CMS のウェブアクセシビリティ機能の使用方法等の説明、周知を行っている（図表3-(1)-⑨）。

ウ PDF ファイルによる情報提供の状況

調査対象 28 機関が管理運営しているホームページにおける PDF ファイルによる情報提供の状況をみると、表 3-(1)-④のとおり、多くの機関で、運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティの対応が取られていない状況がみられた（詳細は図表 3-(1)-⑩参照）。

表 3-(1)-④ 調査対象機関のホームページにおける PDF ファイルで情報提供する場合のウェブアクセシビリティ確保に関する対応状況

対応区分	① PDF ファイルと同じ内容のページを作成・掲載	② アクセシビリティに対応した PDF ファイルを作成	③ PDF ファイルで提供されている内容の概要を説明するページを作成	④ PDF ファイルで提供されている内容に関する問い合わせ先を明記	⑤ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルに掲載
実施機関数	4	6	4	16	2
未実施機関数	25	23	25	13	27

（注）1 図表 3-(1)-⑩を基に作成した。

2 ①及び②は、運用ガイドライン（資料8）記載の JIS X 8341-3 を満たす対応、③から⑤の対応は、同ガイドラインで例示されている JIS X 8341-3 を満たす対応が難しい場合の代替手段。

JIS X 8341-3 を満たす対応を実施（①と②の双方又はいずれか一方を実施）している機関は 9 機関

3 本表の機関数は、近畿地方整備局は本局と港湾空港部がそれぞれ独立してホームページを管理

運営していることから、別機関として取り扱っている（全機関数 29 機関）。

4 「実施機関数」には一部の PDF ファイルについて対応を実施している機関を含む。

こうした未対応の理由について、該当する機関は、次のとおり、対応に係る負担や必要性に係る認識が不十分であったこと等を挙げている（詳細は図表 3-(1)-⑩参照）。

- ① ウェブアクセシビリティ対応が PDF ファイルに必要なとの認識が十分でなかったことから対応していなかった。
- ② PDF ファイルについても JIS X 8341-3 に対応する必要性は理解していたが、マンパワーに限界があったため対応していなかった。
- ③ 提供している PDF ファイルを含めウェブアクセシビリティに関する外部からの問い合わせがないため、対応していなかった。
- ④ PDF は編集されにくいことから、ウェブアクセシビリティに関する認識がないまま、安全性の観点から PDF で掲載していた。

一方、調査対象 28 機関の中には、i) 自機関のホームページに掲載している PDF と同じ内容の HTML ページを掲載している機関（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）、ii) PDF は可能な限り掲載しない方針であり、掲載する場合はアクセシビリティに対応した PDF を作成している機関（近畿経済産業局）など、運用ガイドラインに基づいた対応を行っている例がみられた。

また、参考調査した大阪市は、同市ホームページへの PDF 掲載に関して「大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン 第 5 版」（大阪市政策企画室市民情報部広報担当、平成 25 年 3 月 29 日策定、令和 3 年 4 月 1 日一部改定）及び職員研修において、次の内容等を説明、周知している。

- ・ 紙の文書をスキャナーなどで画像として取り込み、PDF に変換したものを提供しない。
- ・ 利用者が PDF を利用できない場合でも内容を把握できるよう、PDF で提供している情報の内容をテキストで掲載する。対応が難しい場合は、提供している内容に関する問い合わせ先を明記する。

なお、PDF による情報提供について、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取では、障害者団体等から次の意見がみられた（図表 3-(1)-⑪）。

- i) 行政機関、民間企業にかかわらず、ホームページ編集担当者は、取りあえず PDF で提供しておけば良いという意識があるようだが、PDF は音声読み上げに適していないので、非常に困っている。
- ii) 読み上げソフトで正しく読み上げられるよう配慮してほしい。

【所見】

以上のことから、ウェブアクセシビリティが確保されていない事例が認められた各機関は、ホームページにおけるウェブアクセシビリティを推進する観点から、次の措置を実施すること。

- ① ウェブアクセシビリティが確保されていない事例について、速やかに改善を図り、事例の箇所を本省庁が編集・管理している場合、本省庁に対して改善措置を要請すること。
- ② ウェブアクセシビリティに関する取組の定期的・組織的な実施等により、JIS X 8341-3 を踏まえホームページの適切な更新作業等を行い、ウェブアクセシビリティの確保に努めること。
- ③ ウェブアクセシビリティ研修の実施等を通じ、職員のウェブアクセシビリティに関する必要性の認識や関連知識の習得を図ること。

(注) 所見に該当する機関は、所見該当一覧（調査対象機関別）（103 ページ）を参照

図表 3-(1)-① 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティが確保されていない事例のうち、改善済の事例（令和4年2月15日まで）

類型	事例の概要（達成基準）	令和4年2月15日までに改善を図った機関
①	代替テキストの設定がないため、読み上げソフトを使用する閲覧者が画像等の内容を理解することが困難な例（1.1.1）	近畿地方整備局（港湾空港部、2事例）、近畿運輸局、近畿中部防衛局
③	代替テキストの内容が適切ではないため、読み上げソフトを使用する閲覧者が画像の内容を誤解する例（1.1.1）	近畿地方整備局（港湾空港部）、神戸運輸監理部、近畿中部防衛局
④	本文へジャンプする機能が設定されていない例（2.4.1）	近畿中部防衛局
⑤	本文へジャンプする機能が設定されているが、機能していない例	大阪矯正管区
⑦	バナー等のリンク内に読み上げ可能なテキストを設定しておらず、リンク先の内容が不明なおそれのある例（2.4.4）	大阪矯正管区、大阪法務局、近畿地方整備局（港湾空港部）、近畿運輸局、神戸運輸監理部、近畿中部防衛局
⑧	機関トップページへのリンクが設定された機関ロゴ画像に読み上げ可能なテキストを設定しておらず、リンク先の内容が不明な例（2.4.4）	大阪管区气象台
⑩	id属性が複数設定されているため、ページ内リンク等が動作しない可能性のある例（4.1.1）	近畿経済産業局、近畿中部防衛局

（注）1 当局の調査結果による。

2 令和4年2月15日までに該当する事例について修正の実績がなかった類型については、本表の対象としていない。

図表 3-(1)-② ウェブアクセシビリティに関する学識経験者や障害者団体等からの意見（JIS X 8341-3に関する意見）

達成基準	意見の内容
1.1.1（注2） 非テキストコンテンツの達成基準	<ul style="list-style-type: none"> 代替テキストがないと、画像があること自体理解できない（障害者団体）。
2.4.1（注2） ブロックスキップの達成基準	<ul style="list-style-type: none"> 読み上げソフトを用いてホームページを閲覧する際、本文へのジャンプ機能がない場合、上から順に読み上げていくが、読み上げの順番が適切でなかったり、ヘッダやフッタ、サイドメニュー等の読み上げが優先されたりするため、本文にたどり着くまで時間が掛かる場合がある（障害者団体）。 見出しやジャンプ機能を備えてくれた方が読み上げやすい（障害者団体）。 グローバルナビゲーション等を読み飛ばし、本文に直接飛ばす設定は非常に重要（障害者団体）。 ヘッダ部にどうしても多くのリンクや内容を掲載せざるを得ない場合は、「本文へジャンプ」や「メインナビゲーションへジャンプ」

	<p>プ」などの移動のためのリンクを作っていたきたい（障害者団体）。</p> <ul style="list-style-type: none"> リンクからリンク先ページを開いた直後の読み上げ先の位置が、ページヘッダやグローバルメニュー等の位置ではなく、本文の開始位置となることについて規格化してほしい（ホームページ制作者）。
<p>2.4.4（注2） リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> リンクが設定されている画像に代替テキストがないと、読み上げソフトでは画像のリンク先の URL が読み上げられるだけで、リンク先にどのような内容が掲載されているか理解できない（障害者団体）。 画像を画像リンクとして掲載する場合、alt 属性（代替テキスト）を省略すると、実際に音声で読み上げた場合に何のリンクであるか判断できないため、同属性を省略せずに記入する必要がある。同属性の省略は、その画像が装飾的なものとして表示されている（ページ内容として具体的な意味を伝えるものではない）か、その画像周辺に画像内容を説明する文字情報が提示されている場合に限る（学識経験者）。
<p>4.1.1 構文解析の達成基準</p>	<p>「id 属性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> id 属性は、一般的に記事内の目次移動、ページ内リンクへ用いられる技術であり、ホームページにおいて同一の当該属性が複数設定されている場合、読み上げソフトで閲覧した際に、ページ内ジャンプや読み上げ開始位置指定において悪影響となる場合がある。また、id 属性を含むページが複数段階に渡って読み込まれる構造のホームページの場合、読み上げソフト使用時、同一の id 属性が設定された場合、後に読み込まれる方の id が認識不能の場合があるので留意してほしい。（ホームページ制作者）。 JIS X8341-3 の達成基準「4.1.1」が準拠している、W3C が定めるウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0 の原則 4（Robust（堅ろう）、注 3）では、文法的に間違いのないページ記述が求められていることから、id 属性が重複するページは、当該 JIS 規格に基づかないものとなる。 同じ属性値（例：id="contentsArea"）が同一ページ内に複数用いられた場合、ページ内容を解釈する支援技術（ソフト）はそのうちの 1 箇所しか着目せず、それ以外の箇所は同じ id 属性値を持つにもかかわらず考慮されない（例えば、当該箇所に適切に到達できない）可能性がある（学識経験者）。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 達成基準 1.1.1 から 2.4.4 までは、閲覧時に読み上げソフトを使用する際の意見

3 WCAG2.0（抄）

「原則 4：堅牢（robust） - コンテンツは、支援技術を含む様々なユーザエージェントが確実に解釈できるように十分に堅牢（robust）でなければならない。」

図表 3-(1)-③ 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組の実施状況
(平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 15 日までの実績)

機関名	取組内容
大阪矯正管区	未実施
近畿地方更生保護委員会	未実施
大阪保護観察所	未実施
神戸保護観察所	未実施
大阪法務局	未実施
大阪国税局	・ PDF で掲載する内容については、HTML 形式でも掲載することを原課に推奨
近畿中国森林管理局	・ PDF ファイルと同じ内容のページの作成・掲載 ・ CMS の機能によるウェブアクセシビリティの確認
瀬戸内海漁業調整事務所	・ CMS の機能によるウェブアクセシビリティの確認
近畿経済産業局	・ 出先機関独自のウェブアクセシビリティに関する方針を作成し、ホームページで公表 ・ アクセシビリティに対応した PDF ファイルの作成
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	未実施
近畿地方整備局	・ 出先機関独自のウェブアクセシビリティに関する方針を作成し、ホームページで公表 ・ 出先機関でホームページにおける JIS 規格への適合状況の試験を実施 ・ 読み上げソフトによるウェブアクセシビリティの確認 ・ アクセシビリティに対応した PDF ファイルの作成
近畿運輸局	未実施
神戸運輸監理部	未実施
大阪航空局	・ 出先機関独自のウェブアクセシビリティに関する方針を作成し、ホームページで公表
大阪管区气象台	未実施
第五管区海上保安本部	未実施
近畿中部防衛局	・ アクセシビリティに対応した PDF ファイルの作成 ・ 色のみでの区別は行わない、文字色と背景とのコントラストの確保する 等

(注) 1 当局の調査結果による。

2 調査対象機関自らによる実施実績がある取組について記載

図表 3-(1)-④ 事例発生機関におけるウェブアクセシビリティに関する取組未実施の理由、必要性・今後の取組予定

機関	未実施の理由	実施する必要性についての見解・今後の取組予定
大阪矯正管区	ウェブアクセシビリティについて承知していなかった上、ホームページの更新対応に追われ対応ができなかった。	今後、半年に 1 回程度、ウェブアクセシビリティに関する確認の実施を検討している。
近畿地方更生保護委員会	当委員会のホームページに関して自ら実施していることは、掲載情報	「未実施の理由」欄のとおり。

	の更新、追加に係る法務本省（保護局）への依頼であり、ウェブアクセシビリティ確保に関する取組を独自に行える権限を付与されていない。取組の必要性の判断等は、法務省本省において行うものと認識している。	
大阪保護観察所	（近畿地方更生保護委員会に同じ）	（近畿地方更生保護委員会に同じ）
神戸保護観察所	（近畿地方更生保護委員会に同じ）	（近畿地方更生保護委員会に同じ）
大阪法務局	これまでにウェブアクセシビリティの向上を求める意見を受けたことがなく、現在のところ、当該取組の実施の必要はないと考えている。	「未実施の理由」欄のとおり。
中部近畿産業保安監督部近畿支部	当支部ホームページの閲覧者のほとんどは、当支部の所管業務に携わる者であり、これまで要望がなかったため。	現時点で、ウェブアクセシビリティに関する問合せはない状況ではあるが、必要に応じ経済産業省本省とも相談し、対応を検討する。
近畿運輸局	ホームページの更新等は、国土交通省本省が管理する CMS を利用しているため、地方運輸局が自由にホームページの構造等を更新等できないため。	国土交通省本省が、令和 2 年度にウェブアクセシビリティ確保のために整備した CMS 上のテンプレートに基づいたウェブアクセシビリティ対応を令和 3 年度中に実施予定
神戸運輸監理部	ホームページの作成は、国土交通省本省が管理する CMS を用いており、当該 CMS は「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に基づいていることから、一定のアクセシビリティは確保されていると認識しているため。	国土交通省本省が、令和 2 年度にウェブアクセシビリティ確保のために整備した CMS 上のテンプレートに基づいたウェブアクセシビリティ対応を令和 3 年度内に実施
大阪管区气象台	令和 3 年 2 月の気象庁ホームページの全面リニューアル時に、庁外のウェブアクセシビリティの知見を有する専門家が当該リニューアル全般に携わったことから、当台も含め、同庁ホームページのウェブアクセシビリティが確保されていると認識しているため。	ホームページ閲覧者からのホームページに対する意見・要望等の受付や外部（有識者、モニター等）によるホームページ点検等の実施を通じ、ウェブアクセシビリティ上、必要な対応があれば適宜実施する。
第五管区海上保安本部	当本部ホームページについてウェブアクセシビリティに関する問い合わせがないため。	実施の機会、予定なし。

（注）当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑤ 参考調査した地方公共団体におけるウェブアクセシビリティに関する取組の実施状況

地方公共団体名	取組実施内容
大阪市	大阪市ウェブアクセシビリティガイドラインを策定し、職員に周知するとともに、同ガイドラインの内容をベースにした研修を毎年度実施。
豊中市	CMS の機能によるウェブアクセシビリティの確認（一部禁止語彙の自動置換機能、ポップアップ画面による注意喚起機能）
池田市	CMS の機能によるウェブアクセシビリティの確認
神戸市	同市ホームページ内の抽出した 10 ページについて、障害者（視覚障害、肢体不自由）と高齢者によるユーザー評価を、平成 25 年以降毎年度、事業者委託で実施している。各ウェブページが目的通り機能しているかを評価し、評価結果を同市のホームページの改善に取り入れている。
姫路市	令和元年の同市ホームページリニューアル直後に、障害者（全盲、弱視、上肢障害者）、高齢者 5 人に、実際にホームページを閲覧して目的の情報にたどり着けるか実施してもらい、当該 5 人へのインタビューにより問題点の洗い出しを行い、把握した改善意見を基にホームページの修正を行っている。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑥ ウェブアクセシビリティ確保のための取組に関する学識経験者や障害者団体等からの意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ チェックツールでのウェブアクセシビリティの確認には限界があるため、同ツールでの確認結果により可能なことについては自ら対応した上で、それ以外の確認は専門知識・経験を有する業者に検証を依頼することも有用（学識経験者）。 ・ ウェブアクセシビリティの確保は、チェックツールによる確認だけでは困難。読み上げソフトによる読み上げを行い、正確に理解できる内容かの確認が必要（障害者団体）。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑦ 事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の実施状況（令和 3 年 7 月 15 日時点）

実績の有無	機関数	機関名
実績あり	3	近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部
実績なし	14	大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、神戸保護観察所、大阪法務局、大阪国税局、瀬戸内海漁業調整事務所、近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部、近畿中部防衛局

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「実績なし」の機関のうち、近畿地方整備局及び神戸運輸監理部は、ホームページに関する職員研修については実施（ただし、近畿地方整備局のうち、港湾空港部は同研修の対象外）、その他の機関は同研修未実施（項目 1(1)ウ参照）

図表 3-(1)-⑧ 事例発生機関におけるアクセシビリティ研修の実績がない理由及び今後の研修実施等予定（令和3年7月15日現在）

機関名	理由	今後の予定
大阪矯正管区	・法務省本省主催のホームページに関する職員研修受講の機会がない。 ・ウェブアクセシビリティの確保については広報担当課職員の独学による創意工夫で対応していた。	法務省本省主催の同研修が実施されるか不明であり、今後も「理由」欄記載の内容で対応。
近畿地方更生保護委員会	法務本省からホームページ編集を独自に行える権限を付与されていない。	「理由」欄に記載のことから、実施予定はなし。
大阪保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	(近畿地方更生保護委員会に同じ)
神戸保護観察所	(近畿地方更生保護委員会に同じ)	(近畿地方更生保護委員会に同じ)
大阪法務局	広報担当課職員にウェブアクセシビリティに関する一定の知識があると考えていたことから、研修等への参加を検討しなかった。	システムの操作だけでなく、ウェブアクセシビリティ等への理解も含めた、当局でのホームページ研修なども必要に応じて実施したいと考えている。
大阪国税局	ホームページに関する技術的な面やウェブアクセシビリティ対応などは、国税庁本庁で対応している。	今後も「理由」欄記載の内容に変更が見込まれないことから、実施予定はなし。
瀬戸内海漁業調整事務所	水産庁本庁によるホームページの管理運営等やウェブアクセシビリティ等に関する研修受講の機会がなかった。	なし
近畿地方整備局 (注2)	特段の理由はない。 また、港湾空港部においては、代替テキストの設定等は、同部港湾計画課（広報担当課）にて対応を行っているため、当部全体での知識習得の機会を設けていなかった。	今回の調査を踏まえ、ウェブアクセシビリティの必要性を認識したことから、毎年度実施のホームページ担当者向けの講習会でウェブアクセシビリティに関する情報提供を検討する。 また、港湾空港部においては、現在予算要求中のCMS導入によるホームページ改修実施後は、各担当課において代替テキストの設定が必要となる可能性が高いため、アクセシビリティ研修の実施を検討している。
近畿運輸局	国土交通省本省が管理するCMSを使用することでウェブアクセシビリティが確保等できていると考えており、別途知識を取得する必要性を感じていなかった。	年1回開催している職員に対する広報研修に、ウェブアクセシビリティに関する内容を盛り込み、その周知を図って行くことを検討する。
神戸運輸監理部 (注3)	ホームページは国土交通省本省が管理するCMSを用いて作成することになっており、当該CMSは「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」に基づく仕様となっていることから一定のアクセシビリティは確保されていると認識していた。	アクセシビリティ対応等も踏まえ、令和4年2月下旬から3月上旬の間に広報対策官が講師となり、各原課のホームページ更新作業担当者を対象に研修会を実施予定。
大阪航空局	ウェブアクセシビリティに関する知識習得は、研修を行わなくても、運用ガイドラインなど、ネット上の情報により、可能と考えていた。	なし
大阪管区气象台	気象庁本庁で実施する業務研修の内容においてプログラム作成や情報作成等もあり、また日常の業務において、イントラネ	現時点では実施予定はなし

	ット上のホームページのコンテンツ作成作業や、OJT 等により必要な知識を習得している。	
第五管区海上保安本部	ホームページに関する知識の習得は、担当職員間の引継ぎにおいて実施されており、ウェブアクセシビリティの確保についても特段の支障が生じていないと考えていた。	予定はなし
近畿中部防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省本省が行うホームページに関する研修に参加する機会がない。 ・CMS の操作担当が広報担当課職員に限られているため、ホームページに関する知識習得に関しては同職員の事務引継の中で対応していた。 	防衛省本省による研修機会がない限り、担当職員の事務引継の中で対応

(注) 1 当局の調査結果による。

2 近畿地方整備局は、ホームページに関する職員研修を実施しているが、アクセシビリティ研修は実施していない。また、同局港湾空港部は職員研修の対象外とされている（項目 1(1)ウ参照）。

3 神戸運輸監理部は、ホームページに関する職員研修を実施しているが、アクセシビリティ研修は実施していない（項目 1(1)ウ参照）。

図表 3-(1)-⑨ 参考調査した地方公共団体におけるアクセシビリティ研修の主な実施内容

地方公共団体名	研修の主な実施内容
大阪市	大阪市ウェブアクセシビリティガイドラインの内容をベースに、ウェブアクセシビリティの必要性や、ページ作成・更新時、公開前の確認など継続して取り組むことの重要性及びウェブアクセシビリティに配慮したページ作成のポイントなどを説明、周知。
豊中市	令和 3 年 8 月に職員を対象に実施した CMS 研修の中で、ウェブアクセシビリティの重要性や確保のため必要になる具体的な方法を説明、周知。
池田市	令和 3 年 2 月の同市ホームページリニューアルに合わせ職員向けの CMS 操作説明会を開催。同説明会の中で、CMS のウェブアクセシビリティ機能の使用方法等を説明、周知。
神戸市	外部講師によるアクセシビリティの基本的な考え方、実際の事例を交えた注意点などに関する研修を令和元年 5 月に実施。また、職員向けに研修の内容を動画で公開。
姫路市	外部講師によるウェブアクセシビリティ対応が求められる背景や具体例、JIS 試験結果を交えてのウェブアクセシビリティ解説などの研修を職員や指定管理者向けに毎年度実施。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑩ 調査対象機関における PDF ファイルを提供する場合のウェブアクセシビリティの確保に関する対応の実施状況

※①及び②は JIS X 8341-3 を満たす対応、③～⑤は①及び②の対応が難しい場合の代替手段（運用ガイドライン（資料 8）において例示）

機関名	① PDF ファイルと同じ内容のページの作成・掲載の有無	② アクセシビリティに対応した PDF ファイルの作成の有無	③ PDF ファイルで提供されている内容の概要を説明するページの作成の有無	④ PDF ファイルで提供されている内容に関する問い合わせ先の明記の有無	⑤ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルの掲載の有無
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	有	無	有	有	無
近畿管区行政評価局	無	有	有	有	無
近畿総合通信局	有	有（注 2）	無	無	無
大阪矯正管区	無	無	無	無	無
近畿地方更生保護委員会（注 3）	無	無	無	無	無
大阪保護観察所（注 3）	無	無	無	無	無
神戸保護観察所（注 4）	無	無	無	無	有
大阪法務局	無	無	無	有	無
大阪出入国在留管理局	無	有	無	有	無
近畿財務局	無	有（注 5）	無	有	無
大阪税関	無	無	無	無	無
神戸税関	無	無	無	無	無
大阪国税局（注 6）	無	無	無	有	無
近畿厚生局	無	無	無	有	無
大阪労働局	無	無	無	有	無
兵庫労働局	無	無	無	有	無
近畿中国森林管理局	有	無	無	無	無
瀬戸内漁業調整事務所	無	無	無	有	無
近畿経済産業局	無	有	無	無	無
中部近畿産業保安監督部近畿支部	無	無	無	有	無
近畿地方整備局（本局）	有	無	有	有	無
近畿地方整備局（港湾空港部）	無	無	無	無	無
近畿運輸局	無	無	無	一部有（注 7）	無
神戸運輸監理部	無	無	無	無	無
大阪航空局	無	無	無	有	無
大阪管区气象台	無	無	有	有	無
第五管区海上保安本部	無	無	無	無	有
近畿地方環境事務所	無	無	無	有	無
近畿中部防衛局	無	有	無	無	無

（注）1 当局の調査結果による。

- 2 【近畿総合通信局】「② アクセシビリティに対応した PDF を作成」により対応する場合、ソフトウェアの仕様上、対応が困難な場合があるため、可能な範囲で対応したものを提供している。
- 3 【近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所】ホームページにおいて PDF ファイルを掲載していない（令和 3 年 11 月 2 日現在）。
- 4 【神戸保護観察所】ホームページにおいて PDF ファイルを掲載していない（令和 3 年 11 月 2 日現在）。なお、令和 3 年 7 月 15 日時点で掲載されていた「第 70 回“社会を明るくする運動”高校生等エッセイコンテスト」実施要綱の PDF ファイルは、アクセシビリティに対応していた（「② アクセシビリティに対応した PDF を作成」に該当）。

- 5 【近畿財務局】ファイルのPDF化は、音声読み上げに対応するよう、JUSTPDF等の作成ツールを使用して行い、コピー機のスキャン機能によるPDF化は不可としている。
- 6 【大阪国税局】原則としてPDFファイルでの提供は行わないこととしており、PDFでの情報提供を行う場合においても、
- ・問い合わせ先の明記を行う
 - ・Acrobat等の作成ツールは最新に保つほか、アクセシビリティ設定を無効にしないことを「国税ウェブサイトガイドライン」で定めている。
- 7 【近畿運輸局】「④ PDFで提供されている内容に関する問い合わせ先を明記」については、対応できているものは一部のみ。

図表 3-(1)-① PDF ファイルを提供する場合に JIS X 8341-3 を満たす対応やその代替手段を実施していない調査対象機関と、その理由

機関名	JIS X 8341-3 を満たす対応及びその代替手段を実施していない理由
大阪矯正管区	掲載内容を更新すること以外の対応ができておらず、また、ホームページ更新担当者に対する研修等の機会がないことから、JIS X 8341-3 等ウェブアクセシビリティに関する知識を習得できていなかった。
近畿地方更生保護委員会	これまで、当該対応等をしないことによる苦情やその他支障が生じていない。
大阪保護観察所	これまで、広報手段としてホームページをほとんど活用しておらず、平成 28 年の JIS X 8341-3:2016 の制定以降、ホームページの更新も行っていない。
大阪税関	これまで JIS X 8341-3 への対応への必要性は理解していたが、マンパワーに限界があったため対応していなかった。 令和 3 年 11 月実施の財務省本省（関税局）主催によるウェブアクセシビリティ研修において PDF のアクセシビリティに関する説明があり、当該研修を受け、i) PDF ファイルで情報を提供する場合、各ページのタイトルや概要をページ本文に記載し可能な限りファイルを開かなくても概要が分かるようにする、ii) 当該対応が難しい場合、問い合わせ先を明記することにより、アクセシビリティの確保に努めている。
神戸税関	PDF と同じ内容の HTML によるページの提供は、マンパワーが不足しているため難しい。 PDF のアクセシビリティ設定についても、使用している Adobe のソフトにより、機能が異なること、職員の知識が不足していることなどから対応は難しい。 令和 3 年 11 月に財務省本省（関税局）が開催した「ウェブアクセシビリティ研修」時に PDF のアクセシビリティ設定に関する説明があり、これを踏まえ、PDF ファイルにより情報提供する場合は、可能な限り PDF ファイルの各ページのタイトルや概要をページ本文に記載するよう留意し、それが難しい場合は、問い合わせ先を明記することで対応したい。
近畿地方整備局（港湾空港部）	PDF ファイルと同じ内容のページを作成、掲載するなど、同ファイルに関するウェブアクセシビリティの確保について、理解が十分でなかったため、対応できていなかった。 実施予算を要求しているホームページの改修後に対応することを検討している。
近畿運輸局	ウェブアクセシビリティの必要性は理解しているが、人的、時間的に対応する余裕がない。
神戸運輸監理部	JIS X 8341-3 について、現在の担当者まで知る機会がなかったため、現在のところ対応していなかったが、令和 3 年 10 月以降、可能な限り PDF ファイルに併せて Word ファイルも添付することとした。

第五管区海上保安本部	JIS X 8341-3に基づく対応を行っていない。 ウェブアクセシビリティに関する認識はなく、また、PDFは編集されにくいことから、安全性の観点からPDFでの掲載をしていた。
------------	---

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑫ PDFによる情報提供に関する学識経験者や障害者団体等からの意見

<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関、民間企業にかかわらず、ホームページ編集担当者は、印刷に適しているPDFで提供するとの意識がある事例が多いが、PDFは特に表や段組の閲覧において、音声読み上げに適していないので、非常に困っている。(ホームページ制作業者)。 ・ 最近の読み上げソフトはPDFもある程度読めるようにはなってきたが、画像のみで代替テキストの設定のないものは読み上げ自体が不可能であり、また、同テキストが付けられているものでも、表や段組が複雑なものでは、読み上げソフトが正しく読み上げるよう、文章の更正や表の内容の説明などの配慮が必要である(障害者団体)。 ・ PDFを提供するのであれば、代替テキストの設定などアクセシビリティ対応を検討する必要がある(学識経験者)。 ・ PDF形式による情報提供が非常に多いが、パソコンの場合、PDFを読み上げるために別のソフトを新たに買う必要があるため、様式等をダウンロードしても中身が分からないことがある。また、タブレット端末の場合、基本ソフトに搭載された機能でPDFについても読み上げが行えるが、読み上げる順番が適切でなかったり、読み上げる単位がページごとになるため読み返しにくく、情報を得にくい(特別支援学校)。 ・ 情報の内容によっては、複製やレイアウトの乱れを防止するため等の理由でPDF形式により情報が提供される場合もあると思われるが、PDF形式である必要がない情報についても、PDF形式で提供されている例もあるように感じる(特別支援学校)。
--

(注) 当局の調査結果による。

(2) モバイル端末への対応状況等

【制度の概要等】

総務省が実施した「令和2年通信利用動向調査」によると、インターネット利用時に使用する端末は、スマートフォンが68.3%と最も多い割合を占め、次にパソコンの50.4%、タブレット型端末の24.1%の順となっている（図表3-(2)-①）。

また、平成28年度に新潟大学が実施した調査によると、全盲者の52.1%、弱視者の55.6%がスマートフォンを利用しており（注1）、さらに、総務省が平成27年度に実施した「在留外国人のICT利用状況等に関する調査研究」報告書によると、在留外国人が利用する情報通信機器は、スマートフォン（基本ソフト：iOS）が65.5%、スマートフォン（基本ソフト：Android）が31.7%などと回答しており、多数の視覚障害者や在留外国人がスマートフォンによりインターネットを利用している状況となっている（図表3-(2)-②）。

（注1）「保健医療科学」第66巻第5号「視覚障害者の意思疎通支援サービス、及びICT機器利用状況の地域間差の分析」（2017年10月、国立保健医療科学院）より。

こうした状況を踏まえて、Webサイトガイドラインでは、各府省が管理運営するWebサイト構築上の要件等において、「国民等の利用する端末の多様化が進んでいることから、原則モバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）に対応する。その際、レスポンシブWebデザイン（注2）の採用を最優先に検討する。」こととされている（資料1（3.1.4）Webサイト構築上の要件等②）。

また、Webサイトガイドブックでも、各府省のWebサイト構築に当たっての基本的な考え方の一つとして様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供することとされている（資料2（2.1 各府省のWebサイト共通の考え方））。

（注2）パソコン、スマートフォン、タブレットなど、端末の種類により異なる画面サイズの幅を基準にしてWebサイト表示を柔軟に調整し、見やすくする技術。同一のファイルで各端末に対応した表示ができる。

【調査結果】

調査対象28機関が管理運営するホームページについて、モバイル端末による閲覧への対応状況を調査したところ、令和3年9月末現在、ホームページの全て又は一部が対応できていない機関が7機関みられた（図表3-(2)-③）。これら7機関は、対応時期等について、①本省及びホームページ作成等委託事業者と対応に関して調整済みであり修正を予定（1機関：近畿運輸局（注3））、②令和4年度中に対応を予定（2機関：公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所及び近畿地方環境事務所）、③対応するために必要な予算が確保できていないこと等から早急な対応が困難（3機関：中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局（注4）及び近畿中部防衛局。図表3-(2)-④）、④現行のデザインによるレスポンシブWeb化対応は可能であり、本省によるCMSの改修に併せて検討（1機関：大阪法務局。図表

3-(2)-④) としている。

(注3) 近畿運輸局は、トップページのみ未対応

(注4) 近畿地方整備局のうち港湾空港部のホームページが該当。本局のページはモバイル端末による閲覧に対応済

しかしながら、今回、当局が実施した近畿管内の国の出先機関のホームページの利用者の関係団体等からの意見聴取（前述項目 1(2)参照）では、学識経験者や関係団体等から、モバイル端末による閲覧に対応していない場合、パソコンによる閲覧時の画面のまま縮小されて表示されるため細かくて見づらいとして、改善を求める意見が聞かれた（図表 3-(2)-⑤）。

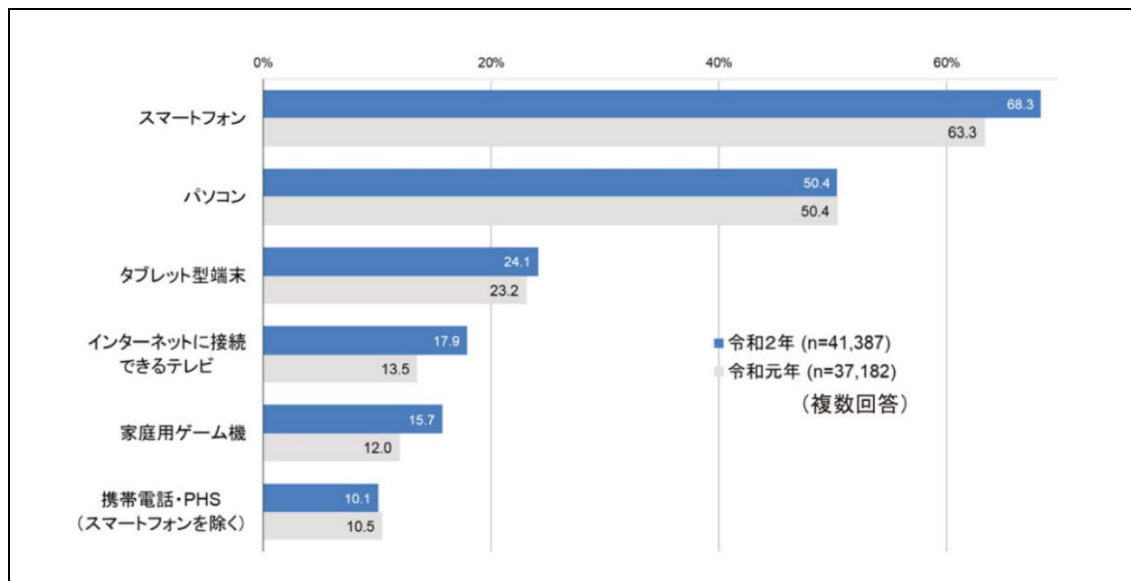
また、参考調査した大阪市は、同市ホームページ利用者の多くがスマートフォンから閲覧することを踏まえ、「大阪市ウェブアクセシビリティガイドライン 第5版」（再掲）及び職員研修において、公開前のウェブ表示確認の際、パソコン表示の確認に加えて、スマートフォン表示の確認を行い、小さな画面でも見やすい情報になっているか確認することなどを説明、周知している。

【所見】

以上のことから、調査対象機関のうち、管理運営するホームページがモバイル端末による閲覧に対応していない機関については、多数の国民等がモバイル端末を利用して当該ホームページを閲覧していると考えられることを踏まえ、Webサイトガイドライン及びWebサイトガイドブックに基づき、できるだけ速やかにモバイル端末による閲覧への対応措置を講ずること。

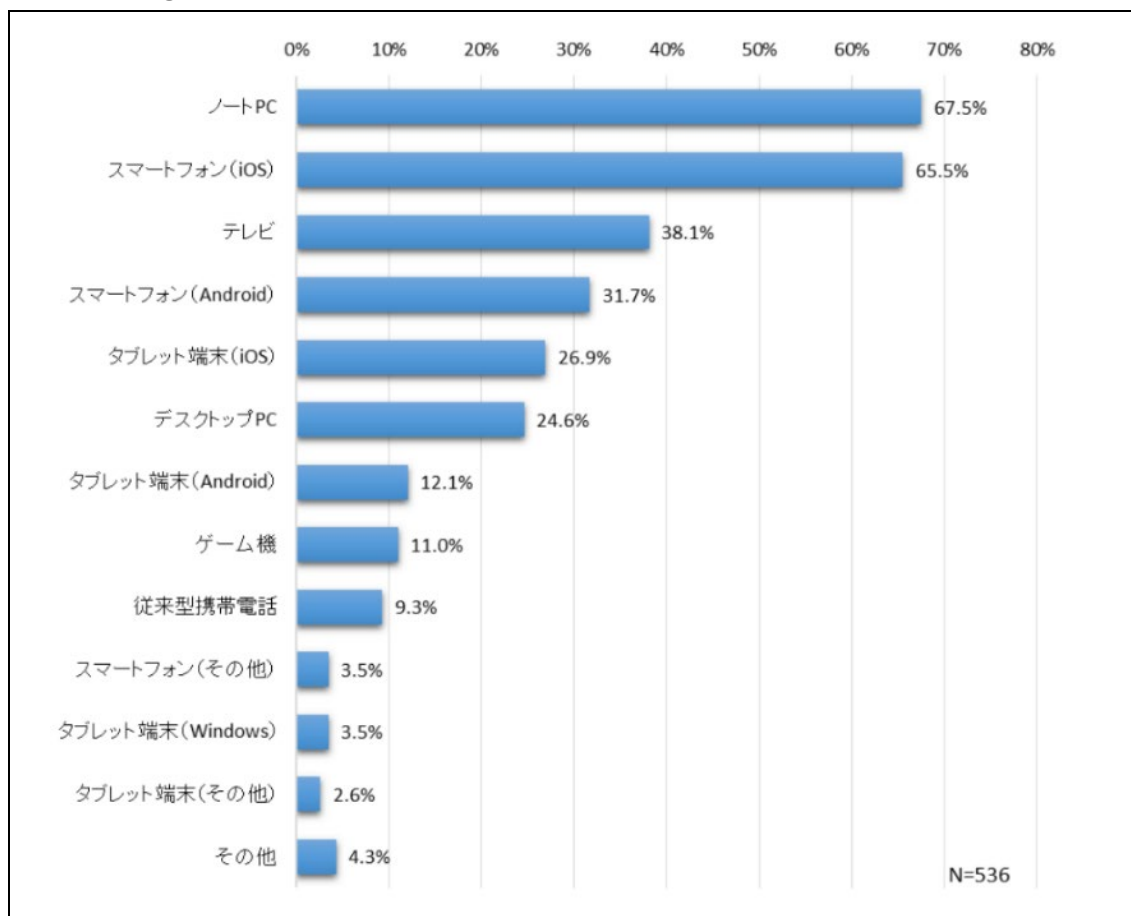
(注) 所見に該当する機関は、所見該当一覧（調査対象機関別）（103ページ）を参照

図表 3-(2)-① インターネット閲覧時に使用する機器の状況



(注) 「令和2年通信利用動向調査」(総務省)の「調査結果のポイント」から抜粋した。

図表 3-(2)-② 在留外国人の情報通信機器の利用状況



(注) 「在留外国人のICT利用状況等に関する調査研究報告書」(平成27年度、総務省)から抜粋した。

図表 3-(2)-③ 調査対象機関ホームページにおけるモバイル端末による閲覧への対応状況

機関名	対応状況	対応方法	対応予定時期等	備考
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所	未対応	—	令和4年度中予定	
近畿管区行政評価局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿総合通信局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
大阪矯正管区	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿地方更生保護委員会	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
大阪保護観察所	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
神戸保護観察所	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
大阪法務局	未対応	—	未定	未対応の理由等は、図表3-(2)-④を参照
大阪出入国在留管理局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿財務局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
大阪税関	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	令和3年9月19日対応
神戸税関	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	令和3年9月19日対応
大阪国税局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿厚生局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
大阪労働局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
兵庫労働局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿中国森林管理局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
瀬戸内海漁業調整事務所	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿経済産業局	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	未対応	—	対応の要否について検討中	未対応の理由等は、図表3-(2)-④を参照
近畿地方整備局（本局）	対応済	レスポンスWebデザインにより対応	—	
近畿地方整備局（港湾空港部）	未対応	—	未定	未対応の理由等は、図表3-(2)-④を参照

近畿運輸局	トップページ： 未対応 その他：対応済	CMS の情報連動機能	トップページも対応することについて国土交通省本省及びホームページ作成等委託先事業者と調整済み	
神戸運輸監理部	対応済	レスポンス Web デザインにより対応	—	
大阪航空局	対応済	レスポンス Web デザインにより対応	—	
大阪管区气象台	対応済	レスポンス Web デザインにより対応	—	
第五管区海上保安本部	対応済	レスポンス Web デザインにより対応	—	
近畿地方環境事務所	未対応	—	令和 4 年 7 月 予定	
近畿中部防衛局	未対応	—	未定	未対応の理由等は、 図表 3-(2)-④を参照

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-④ モバイル端末による閲覧への対応予定が未定等の機関におけるその理由

機関名	対応予定時期等	対応時期が未定等の理由
大阪法務局	未定	モバイル端末による閲覧対応の必要性については認識している。現行のデザインでのレスポンス Web 化対応は可能であるが、本省において CMS の改修を要すると想定される。
中部近畿産業保安監督部近畿支部	対応の可否について検討中	現状では、モバイル端末を用いての閲覧には支障がなく、また、利用者から特段の要望もないことから対応していなかったが、他機関の対応状況を踏まえ、経済産業省本省と対応について検討を行っている。
近畿地方整備局 (港湾空港部)	未定	モバイル端末による閲覧対応の必要性は認識しており、今後、当部が自ら管理する CMS の導入後（令和 4 年度予算で要求中）、対応を検討している。
近畿中部防衛局	未定	スマートフォンによる閲覧対応については、必要と考えている。対応作業には業者委託を要し、そのための予算は厳しい状況にあるが、予算が確保でき次第、早急に対応する予定であり、令和 4 年度予算で確保できれば、同年度中に対応したい。

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(2)-⑤ 国の出先機関のホームページにおけるモバイル端末による閲覧への対応に係る学識経験者、事業者団体等からの意見

意見の内容	機関名
トップページに表示される文字量を抑え、重要度の高い項目に絞って掲載し、スマートフォンに対応している。	近畿経済産業局
パソコンによる閲覧時の画面のまま縮小されて表示されるため、スマートフォンで見たときに細かくて見づらくなる。	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、大阪法務局、大阪税関（注2）、神戸税関（注2）、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局（港湾空港部）、近畿運輸局、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局
ページ内のメニューが小さくなり見にくい。	大阪法務局
閲覧時に表示画面の横スクロールが必要で不便に感じる。	神戸税関（注2）

（注）1 当局に対し学識経験者や事業者団体等から寄せられた意見を基に作成した。

2 大阪税関及び神戸税関に関する意見については、令和3年9月19日に実施された同機関ホームページリニューアルにより、改善が図られている。

所見該当一覧（調査対象機関別）

機関名	2 ホームページによる行政情報の提供状況						3 ウェブアクセシビリティ等への対応状況		
	(1) 時宜を得た情報提供と情報の最新 化 ① 事例改善、② 規程策定等（i 報道 発表資料、ii 点検・見直し・削除、iii 業務説明会）、③ 研修等【P21～22】					(2) ホームペー ジの提供情報 の分かりやす さと利便性の 向上等【P46】	(1) ウェブアクセシ ビリティの確保 ① 事例改善 ② 取組等 ③ 研修等【P86】		(2) モバイル端 末への対応状 況等【P98】
	①	② (i)	② (ii)	② (iii)	③		まとめ	①	
公正取引委員会事務総局	-	-	-	-	-	-	-	-	○
近畿中国四国事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-
近畿管区行政評価局	-	-	-	-	-	-	-	-	-
近畿総合通信局	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪矯正管区	○	○	-	-	○	-	○	○	-
近畿地方更生保護委員会	-	-	-	○	○	-	○	○	-
大阪保護観察所	○	○	○	-	○	-	○	○	-
神戸保護観察所	-	-	-	-	-	-	○	○	-
大阪法務局	-	-	-	-	-	-	-	○	○
大阪出入国在留管理局	○	-	-	○	○	-	-	-	-
近畿財務局	-	-	-	○	○	-	-	-	-
大阪税関	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸税関	-	-	-	○	○	-	-	-	-
大阪国税局	-	-	-	○	○	-	○	○	-
近畿厚生局	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪労働局	-	-	-	○	○	-	-	-	-
兵庫労働局	-	-	-	-	-	-	-	-	-
近畿中国森林管理局	-	-	○	-	○	-	○	○	-
瀬戸内海漁業調整事務所	-	-	○	-	○	-	○	○	-
近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	-	○	-
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	-	-	-	-	-	-	○	○	○
近畿地方整備局	○	-	-	○	○	-	○	○	○
近畿運輸局	-	-	○	○	○	-	○	○	○
神戸運輸監理部	-	-	-	-	-	-	○	○	-
大阪航空局	-	-	-	-	-	-	○	○	-
大阪管区气象台	-	-	-	-	-	-	-	○	-
第五管区海上保安本部	○	○	○	-	○	-	○	○	-
近畿地方環境事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	○
近畿中部防衛局	-	-	-	○	○	-	○	○	○
該当機関数	5	3	5	9	14	0	14	17	7

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表において、「○」は所見に該当、「-」は所見に非該当を表す。

事列表

事例表 3-(1)-① 代替テキストが設定されていないため、読み上げソフトで音声読み上げが行われず、視覚障害者が画像等の内容を理解することが困難な例

事例番号	i)①
調査対象機関名	① 近畿地方整備局 ② 近畿運輸局 ③ 第五管区海上保安本部 ④ 近畿中部防衛局
URL	① http://www.pa.kkr.mlit.go.jp ② https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/ ③ https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/ ④ https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/
ページタイトル	① 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 (トップページ) ② 近畿運輸局 (トップページ) ③ 第五管区海上保安本部 (トップページ) ④ 近畿中部防衛局トップページ
JIS X 8341-3達成基準	1.1.1

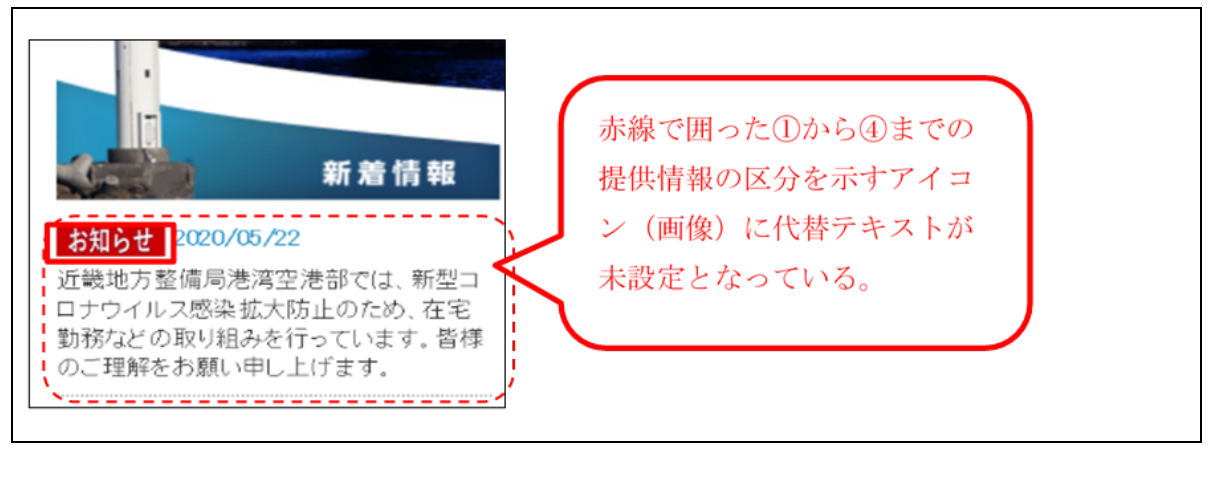
説明

近畿地方整備局 (港湾空港部) のホームページ (トップページ) においては、「新着情報」において、提供する情報の区分 (「お知らせ」 (情報の軽重を踏まえて色分けした2種類)、「記者発表」及び「ご連絡」) を示すアイコン (画像) を掲載している。

しかし、当該アイコンには、代替テキストが設定されておらず、音声読み上げソフト (以下「読み上げソフト」という。) がその内容を読み上げないため、視覚障害者は、提供されている情報の区分を理解できない状況がみられた (図1、2)。

なお、当該事例は、アイコン (画像) への代替テキストの設定が令和3年10月に行われた (図3) 結果、読み上げソフトが代替テキストを読み上げることにより、「新着情報」で提供されている情報の区分を理解できるように改善されている (図4、5)。

図1 近畿地方整備局 港湾空港部トップページ画面 (改善前、抜粋、令和3年8月2日閲覧)



② **記者発表** 2021/08/02
 神戸港におけるCNP形成に向けた今後の取組等について議論します ～8月6日 第4回神戸港カーボンニュートラルレポート(CNP)検討会を開催～
 プレス資料

③ **お知らせ** 2021/08/02
 令和3年度発注の見通しの公表について(令和3年8月現在)
 8月期発注見通し

④ **ご連絡** 2021/08/02
 入札・契約情報に新着情報が登録されています。

(注)「お知らせ」のアイコンのうち、①は赤地に白字、③は薄緑地に白字

図2 図1の「新着情報」のうち、2020年(令和2年)5月22日付けの「お知らせ」の箇所(赤点線枠の箇所)の読み上げソフトによる読み上げ結果

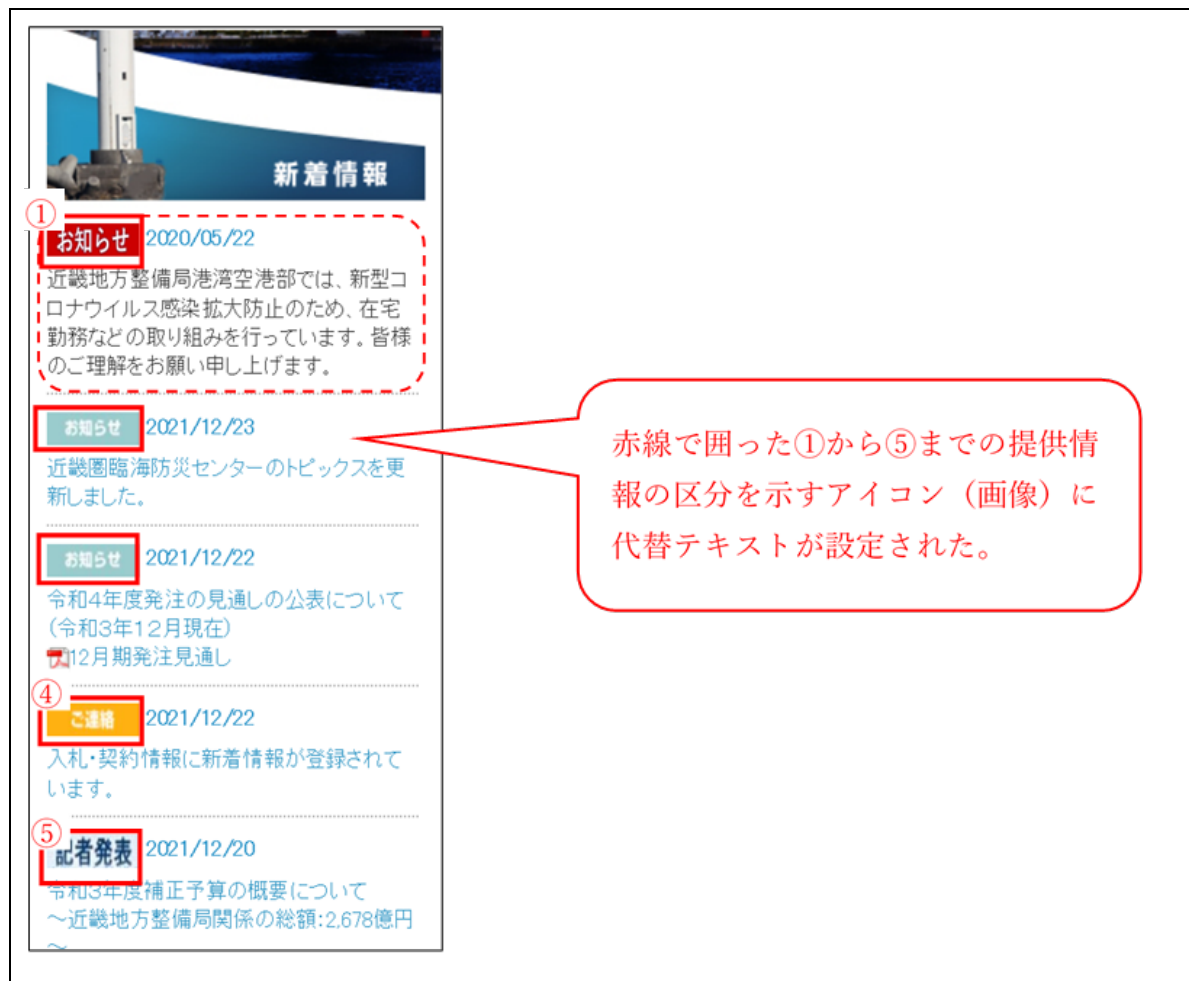
リストの外 リスト 1項目 2020/05/22(にせんにじゅうすらすしゅれいごすらすしゅにじゅうに) 近畿地方整備局港湾空港部では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務などの取り組みを行っています。皆様のご理解をお願い申し上げます。

(注) 1 読み上げソフト(NVDA日本語版)による読み上げ結果
 2 括弧内斜体は英数字の読み上げ方

図3 近畿地方整備局港湾空港部ホームページ「新着情報」の提供情報の区分を示すアイコン(画像)の代替テキスト(改善前後)

アイコン(画像)	代替テキスト(改善前)	代替テキスト(改善後)
お知らせ (赤地に白字)	(設定なし)	大事なお知らせ
お知らせ (薄緑地に白字)	(設定なし)	お知らせ
記者発表	(設定なし)	記者発表
ご連絡	(設定なし)	ご連絡

図4 近畿地方整備局 港湾空港部トップページ画面（改善後、抜粋、令和3年12月27日閲覧）



（注）「お知らせ」のアイコンのうち、①は赤地に白字、②及び③は薄緑地に白字

図5 図4の「新着情報」のうち、2020年（令和2年）5月22日付けの「お知らせ」の箇所（赤点線で囲った箇所、図2で示した読み上げ結果と同じ情報）の読み上げソフトによる読み上げ結果

リストの外 リスト 1項目 **大事なお知らせ** 2020/05/22 (にせんにじゅうすらすしゅれいごすらすしゅにじゅうに) 近畿地方整備局港湾空港部では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、在宅勤務などの取り組みを行っています。皆様のご理解をお願い申し上げます。

- （注）1 読み上げソフト（NVDA日本語版）による読み上げ結果
2 赤字下線の箇所は、アイコンに設定された代替テキストに関する部分
3 括弧内斜体は英数字の読み上げ方

同様の事例

- i) 近畿地方整備局港湾空港部
トップページの地図画像の部分（図6、令和3年10月改善済み）
- ii) 近畿運輸局（令和4年2月改善済み）
- iii) 第五管区海上保安本部
- iv) 近畿中部防衛局（令和3年10月改善済み）

図6 近畿地方整備局 港湾空港部トップページの地図画像の部分（点線枠内）



ウェブアクセシビリティの確保を図っている事例

—

備考

- 関係団体の意見
代替テキストがないと、画像があること自体理解できない（障害者団体）。

（参考）JIS X 8341 - 3 : 2016の達成基準

- 1.1.1 非テキストコンテンツ
利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。（中略）（レベル A）

事例表 3-(1)-② 代替テキストが設定された画像の直前又は直後に代替テキストと同じ内容のテキストデータが存在するため、読み上げソフトが同じ内容を繰り返して読み上げ、閲覧者が煩瑣^{はんさ}に感じるおそれがある例

事例番号	i)②
調査対象機関名	① 神戸運輸監理部 ② 近畿中国森林管理局 ③ 瀬戸内海漁業調整事務所
URL	① https://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html ② https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/ ③ https://www.jfa.maff.go.jp/setouti/index.html
ページタイトル	① 神戸運輸監理部（トップページ） ② 近畿中国森林管理局ホームページ ③ 瀬戸内海漁業調整事務所ホームページ
JIS X 8341-3達成基準	1.1.1

説明

神戸運輸監理部ホームページ（トップページ）右側のバナー画像（図1参照）には、一部を除き代替テキストが設定されているが、同ページには、画面に表示されない見出しタグ（注）「h2 タグ」が、当該バナー画像の直前に代替テキストとほぼ同じ文面で設定されている。

このため、音声読み上げソフト（以下「読み上げソフト」という。）で読み上げを行った場合、「h2 タグ」の内容を読み上げた後、バナー画像に設定された代替テキストが、「h2 タグ」の内容とほぼ同じ文面で読み上げられるため（図2参照）、閲覧者が煩瑣^{はんさ}に感じるおそれがある。

（注）ホームページにおける見出しを特定するための要素

図1 神戸運輸監理部トップページ（令和3年8月26日閲覧）



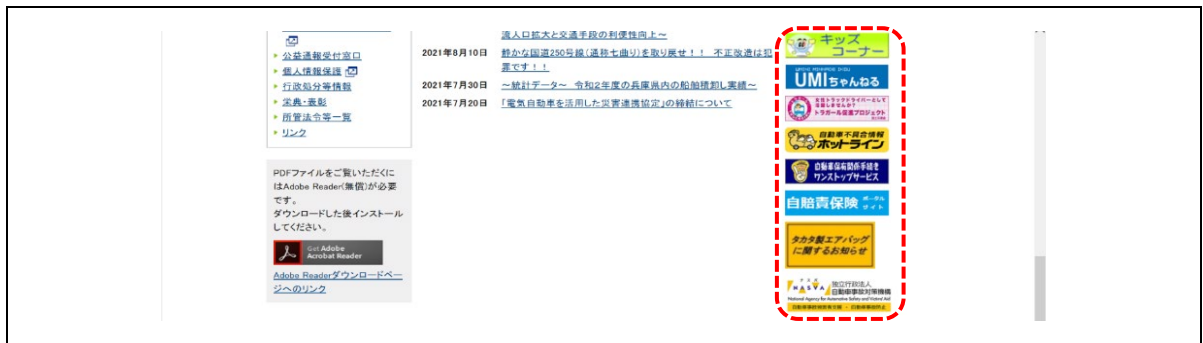


図2 当該ホームページ右側のバナー画像に関係する部分及びその直前の「h2タグ」に関する部分の読み上げソフトによる読み上げ結果

(以下、「h2」タグに関する部分)

見出し レベル2 GO 見出し レベル2 TOTラベル関連情報、相談窓口、公式Twitter、YouTubeチャンネル、家島諸島観光パンフ、防災ポータル、兵庫海博倶楽部、海ここ、海のイベント、サイクリスト船旅情報、海の時刻表、神戸海事広報大使

見出し レベル2 のコーナー、瀬戸内海観光連携推進会議、海の仕事を紹介します、人材育成・活用、キッズコーナー、マリンレジャー総合ポータルサイト、トラガール促進プロジェクトサイト、自動車不具合情報ホットライン、自動車保 見出し レベル2 有関係手続ワンストップサービス、自賠責保険ポータルサイト、タカタ情報

(以下、バナー画像に関する部分)

リスト 24項目

- リンク 画像 GO TOTラベル関連情報
- リンク 画像 相談窓口 (注2)
- リンク 画像 公式Twitter
- リンク 画像 YouTubeチャンネル
- リンク 画像 家島諸島観光パンフ
- リンク 画像 防災ポータル
- リンク 画像 兵庫海博倶楽部
- リンク 画像 海ここ
- リンク 画像 海のイベント
- リンク 画像 サイクリスト船旅情報
- リンク 画像 海の時刻表
- リンク 画像 神戸海事広報大使のコーナー
- リンク YOKOSO_toppage (よこそ あんだーらいん とつぱじ) (注2、3)
- リンク 画像 瀬戸内海観光連携推進会議
- リンク 画像 海の仕事を紹介します
- リンク 画像 人材育成・活用
- リンク 画像 キッズコーナー
- リンク 画像 マリンレジャー総合ポータルサイト
- リンク 画像 トラガール促進プロジェクトサイト
- リンク 画像 自動車不具合情報ホットライン
- リンク 画像 自動車保有関係手続ワンストップサービス
- リンク 画像 自賠責保険ポータルサイト
- リンク 画像 タカタ情報
- リンク www.nasva.go.jp (わーるどわいどうえぶ どっと なずば どっと ご どっと じょーびー) (注2、3) リストの外

<p>(注) 1 読み上げソフト (NVDA日本語版) による読み上げ結果</p> <p>2 当該箇所 (バナーに関する箇所) については、令和3年9月22日に代替テキストの修正が行われており、同日以降の読み上げ結果とは異なっている。</p> <p>3 括弧内斜体は英数字の読み上げ方</p>
<p>同様の事例</p> <p>代替テキストが設定された画像の直後に、同テキストと同じ内容のテキストデータが存在するため、読み上げソフトが同一内容を繰り返し読み上げる事例</p> <p>i) 近畿中国森林管理局</p> <p>ii) 瀬戸内海漁業調整事務所 (水産庁本庁管理箇所)</p>
<p>ウェブアクセシビリティの確保を図っている事例</p> <p>(調査対象機関ホームページにおいて、読み上げソフトが代替テキストと同じ内容を繰り返して読み上げないような措置を講じている例は見当たらなかった。)</p>
<p>備考</p> <p>○ 関係団体等の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 画像の代替テキストと画像直前直後のテキストデータが同一な場合は、当該代替テキストとテキストデータの記載内容を別にするか、いずれか一方を未記入とする。(ホームページ制作業者) バナー画像の各リンクは、アンカー要素 (注1) でタグ付けされているので、見出しタグの設定は不要。なお、ブラウザで表示されない見出しタグを用いた場合、SEO対策 (注2) 上、検索エンジンからスパム行為とみなされペナルティを受けるおそれがあり (注3)、同タグはあくまで見出しを表示するために用いるべきである (学識経験者)。 <p>(注) 1 別のウェブページや他の URL等 へのリンク先を設定するもの</p> <p>2 検索エンジン最適化対策 (Search Engine Optimization)。ホームページが検索エンジンで上位に現れるようにする。</p> <p>3 検索エンジンのうち、Google (「Google検索セントラル」内「隠しテキストと隠しリンク」 (https://developers.google.com/search/docs/advanced/guidelines/hidden-text-links?hl=ja) では、次のとおりとされている。</p> <p>「Google の検索結果でのランキングを操作するためにコンテンツに隠しテキストや隠しリンクを含めることは、偽装行為と見なされることがあり、Google のウェブマスター向けガイドライン (品質に関するガイドライン) への違反にあたります。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 読み上げソフトを利用する閲覧者は、見出しタグを見出しとして認識する可能性が高く、当該「見出し」が長く続く中で「見出しの右側」に重要な情報がある可能性を考慮すると、閲覧者にとって負担となることは否定できない (ホームページ制作業者)。
<p>(参考) JIS X 8341-3:2016の達成基準</p>
<ul style="list-style-type: none"> 1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準 <p>利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。(中略)(レベル A)</p>

事例表 3-(1)-③ 代替テキストの内容が画像の内容と異なっているため、読み上げソフトを使用する視覚障害者が画像の内容を誤解する例

事例番号	i) ③
調査対象機関名	① 近畿中部防衛局 ② 近畿地方整備局 ③ 神戸運輸監理部
URL	① https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/ ② http://www.pa.kkr.mlit.go.jp ③ https://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html
ページタイトル	① 近畿中部防衛局トップページ ② 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 (トップページ) ③ 神戸運輸監理部 (トップページ)
JIS X 8341-3達成基準	1.1.1

説明

近畿中部防衛局トップページに掲載されているバナー画像のうち、「防衛施設及びその上空におけるドローン等の飛行について (防衛省 HP へリンク)」(図 1、注)には、代替テキストが設定されているが、その内容は「お知らせ」であり、画像の内容とは異なっている。

(注) 防衛省本省ホームページへのリンクが設定されている。

このため、音声読み上げソフト (以下「読み上げソフト」という。)を使用した際、当該画像は図 2 のとおり「お知らせ」と読み上げられるため、同ソフトを利用して当該ホームページを閲覧する視覚障害者は、当該画像の内容を誤解する状況であった。

なお、当該事例は、バナー画像に設定されていた代替テキストが令和 3 年 10 月に修正された結果、読み上げソフトを利用する視覚障害者が画像の正しい内容を理解できるよう改善されている (図 3)。

図 1 近畿中部防衛局トップページ (令和 3 年 8 月 5 日閲覧)



図 2 当該バナー画像の読み上げソフトによる読み上げ結果

リンク画像 お知らせ

(注) 読み上げソフト (NVDA日本語版) による読み上げ結果

図3 当該バナー画像に設定された代替テキストの修正後の読み上げ結果（令和4年1月7日時点）

リンク画像 防衛施設及びその周辺上空におけるドローン等の飛行について

（注）読み上げソフト（NVDA日本語版）による読み上げ結果

同様の事例

- i) 近畿地方整備局（港湾空港部）（令和3年10月改善済み）
- ii) 神戸運輸監理部（令和3年9月改善済み）

ウェブアクセシビリティの確保を図っている事例

—

備考

—

（参考）JIS X 8341 - 3 : 2016の達成基準

- 1.1.1 非テキストコンテンツ
利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。（後略）（レベル A）。

事例表 3-(1)-④ 本文へジャンプする機能が設定されていない例

事例番号	ii) ④
調査対象機関名	近畿中部防衛局
URL	https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/
ページタイトル	近畿中部防衛局トップページ
JIS X 8341-3達成基準	2.4.1

説明

近畿中部防衛局トップページには、音声読み上げソフト（以下「読み上げソフト」という。）を利用する際、リンクが掲載されているメニュー等を読み飛ばし、直接本文の内容にアクセスできる「本文へ移動」などのスキップリンクを設けていなかった（図1）。

このため、視覚障害者が本文内容を閲覧するためには、メニュー等を読み終わるまで待たなければならず、令和3年10月26日時点のウェブアクセシビリティチェックツールを用いた測定によると、ページトップから本文である「TOPICS」の読み上げ開始までに25秒を要していた（注）。

（注）「みんなのアクセシビリティ評価ツール：miChecker（エムアイチェッカー）Ver. 2.0」（総務省）による計測結果

なお、当該事例は、ページの冒頭部分に「本文へ」のスキップリンクを令和3年12月に新設したことで、読み上げソフトの機能により、メニュー等を読み飛ばして本文を閲覧することが可能となるよう、改善が図られている（図2）。

図1 近畿中部防衛局トップページ（令和3年7月26日閲覧）



図2 近畿中部防衛局トップページ（令和3年12月27日閲覧）



同様の事例

—

ウェブアクセシビリティの確保を図っている事例

—

備考

○ 関係団体の意見

- ・ 視覚障害者にとっては、見出しやジャンプ機能を備えている方が読み上げソフトの使用を容易に行える（障害者団体）。
- ・ ヘッダ部にどうしても多くのリンクや内容を掲載せざるを得ない場合は、「本文へジャンプ」や「メインナビゲーションへジャンプ」などの移動のためのリンクを作っていただきたい（障害者団体）。
- ・ ページトップから6秒以内に本文に到達しない場合、読み上げに長く時間を要するよう感じる（ホームページ制作者）。

(参考) JIS X 8341 - 3 : 2016の達成基準

- ・ 2.4.1 ブロックスキップ
複数のウェブページ上で繰り返されているコンテンツのブロックをスキップするメカニズムが利用できる(レベルA)

事例表 3-(1)-⑤ 本文へジャンプする機能が設定されているが、機能していない例

事例番号	ii) ⑤	ii) ⑥
調査対象機関名	① 大阪矯正管区 ② 近畿地方更生保護委員会 ③ 大阪保護観察所 ④ 神戸保護観察所	⑤ 近畿運輸局
URL	① https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00104.html ② https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_kinki_kinki.html ③ https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_osaka_osaka.html ④ https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_kobe_kobe.html ⑤ https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/	
ページタイトル	① 大阪矯正管区フロントページ（トップページ） ② 近畿地方更生保護委員会のホームページ（トップページ） ③ 大阪保護観察所のホームページ（トップページ） ④ 神戸保護観察所のホームページ（トップページ） ⑤ 近畿運輸局（トップページ）	
JIS X 8341-3達成基準	2.4.1	

説明

大阪矯正管区フロントページ（トップページ）では、図1のとおり、ヘッダー部の「本文へ」にページ本文へのリンクが設定され、音声読み上げソフト（以下「読み上げソフト」という。）による閲覧の際、メニュー等を読み飛ばし、本文にジャンプして閲覧できる機能を設けている。

しかし、ホームページのソースコードの記述上、当該リンクのリンク先が設定されていなかったことから、リンクが機能しておらず、読み上げソフト利用する視覚障害者は、メニュー等を閲覧して（読み上げて）からでないと本文の内容を閲覧（読み上げ）できなかった。

なお、当該事例は、令和3年9月にページ本文にリンク先が設定されたことで、メニュー等を読み飛ばし、本文へジャンプして閲覧することが可能となっている（図2参照）。

図1 大阪矯正管区フロントページ（令和3年8月18日閲覧）



図2 大阪矯正管区フロントページ（令和3年12月27日閲覧）



同様の事例

- i) 近畿地方更生保護委員会
- ii) 大阪保護観察所
- iii) 神戸保護観察所
- iv) 近畿運輸局

(注) 1 i)、ii) 及び iii) は、法務省本省管理箇所的事例
 2 iv) は、メニュー等を読み飛ばし本文へジャンプする機能が画面上は非表示（ただし、読み上げソフト使用時には読み上げられる）で設定されているが、ジャンプ先が設定されていないため機能していない事例

ウェブアクセシビリティの確保が図られている事例

—

備考

- 関係団体の意見
 視覚障害者にとっては、ページ上に見出しや本文へのジャンプ機能を備えてくれた方が読み上げやすい（障害者団体）。

(参考) JIS X 8341 - 3 : 2016の達成基準

- 2.4.1 ブロックスキップの達成基準
 複数のウェブページ上で繰り返されているコンテンツのブロックをスキップするメカニズムが利用できる(レベルA)

事例表 3-(1)-⑥ リンクを設定したバナー等の画像に代替テキストを設定していないため、リンク先の内容が読み上げソフトで読み上げられず、視覚障害者が理解できないおそれがある例

事例番号	iii) ⑦
調査対象機関名	① 第五管区海上保安本部 ② 大阪法務局 ③ 大阪矯正管区 ④ 近畿地方整備局 ⑤ 近畿運輸局 ⑥ 神戸運輸監理部 ⑦ 近畿中部防衛局
URL	① https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/ ② https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/ ③ https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00104.html ④ http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/ ⑤ https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/ ⑥ https://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/index.html ⑦ https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/
ページタイトル	① 第五管区海上保安本部（トップページ） ② 大阪法務局（トップページ） ③ 大阪矯正管区フロントページ ④ 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部（トップページ） ⑤ 近畿運輸局（トップページ） ⑥ 神戸運輸監理部（トップページ） ⑦ 近畿中部防衛局トップページ
JIS X 8341-3達成基準	2.4.4
説明	<p>第五管区海上保安本部ホームページのトップページには、令和3年8月16日現在、リンクが設定された画像やバナーが掲載されているが、うち9か所（図1の①から⑨まで）には、代替テキストが設定されていないため、視覚障害者等が音声読み上げソフト（以下「読み上げソフト」という。）を利用して閲覧する際、リンク先ページがどのような内容か理解できない（図2）。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

図1 第五管区海上保安本部ホームページ（トップページ、令和3年8月16日閲覧）



図2 図1の画像やバナーのうち、①の箇所（第五管区海上保安本部Webパンフレットのページへのリンクが設定されている画像）の読み上げソフトによる読み上げ結果

リンク 画像 kaiho(かいほ)

- (注) 1 読み上げソフト（NVDA日本語版）による読み上げ結果
- 2 括弧内斜体は英数字の読み上げ方

なお、図1の画像やバナーのうち、a、b及びcについては、代替テキストが設定されており、読み上げソフトを利用する場合、図3のとおりバナーのリンク先ページの内容を理解できるものとなっている。

図3 図1の画像やバナーのうち、aの箇所（マリンレジャー安全情報のページへのリンクが設定されている画像）の読み上げソフトによる読み上げ結果

リンク 画像 マリンレジャー安全情報

- (注) 読み上げソフト（NVDA日本語版）による読み上げ結果

同様の事例
<ul style="list-style-type: none"> i) 大阪矯正管区（令和3年9月改善済み） ii) 大阪法務局（令和3年9月改善済み） iii) 近畿地方整備局（港湾空港部）（令和3年10月改善済み） iv) 近畿運輸局（令和4年1月改善済み） iv) 神戸運輸監理部（令和3年9月改善済み） v) 近畿中部防衛局（令和3年10月改善済み）
ウェブアクセシビリティの確保が図られている事例
（図1のa、b及びcの箇所）
備考
<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体の意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ リンクが画像になっている場合に、代替テキストがないと、画像のURLが読み上げられてしまうため、どのようなリンク先か理解できないので、非常に困る（障害者団体、ホームページ制作業者、特別支援学校）。
（参考）JIS X 8341 - 3 : 2016の達成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準 <ul style="list-style-type: none"> それぞれのリンクの目的が、リンクのテキスト単独で判断できるか、又はリンクのテキストとプログラムによる解釈が可能なリンクのコンテキストとから判断できる。ただし、リンクの目的が利用者にとって曖昧な場合は除く（レベルA） 注記（略）

事例表 3-(1)-⑦ ホームページ上の入力フォームの目的（サイト内検索等）について、設定等の不備から読み上げソフトを使用する視覚障害者が理解することが困難なおそれがある例

事例番号	iv) ⑨
調査対象機関名	① 近畿地方整備局 ② 大阪航空局 ③ 大阪国税局
URL	① https://www.kkr.mlit.go.jp/ ② https://www.cab.mlit.go.jp/wcab ③ https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/index.htm
ページタイトル	① 国土交通省 近畿地方整備局（トップページ） ② 国土交通省 大阪航空局（トップページ） ③ 大阪国税局 国税庁（トップページ）
JIS X 8341-3達成基準	1.1.1、1.3.1、3.3.2、4.1.2

説明

ホームページの検索窓など入力欄については、label要素による定義やtitle属性によるテキストラベルを設定することで、入力欄とその項目の関連付けを行うこととされ（JIS X 8341-3:2016 達成基準3.3.2等）、当該設定を行うことで、読み上げソフトを利用してホームページを閲覧する視覚障害者は、入力欄の意味を理解できるようになる。

しかし、近畿地方整備局ホームページ（トップページ）のページ内検索の検索窓についてはこれらの設定がなく、読み上げソフトによる読み上げ結果では、検索窓であることが必ずしも明確になっていないため、視覚障害者が意味を理解できないおそれがある（図1、2）。

図1 近畿地方整備局ホームページ（トップページ）の検索窓（令和3年8月19日閲覧）



図2 検索窓部分の読み上げソフトによる読み上げ結果

エディット オートコンプリート ブランク
(注) 1 NVDA日本語版による読み上げ結果 2 PC-Talkerによる読み上げ結果は「文字入力 サーチ 確認」となっている。

同様の事例

- i) 大阪航空局（ページ内検索の検索窓）
- ii) 大阪国税局（税務署検索の検索フォーム（国税庁本庁管理箇所））

ウェブアクセシビリティの確保が図られている事例

近畿厚生局ホームページ（トップページ）のように、検索窓の部分にlabel要素による定義やtitle属性による設定を行い、何について入力を行うか分かるようにし、また、「検索」等の検索窓であることを理解できるテキストを設定する（図3、4）。

図3 近畿厚生局ホームページ（トップページ、<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/info/index.html>）



図4 図3の検索窓部分の読み上げソフトによる読み上げ結果

カスタム検索 エディット オートコンプリート ブランク
検索 ボタン

- (注) 1 NVDA日本語版による読み上げ結果
2 PC-Talkerによる読み上げ結果は「カスタム検索の文字入力 検索の確認」となっている。

備考

○ 関係団体等の意見

- ホームページの入力欄（検索窓、検索フォーム等）やボタンなどのフォームコントロールは、読み上げソフトで聞いた時でも、何を入力するものであるか、あるいは実行すると何が起きるのかが分かるようにしておく必要がある。視覚的に確認できる場合は、前後のコンテンツの様子などから、入力欄等に何を入力するかをイメージできる場合もあるが、読み上げソフトの利用者は、そうした位置情報などを見て取れないため、当該フォームコントロールの目的が分からないことがある。

また、読み上げソフトの利用者は、閲覧時間を短縮するために、フォームコントロールだけを再生させながら読み進める場合もあるが、フォームコントロールに確実に関連付けされたテキストラベルがない場合、例えば、「エディット」としか聞こえて来ず、何を入れたら良いのか分からなくなることがある。

このため、フォームコントロールには、label要素による定義又はtitle属性により設定するテキストラベルが必要である（学識経験者）。

- 検索窓等の入力欄において、title属性の設定がない場合、一部の読み上げソフト（「NetReader Neo」（音声ブラウザ））では、当該入力欄の役割が音声により通知されない場合がある。

入力欄に係るソースコードにtitle属性を加えることで、多くの環境において確実に音声による説明の読み上げが可能になる（ホームページ制作者）。

(参考) JIS X 8341-3:2016の達成基準

- 1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準

利用者に提示される全ての非テキストコンテンツには、同等の目的を果たす代替テキストが提供されている。(後略)(レベル A)

- 1.3.1 情報及び関係性の達成基準

何らかの形で提示されている情報、構造、及び関係性は、プログラムによる解釈が可能である、又はテキストで提供されている。(レベル A)

- 3.3.2 ラベル又は説明の達成基準

コンテンツが利用者の入力を要求する場合は、ラベル又は説明文が提供されている。(レベル A)

- 4.1.2 名前 (name)、役割 (role) 及び値 (value)の達成基準

全てのユーザインタフェース コンポーネント(フォームを構成する要素、リンク、スクリプトが生成するコンポーネントなど)では、名前 (name) 及び役割 (role)は、プログラムによる解釈が可能である。また、状態、プロパティ、利用者が設定可能な値はプログラムによる設定が可能である。そして、支援技術を含むユーザエージェントが、これらの項目に対する変更通知を利用できる。(レベル A)

資料

資料1 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」(2019年(平成31年)4月18日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(抜粋)

1 はじめに

1.1 背景と目的

これまで各府省は、情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を Web サイト等により積極的に発信してきたが、技術動向も踏まえ、それを更に利用しやすい形態で提供することを積極的に推進する必要がある。

(略)

このため、各府省は、本ガイドラインに沿って、Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する措置を実施する。

2.1 行政の諸活動に関する情報

行政組織・制度等に関する基礎的な情報、行政活動の現状等に関する情報、予算及び決算に関する情報及び評価等に関する情報については、国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供する。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実に図り、Web サイト等による提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても、Web サイト等による公表を図る。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。

3 行政情報の提供・利用促進に関する留意事項等

3.1 Web サイトの活用

1) (略)

2) 時宜を得た情報提供と提供内容の最新化

① 時宜を得た Web サイトによる情報提供を行うとともに、Web サイトの掲載情報の内容について最新の状態を維持管理することとする。また、報道発表資料やその他国民等に速やかに提供することが重要な情報は、原則として、公表日等に提供するよう努め、それが困難な場合においても、公表日等以降、可及的速やかに Web サイトで提供するよう努める。

② 情報の掲載期間は、別途の定めがない限り、原則公表後3年以内とする。

3年経過後の情報については、継続掲載の要否について確認する。(注記)

(注記) あらかじめ3年を超えて掲載し続ける必要性が明らかな情報については、それを妨げるものではない。

3) 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等

① (略)

② 各府省の Web サイトの掲載情報については、既存のデータベースや行政文書の内容

情報をそのまま掲載することがより適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いる。キーワード（検索用語）に想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号）による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索することができるよう努める。

③ できるだけ図・表・写真・音声・動画等を利用する等、分かりやすい表現方法、画面構成を用いる。また、電子地図を利用する場合には、当該地図上の地名等が日本国政府の方針に沿ったものとなるよう留意する。

④～⑥（略）

⑦ 各府省の Web サイトにおいては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧することができるようにする。

4) Web サイト構築上の要件等

①（略）

② 国民等の利用する端末の多様化が進んでいることから、原則モバイル端末（スマートフォン、タブレット端末等）に対応する。その際、レスポンス Web デザインの採用を最優先に検討する。

③ 機械による情報の自動分別や翻訳等が容易に情報を処理することができるように、HTML5/CSS3 や標準的なメタデータ付与等の最新技術の導入を検討する。

④ Web サイトの基本的なデザインは、「Web サイトガイドブック」に基づき整備していく。

⑤ 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、音声読み上げへの対応、カラーユニバーサルデザイン等、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。

⑥（略）

⑦ コンテンツ作成や管理を容易にし、リンク切れ等を防止するために CMS 等のツールを必要に応じて活用する。

⑧ Web サイトの継続的な改善を実施するために、個人に関する情報の扱いに配慮しつつ、必要に応じてアクセス解析等の技術を活用する。特に、アクセス解析やトラッキングを行う際は、個人に関する情報を含む場合があるため、扱いには十分に配慮する。

3.2（略）

3.3 情報セキュリティの確保

Web サイト等により行政情報を提供するに当たり、その準備段階においても、各府省は統一基準群に基づき策定した、各府省の情報セキュリティポリシーに従って、提供情報の改ざん・漏えい防止措置を講ずる等所要の情報セキュリティ対策を実施する。また、Web サイト

の信頼性を確保するため、電子証明書を利用する。

(以下略)

3.4、5 (略)

資料2 Web サイトガイドブック (2019年(平成31年)4月18日 内閣官房 情報通信技術
(IT) 総合戦略室) (抜粋)

2 Web サイトに対する基本的な考え方

2.1 各府省のWeb サイト共通の考え方

例えば、利用者が複数府省の Web サイトを活用して、同種の項目や分類の情報を府省横断的に収集しようとした場合、各府省が、Web サイトのデザインや機能を独自に構築していると、情報収集が効率的に行えないおそれがあります。また、アクセシビリティ等の共通機能の操作位置が異なっている場合、利用者にとって不便になるおそれがあります。さらに、ユーザビリティを上げるためには、利用者の視線や操作の流れ、スクロールの必要性、配色、多様な機器への対応等、様々な観点での検討が求められます。

本ガイドブックでは、環境やニーズの変化に柔軟に対応できる Web サイトの考え方として、高性能の Web サイトを構築するよりも、シンプルな構造の Web サイトを構築することを推奨します。また、データの収集から提供まで、品質の高いデータが整備され維持される一貫したマネジメント (データマネジメント) を基礎とするオープンデータ・バイ・デザインの要素を組み入れることも重要です。

以上を踏まえ、各府省の Web サイト構築に当たっての基本的な考え方を表 2.1 にまとめます。

表 2.1 各府省の Web サイト構築に当たっての基本的な考え方

(1) 利用者視点の重視
コンテンツは、誰でも読みやすい平易な表現で記載し、利用者の視点から表示方法の検討を行います。
(2) シンプル・デザイン
画面や構造をできる限りシンプルにし、利用者に高い視認性を提供します。
(3) 統一デザイン ～ (6) ディレクトリの共通化
(略)
(7) 様々な機器や画面サイズへの対応
様々な機器や画面サイズでも読みやすい形で情報を提供します。

3 Web サイトデザイン

3.1 ページのデザイン

Web サイトに含まれる各ページに表示される構成要素の配置 (デザイン) に関する仕様

を示します。仕様には、Web サイトの特性によらず共通に守るべき仕様（共通仕様）と、Web サイトの特性に応じて異なる仕様が存在します。

本ガイドブックでは、Web ページの構成要素を表 3.1 に示す分類で説明します。

表 3.1 Web ページの構成要素

【構成要素】

ヘッダ、ナビゲーション、キービジュアル等、コンテンツ、関連リンク、SNS 等（ソーシャルメディア）、フッタ

1) 共通仕様

ページ最上部にヘッダを、ページ最下部にフッタを配置することを少なくとも共通化すべき事項とします。ヘッダ及びフッタの配置は、各府省のポータルサイトでは必須、政策目的別 Web サイト及び子ども向け Web サイトでは推奨とします。

コンテンツの作成方法には、「1 カラムのデザイン（シングルカラムデザイン）」と「マルチカラムデザイン」が考えられますが、Web サイトを閲覧する利用者が使用する機器には、パソコン、スマートフォン、タブレット、大型モニター等多種が存在し、また、ブラウザや OS 等のフォルトウェア環境も頻繁に変化していることを考慮し、画面が崩れにくい、1 カラムのデザインを推奨します。

しかしながら、Web サイトの構築基盤による技術的制約が存在することから、必ずしも推奨する 1 カラムのデザインでの作成ができるとは限りません。そのため、本ガイドブックにおいては、2 種類のデザインイメージを「3.1 2) 各府省のポータルサイトにおける仕様」で紹介します。



図 3. 1 共通部分のデザインイメージ



2) 各府省のポータルサイトにおける仕様

各府省のポータルサイトには、多種多様なコンテンツが含まれるため、利用者が当該 Web サイト内で目的の情報へアクセスしやすくする工夫が必要です。このため、特に配慮が必要なトップページと、トップページ以外のデザインを区別して説明します。

なお、日本語版と英語版ではページのデザインに差異はありません。

ア トップページのデザイン

各府省のポータルサイトのトップページのデザインは、共通のデザインに加え、ナビゲーション、キービジュアル等、コンテンツから構成することとし、フッタには関連リンク、SNS 等を含むものとします。

また、「別添 1 コンテンツの大分類・中分類と該当する共通カテゴリの内容」で示すコンテンツの分類及びそれらに該当する共通カテゴリの情報を的確に入手可能なデザインにします。

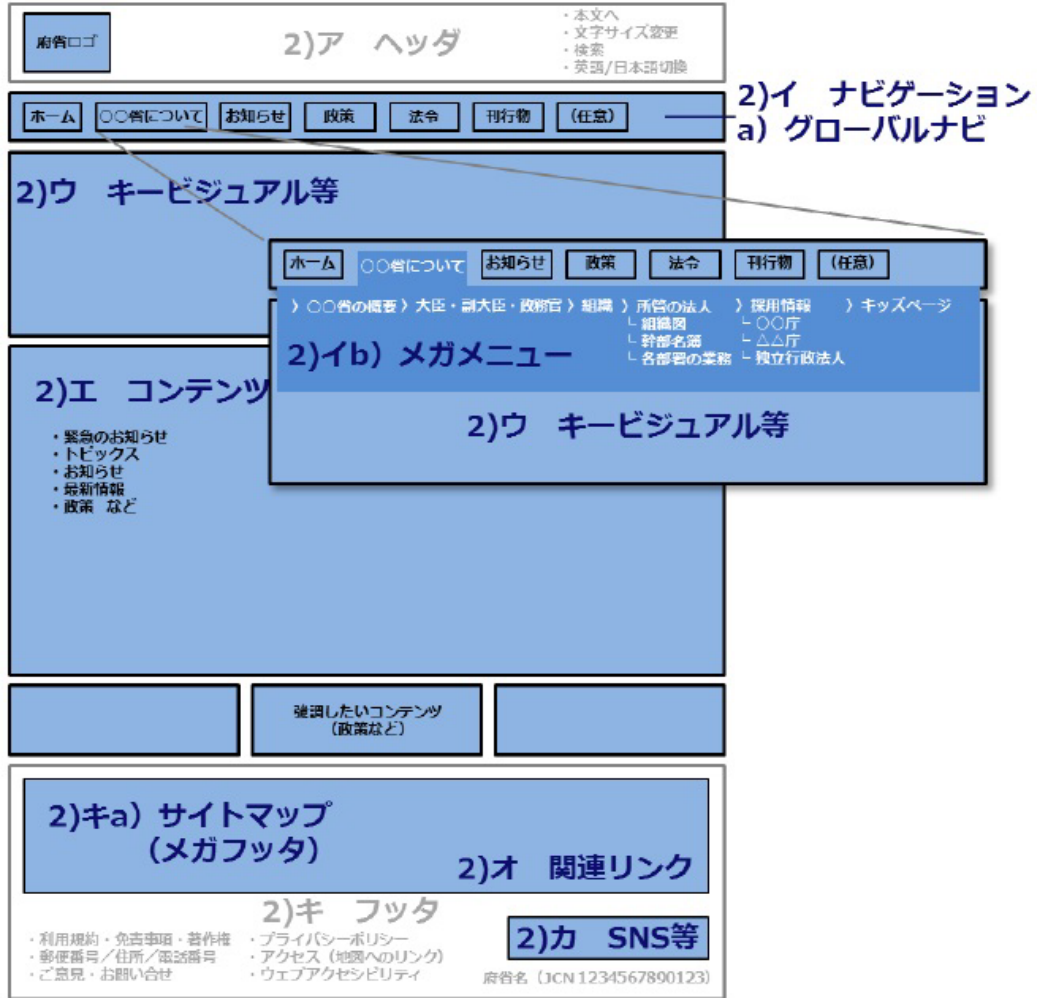
コンテンツは、「3.1 1) 共通仕様」で示した理由から、「3.1 2)ア a) パターン A: メガメニュー方式 (1 カラムのデザイン)」と「3.1 2)ア b) パターン B: ローカルナビ方式 (マルチカラムのデザイン)」の 2 パターンを提示します。

なお、トップページでのバナー使用は、利用者のサイト全体への視認性を悪化させる可能性があることから利用を推奨しません。バナーを使用する場合は、「3.2 2)オ 関連リンク」及び「5.1 8)バナーへの対応」を参照してください。

a)パターンA：メガメニュー方式（1カラムのデザイン）

（略）

図3. 2 トップページのデザインイメージ（パターンA）

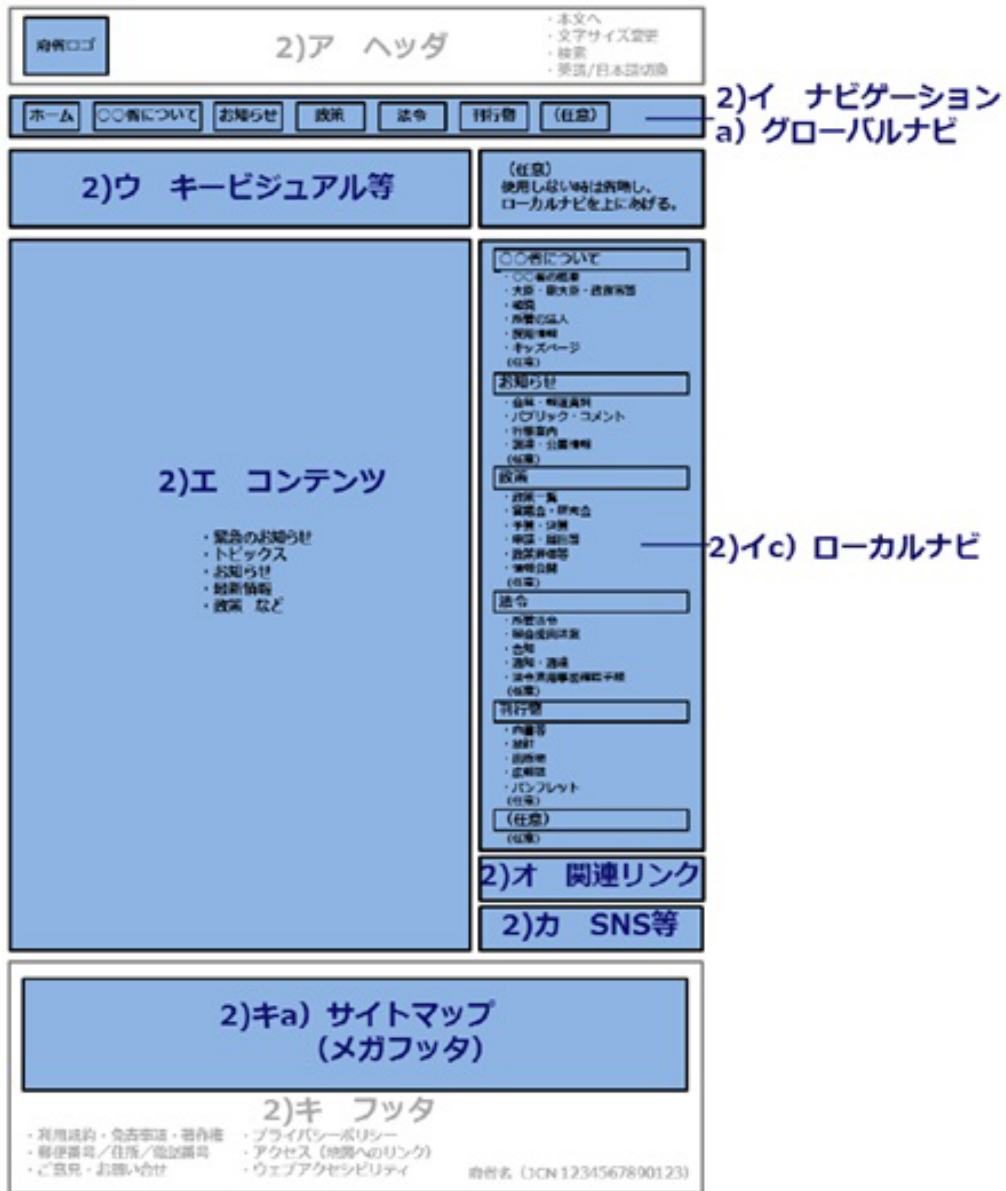


b)パターンB：ローカルナビ方式（マルチカラムのデザイン）

（略）



図3. 3 トップページのデザインイメージ (パターンB)



イ トップページ以外のデザイン

利用者の使いやすさを考慮し、トップページ以外のページについても統一的なデザインを適用します。ただし、トップページとは異なり、個別のコンテンツに特化した情報を提供する独自性に配慮し、共通のデザインとナビゲーション以外の構成要素は、共通化事項として取り上げません。

図3. 4 トップページ以外のデザインイメージ



(以下、略)

4 Web サイトの構造

4.1 コンテンツの構成と管理

コンテンツは、複数のタグを付与することで、自由な検索性を持たせるようにします。PDF で情報を提供する場合は、並行して HTML でも情報提供するなど、利用者に配慮した工夫をしてください。

(以下略)

4.2 及び 4.3 (略)

5 Web サイトの技術的留意点、対応すべき技術標準

5.1 技術的留意点

1) 及び 2) (略)

3) サイトの信頼性確保

Web サイトの信頼性を確保するために、各府省の Web サイトでは電子証明書を活用してください。具体的には、Web サイトの内容が改ざん等なく真正なものであることの確認並びに盗聴による第三者への情報の漏えいの防止及び正当な Web サーバであることの確認を利用者ができるようにするため、暗号化及び電子証明書による認証の機能（「5.2 3) TLS」参照）を適切に用いてください。電子証明書の取得及び更新に際しては、端末環境・Web ブラウザ選定技術レポートを参照してください。

（以下略）

4)～7) (略)

8) バナーへの対応

トップページのバナーは、利用者の Web サイト全体への視認性を悪化させる可能性もあることから利用を推奨しません。トップページへのバナーの表示を行わずに、リンクページを別途整備するなどにより対応してください。また、Web サイトの視認性を向上させるためのバナーのデザイン変更も、必要に応じて実施してください。

バナーのサイズは、国内で主流であるハーフバナー（234×60IMU）を基本とします。また、アクセシビリティ（「5.2 5) アクセシビリティ対応」参照）の対応及び画像が取得できない場合への対応として、バナーには代替文言を設定してください。

9) (略)

5.2 対応すべき技術標準

1) HTML5 / CSS3

Web サイトを構成するページの内容や体裁情報の記述においては、一般的な Web ブラウザがサポートする標準技術である HTML5/CSS3 を用いることを推奨します。当該 Web サイトの内容は、利用者による閲覧だけでなく機械による判読が可能となるよう、HTML5/CSS3 を用いてページの内容と体裁情報を分離し、内容を適切に構造化することが望ましいです。これらは、自動翻訳を活用しやすいという点においても有効です。

（以下略）

2) (略)

3) TLS

統一基準群に基づき、全ての通信で常に暗号化通信を用います。この暗号化には TLS (Transport Layer Security) を用いることが一般的です。また、TLS の電子証明書による認証により、利用者が Web サーバの正当性を確認することができます。

（以下略）

4) HTTP/2

ネットワークの効率的な利用や応答性能の向上等の観点から、RFC7540 として標準化されている HTTP/2 を用いた通信に対応することを推奨します。なお、代表的なブラウザで HTTP/2 を用いた通信に対応する場合は、TLS による暗号化が必須となります。

5) アクセシビリティ対応

高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」(JIS X 8341-3:2016) 及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2016年版)」(総務省) に基づき対応を進めてください。

6) (略)

別紙 4 政策目的別 Web サイトにおける府省ロゴの記載方法及び府省 Web サイトとの相互リンクについて

1 所管府省の明示

政策目的別 Web サイトの来訪者が、トップページをみただけで、その Web サイトを所管・運用している府省等がわかることが望ましいです。方法としては、

ケース 1 : ヘッダに府省ロゴを記載 (左端を推奨)、

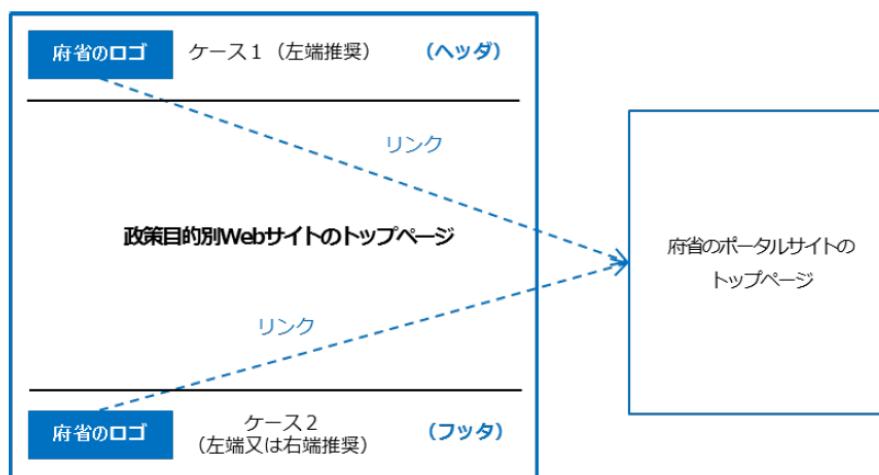
ケース 2 : フッタに府省ロゴを記載 (左端又は右端)

のいずれかを選択します。府省ロゴは公式ロゴを使用します。

表 1.1 所管府省の明示方法 (案)

No.	ケース	方法
1	国 (府省等) が開設・運営している Web サイトであることを明示したい場合	ヘッダ (左端推奨) に所管府省のロゴを記載し、府省 Web サイトのトップページにリンク
2	府省名より Web サイトの目的を強調したい又はデザイン上、府省ロゴをヘッダに記載できない場合	フッタ (左端又は右端推奨) に所管府省のロゴを記載し、府省 Web サイトのトップページにリンク

図 1.1 所管府省の明示方法 (案)



(以下略)

資料3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（抜粋）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

資料4 障害者基本計画（第4次、平成30年3月国会報告）（抜粋）

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

(1)～(3) (略)

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。
- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。
- 各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。

(以下略)

資料5 産業標準化法（昭和24年法律第185号）（抜粋）

第二条 この法律において「産業標準化」とは、次に掲げる事項を全国的に統一し、又は単純化することをいい、「産業標準」とは、産業標準化のための基準をいう。

一～五（略）

六 プログラムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下単に「電磁的記録」という。）の種類、構造、品質、等級又は性能

七 電磁的記録の作成方法又は使用方法

八 電磁的記録に関する試験又は測定の方法

九～十五（略）

2 （略）

第六十九条 国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二条第一項各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、日本産業規格を尊重してこれをしてしなければならない。

資料6 日本産業規格 JIS X8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ（平成28年3月22日改正）「0A 適用範囲」及び「0B イントロダクション」（抜粋）

0A 適用範囲

この規格は、高齢者及び障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術（注1）などに関係なく利用できるように、ウェブコンテンツが確保すべきアクセシビリティの基準について規定する。

この規格が適用されるウェブコンテンツとは、支援技術を含むユーザーエージェント（注2）によって利用者に提供されるあらゆる情報及び感覚的な体験を指す。例えば、インターネット又はイントラネットを介して提供されるウェブサイト、ウェブアプリケーション、ウェブシステムなどのコンテンツ、及びCD-ROMなどの記録媒体を介して配布される電子文書が挙げられる。その他、この規格は支援技術を含むユーザーエージェントを用いて利用されるコンテンツ全般に適用される。

（以下略）

0B イントロダクション

（略）

0B.1 WCAG（注3）2.0 ガイドラインのレイヤー

WCAGを用いる個人及び組織は実に幅広く、ウェブデザイナー及び開発者、政策立案者、調達担当者、教師、生徒などが含まれる。これらの人々の様々なニーズに応えるためにWCAG 2.0

では、原則、一般的なガイドライン、検証可能な達成基準、十分な達成方法、参考達成方法、及びよくある失敗例を示した豊富な文書群を含む様々なレイヤーのガイダンスが、事例、参考リンク及びコードとともに提供されている。

- ・ 原則 最上位には、ウェブアクセシビリティの土台となる知覚可能、操作可能、理解可能、及び堅ろう（牢）（robust）の四つの原則がある。（以下略）
- ・ ガイドライン 原則の下にあるのがガイドラインである。12のガイドラインは、様々な障害のある利用者に対してコンテンツをよりアクセシブルにするためにコンテンツ制作者が取り組むべき基本的な目標を提供している。これらのガイドラインは検証可能ではないが、コンテンツ制作者が達成基準を理解し、より適した達成方法を用いることができるように、全体的な枠組み及び全般的な目的を提供するものである。
- ・ 達成基準 各ガイドラインには、検証可能な達成基準が設けられており、デザイン仕様検討、調達、基準策定、契約上の合意などに当たり、その要件及び適合試験が必要となる際にWCAG 2.0を用いることが可能である。様々なユーザ層及び状況からくるニーズを満たすために、A（最低レベル）、AA及びAAA（最高レベル）の三つの適合レベルが定義されている。（以下略）
- ・ 十分な達成方法及び参考達成方法 （略）
（以下略）

0B.2 及び 0B.3 （略）

(注) 1 障害者が様々な機器を使用する際、操作の補助を行うために用いられるハードウェアやソフトウェアの総称。例えば、読み上げソフトやマウスの操作が困難な上肢障害者が使用するトラックボールなどがある。

2 ウェブコンテンツを取得して利用者に提示するあらゆるソフトウェア（ウェブブラウザ、メディアプレーヤなど）。

3 Web Content Accessibility Guidelines. World Wide Web Consortium (World Wide Web で使用される各種技術の標準化を推進するために設立された標準化団体) の勧告するウェブアクセシビリティに関するガイドライン。1999年5月に第1版であるWCAG 1.0が勧告。2008年12月に第2版であるWCAG 2.0が勧告となった。2012年10月には、WCAG 2.0がISO/IEC国際規格「ISO/IEC 40500」として承認された。

資料7 JIS X 8341-3:2016の「原則」「ガイドライン」「達成基準」

原則	ガイドライン	達成基準（適合レベル）
1 知覚可能の原則	1.1 代替テキストのガイドライン 1.2 時間依存メディアのガイドライン 1.3 適応可能のガイドライン 1.4 判別可能のガイドライン	1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準(A) 1.3.1 情報及び関係性の達成基準(A) 外 20 基準
2 操作可能の原則	2.1 キーボード操作可能のガイドライン 2.2 十分な時間のガイドライン 2.3 発作の防止のガイドライン 2.4 ナビゲーション可能のガイドライン	2.4.1 ブロックスキップの達成基準(A) 2.4.4 リンク目的（コンテキスト内）の達成基準(A) 外 18 基準
3 理解可能の原則	3.1 読みやすさのガイドライン 3.2 予測可能のガイドライン	3.1.1 ページ言語の達成基準(A)

	3.3 入力支援のガイドライン	3.3.2 ラベル又は説明の達成基準(A)外 15 基準
4 堅ろう (牢) (Robust) の原則	4.1 互換性のガイドライン	4.1.1 構文解析の達成基準(A) 4.1.2 名前 (name)、役割 (role) 及び値 (value) の達成基準(A)

(注) JIS X 8341-3:2016 を基に当局が作成した。

資料8 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(2016年版、総務省)(抜粋)

3. 運用ガイドラインが求める取組とその権限

3.1. (略)

3.2. 運用ガイドライン(2016年版)が求める取組と期限

3.2.1. (略)

3.2.2. 公的機関に求める取組

公的機関は、障害者差別解消法の施行(2016年4月)、障害者基本計画(第3次)(対象期間:2017年度末まで)等を踏まえ、公的機関の提供するホームページ等について、次ページに示すとおり速やかに対応してください。

(中略)

公的機関に求める取組と期限の目安

公的機関は、提供するホームページ等に関し、以下に示す「1. ウェブアクセシビリティの確保」「2. 取組内容の確認と公開」のとおり、各団体の公式ホームページ(公式ホームページのスマートフォン向けサイト含む)について再優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、速やかに対応してください。

(中略)

1. ウェブアクセシビリティの確保

2016年4月に障害者差別解消法が施行されたこと、障害者基本計画(第3次)の対象期間が2017年度末までとなっていること等を踏まえ、速やかに対応してください。

(1) 既に提供しているホームページ等

JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠している(*1)ホームページ等

ウェブアクセシビリティ対応の取組を継続し、更に取組を推進(適合レベル、対象範囲、取組内容の拡大等)する。 *1: JIS X 8341-3:2010 の達成等級 AA に準拠している場合も同じ

適合レベル AA に準拠していないホームページ等

速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、遅くとも2017年度末までに適

合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）する。

(2) 新規に構築するホームページ等

- ・ 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定
- ・ 構築時に適合レベル AA に準拠（試験の実施と公開）

（図表 略）

2. (略)

5. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

ウェブアクセシビリティ対応を行うべき対象を把握するために、各団体の提供するホームページ等の提供数、所管部署等を確認した上で、各団体として取り組む対象範囲、適合レベル、期限を検討します。検討した内容をウェブアクセシビリティ方針として文書化し、各団体ホームページ等で公開します。

（以下略）

6. 取組の実行

（中略）

6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定

「5.3. ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開」で作成し公開したウェブアクセシビリティ方針を各団体のホームページ等で実現するため、JIS X 8341-3:2016 に基づく各団体のホームページ等の作成のルールをガイドラインとして文書化します。

6.2. 年度ごとに計画し実行する取組

年度ごとに取組を計画し、体制の整備、ウェブアクセシビリティの検証及び改善等を継続的に実行します。

次ページ以降に解説する取組は以下の5項目です。

- ・ ガイドラインの更新 [6.2.1] 1年に1回程度を目安に、ガイドラインの内容に変更の必要がないか確認し、必要に応じて見直しを行います。
- ・ 職員研修 [6.2.2] 職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知します。日々のページ作成・更新において適切な対応を促すとともに、過去に作成し公開したページの改善の取組につなげます。
- ・ 検証 [6.2.3] 各団体で作成し公開しているページについて、定期的にウェブアクセシビリティの問題の有無を確認し改善につなげます。
- ・ ユーザー評価 [6.2.4] 高齢者や障害者をはじめとする利用者に実際にホームページ等を使ってもらうことにより、ホームページ等の問題点を把握し改善につなげます。
- ・ 改善 [6.2.5] 検証、ユーザー評価で確認できた問題点に基づき、各団体で作成し公開しているページのウェブアクセシビリティを改善します。

6.2.1. (略)

6.2.2. 職員研修

職員研修を実施し、ウェブアクセシビリティ対応の必要性、対応方法等について周知します。日々のページ作成・更新において適切な対応を促すとともに、過去に作成し公開したページの改善の取組につなげます。

(1) ウェブアクセシビリティ対応の基盤となる取組

一般的に公的機関では、ホームページ等の更新に多くの部署の職員が携わっており、また、定期的に職員の異動が行われます。

このような体制で運用されるホームページ等ではウェブアクセシビリティを確保・維持・向上するためには、それに携わる職員にウェブアクセシビリティの重要性、具体的な対応方法について理解してもらうことが不可欠です。そこで、職員研修を継続して実施することにより理解を広めること、深めることが極めて重要です。

ポイント！

アクセシビリティチェック機能を備えた CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入している場合でも、ページ作成を行う各職員が目視等により確認しなければならない事項が数多くありますので、CMS の操作を理解するための研修とは別に、ウェブアクセシビリティの研修を実施することが必要です。

(2) 研修の対象者

ホームページ等の運用に関わるできるだけ多くの職員を対象に職員研修を企画し実施します。

例：

- ・ ホームページ管理運営担当部署の職員
- ・ 各部署でページを作成する職員
- ・ 各部署でページ公開の承認を行う職員
- ・ 管理職（ページの公開承認には直接携わらないが、ウェブアクセシビリティ取組を業務として実施することに理解を深めてもらうために実施する） など

(3) 研修の内容

少なくとも、以下の4点について理解してもらえるように、構成と内容を検討します。1～2時間程度かけて、ウェブアクセシビリティにテーマを特化して実施することが有効です。

a) インターネットを活用した広報の重要性

(略)

b) 配慮の対象

(略)

c) ウェブアクセシビリティの重要性

(略)

d) 具体的な対応方法の紹介

(略)

(以下略)

6.3 日々の運用における取組

日々のページ作成・更新等、ホームページ等の運営においてウェブアクセシビリティの対応に取り組みます。

次ページ以降に解説する取組は以下の3点です。

- ・ ページ作成時の対応

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するときに、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

- ・ 公開前のチェック

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティの対応の有無をチェックします。

- ・ 利用者の意見収集と対応

障害者・高齢者等の意見を積極的に収集するよう努め、問題の指摘や改善要望があった場合に速やかに対応します。

6.3.1 ページ作成時の対応

新たなページを作成するとき、又は既存のページを更新するときに、「6.1. 団体内で使用するガイドラインの策定」で策定するガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティに対応します。

JIS X 8341-3:2016 の各達成基準の内容についてはウェブアクセシビリティ基盤委員会が提供している「WCAG 2.0 解説書」を、具体的な達成方法等については「WCAG 2.0 達成方法集」を参照してください。

(中略)

次ページ以降では、公的機関のホームページ等においてウェブアクセシビリティを推進していく過程で、どのように対応したら良いか特に問題となることの多い事例を取り上げ、対応時の注意点等を解説します。

- (1) 施設や避難所への道順等の案内をする際にどのような注意をしたら良いか
- (2) 模式図やグラフにどのように代替情報を用意したら良いか
- (3) 表を掲載する際にどのような注意をしたら良いか
- (4) PDF を掲載する場合にどのようなことに注意したら良いか
- (5) 動画を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

(1)～(3) (略)

(4) PDF を提供する場合にどのようなことに注意したら良いか

PDF は、紙の資料と同じ体裁で印刷可能な電子ファイルを提供できる、ページ数の多い文書をダウンロード提供できるなどの利便性があります。一方で、読み上げ順序が適切でなかったり、画像に代替テキストが指定されていなかったりすると、音声読み上げソフトの利用者が適切に情報を取得できません。また、行内の文字数などが元の原稿のとおり固定化されているといったことが原因で、HTML で作成されたページと比べてスマートフォンなど多様な画面サイズで利用する際に閲覧しづらい場合があります。

PDF で情報を提供する場合は、以下の解説を参考に、できるだけ多くの利用者が適切に情報を取得できるように注意してください。

【JIS X 8341-3:2016 を満たす方法】

PDF を提供する場合は、以下のいずれかの対応により JIS X 8341-3:2016 を満たすことが求められます。

a) PDF ファイルと同じ内容のページを作成し併せて掲載する

PDF ファイルの提供に併せて、同じ内容のページを作成 (HTML で提供) します。HTML で提供するページを JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たすように作成することで、ウェブアクセシビリティを確保します。

b) アクセシビリティに対応した PDF を作成する

PDF の作成過程で必要な対応を行うことにより、JIS X 8341-3:2016 の達成基準を満たす PDF を作成します。

具体的には、ウェブアクセシビリティ基盤委員会の「WCAG 2.0 達成方法集」やアドビシステムズ社の提供する情報に基づいて、PDF を作成します。

(中略)

ポイント！

広報誌やパンフレット等の作成を事業者に委託し、PDF ファイルを納品してもらう場合は、ホームページ等での公開を前提に、JIS X 8341-3:2016 に基づいた PDF とすることを依頼してください。

【JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合】

何らかの理由により JIS X 8341-3:2016 に基づく対応が難しい場合は、下記の例を参考に、できる限り代替手段を提供してください。

【例】

- ・ PDF で提供されている内容の概要を説明するページを作成する。
- ・ PDF で提供されている内容に関する問い合わせ先を明記する。
- ・ PDF ファイルに併せて、Word などの元のファイルを掲載する。

【注意点】 アクセシビリティの観点から問題のある対応

紙の文書をスキャナーなどで画像として読み込み PDF に変換して提供すると、内容を読み取れない利用者が出ます。他の方法で実現できない場合を除き、このような

対応は行わないでください。

(5) (略)

6.3.2 公開前のチェック

ページの公開前に、ガイドラインに基づいてウェブアクセシビリティ対応の不備の有無についてチェックします。

(1) チェックを行うタイミング

以下に例示する通りチェックを行うことができるタイミングは複数あります。できるだけ多くのタイミングでチェックを行うようにします。

例：(原課でページを作成しホームページの管理運営担当部署で公開を行う場合)

- ・ ページを作成した担当者が自分で確認する。
- ・ 原課内で承認を行う担当者が確認する。
- ・ ホームページの管理運営担当部署で公開承認を行う担当者が確認する。

(2) チェックの方法

以下に例示する通りチェックの方法が複数あります。できるだけ複数の方法を組み合わせてチェックを行うようにします。

例：チェック方法の例

- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、ウェブアクセシビリティのチェックツールを用いて確認する
- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、CMS (コンテンツ・マネジメント・システム) のアクセシビリティ・チェック機能を用いて確認する
- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、音声読み上げソフトにより作成したページを読み上げて確認する
- ・ ページの作成・更新を担当する職員が、チェックリストを用いて確認する
- ・ ホームページの管理運営担当部署において、ウェブアクセシビリティについてある程度の知識を有する職員が確認してから公開承認する

注意点！

チェックツールや CMS のチェック機能は、全体的な傾向を把握する際には有効ですが、すべてを機械的に判定することはできません。JIS X 8341-3:2016 の要件を網羅した確認を行うために、人による判断も併せて実施する必要があります。

(以下略)

6.3.3、6.4 及び 6.5 (略)